

前原市神在藤瀬家住宅解体に伴う学術調査報告
一一〇〇一年三月

神在 藤瀬家住宅



神在

藤瀬家住宅

前原市神在藤瀬家住宅解体に伴う学術調査報告 二〇〇二年三月



前原市文化財調査報告書第八〇集

前原市教育委員会



↑江戸後期の藤瀬家住宅西南側外観

↓江戸後期の藤瀬家住宅北東側外観

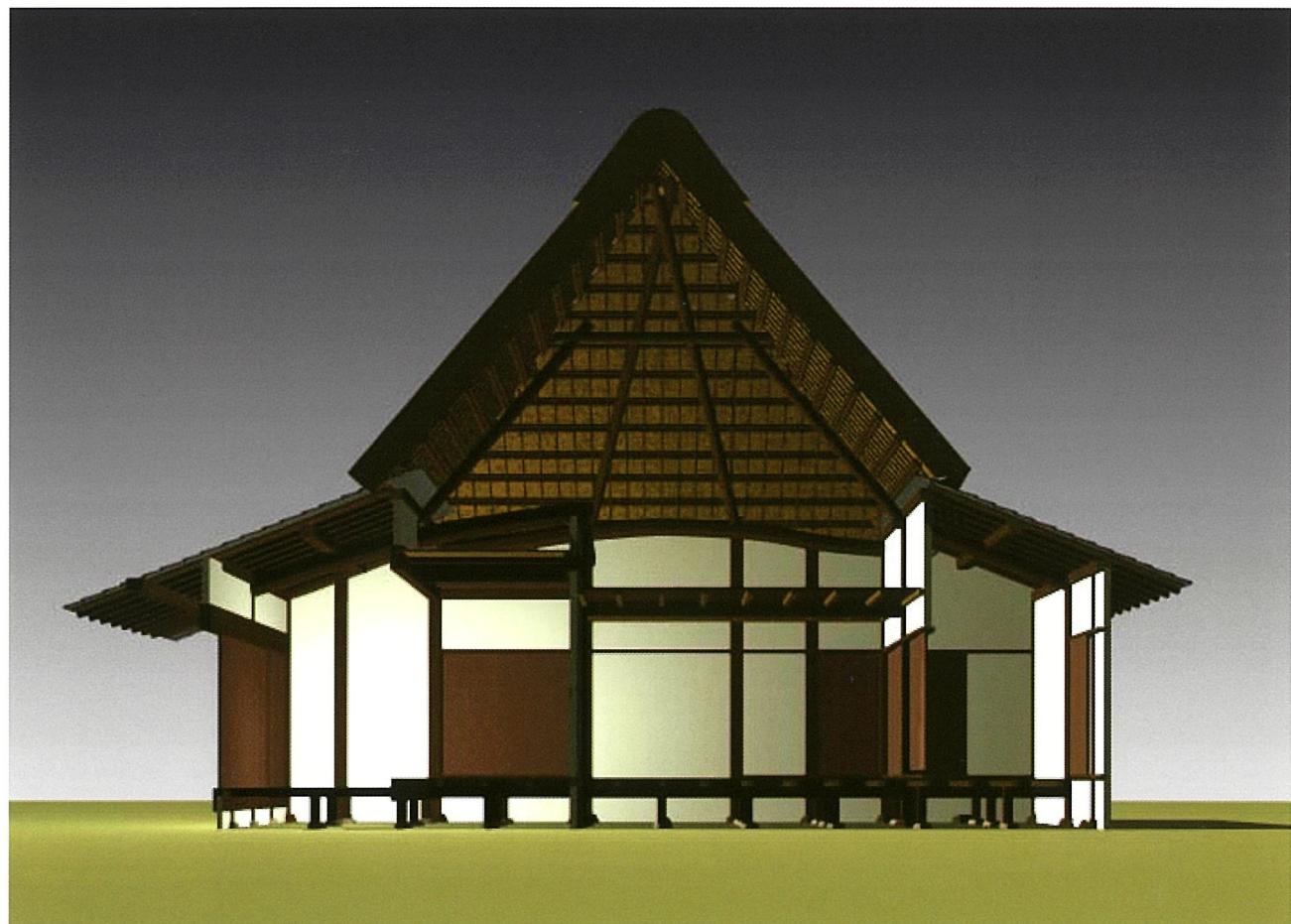




↑江戸後期の藤瀬家住宅 縦断面透視図

↓江戸後期の藤瀬家住宅 横断面透視図（カンジョウバ、イマ、ダイドコロ）





↑江戸後期の藤瀬家住宅 横断面透視図（オゲンカン、オヘヤ）

↓江戸後期の藤瀬家住宅 横断面透視図（オザシキ）



はじめに

前原市では、前原市内文化財保存整備基本計画を策定し、市内の文化財の保存整備に積極的に取り組んでいるところです。

このようななか平成12年初夏に、江戸時代中津藩の大庄屋であったと伝えられる神在所在の藤瀬利春氏住宅の建替計画を知り、歴史的価値のある民家建築であることから、極力現地保存できないかと協議を進めました。

しかし藤瀬家側の建替えの意向は変わりませんでした。

このため、家屋取り壊しの止むなきをえなくなつたことから、前原市としては九州芸術工科大学との共同研究によって解体調査を行いましたが、宮本雅明教授とその研究室を中心とする調査によって福岡県内で建築年代の最も古い民家建築であることが明らかとなりました。

調査の実施から報告書作成に至るまで、藤瀬利治氏、納富道介氏をはじめ多くの関係者の方々の御協力によって完成することができました。深甚より感謝いたします。

この解体調査報告書が、糸島の歴史・文化の解明にむけての学術資料として、また文化財愛護思想の普及に活用されれば幸いです。

平成14年3月29日

前原市教育委員会

教育長 菊竹 利嗣

目 次

序 調査の概要	1
0.1 調査の経緯と目的	1
0.2 調査の体制と経過	1
0.3 調査の方法と内容	1
1 藤瀬家住宅の環境	2
1.1 神在と藤瀬家の歴史	2
1.2 周辺環境の現在	3
2 藤瀬家住宅の構成	4
2.1 解体前の建築調査	4
2.2 屋敷構え	4
2.2 建築構成	4
2.4 復原考察	15
2.5 藤瀬家住宅の評価	17
付 納富道介家住宅について	22
3 藤瀬家住宅の解体	24
3.1 解体保存事業の経過	24
3.2 解体工事	24
3.3 破損状況	24
3.4 痕跡の採取	27
3.5 形式技法	30
3.6 発見資料	37
3.7 発見遺物	38
4 藤瀬家住宅の復原	40
4.1 復原考察の方法	40
4.2 元文2年建築当初の構成	41
4.3 江戸後期の増築と改造	52
4.4 明治初期の増築と改造	53
4.5 藤瀬家住宅の建築履歴	55
5 藤瀬家住宅の再建に向けて	57
5.1 建築構成の特徴	57
5.2 同時代の民家建築	57
5.3 藤瀬家住宅の評価	59
5.4 移築復原と保存活用	59
5.5 建築費の概算	60
6 CG モデリングによる藤瀬家住宅	61
6.1 モデリングの方法	61
6.2 江戸後期の藤瀬家住宅	62
6.3 元文2年の藤瀬家住宅	73
付 藤瀬家襖下貼古文書類 表題一覧	79

序　調査の概要

0.1 調査の経緯と目的

前原市神在に所在する藤瀬利治家と納富道介家は、旧中津藩領の大庄屋職を務めた家柄で、建築年代が江戸期に遡る主屋と優れた庭園を残すことで知られ、納富家の庭園は昭和初期の史蹟名勝天然記念物調査で取り上げられ、調査報告が残されている。昭和47年度に実施された福岡県民家緊急調査でも、藤瀬家と納富家の調査がなされたが、部分的には旧状を伝えるものの、改修などが多かったことから、報告書には納富家座敷の概説と欄間写真のみ収められている（太田静六『福岡県の民家』九州大学工学部建築学教室、1973年）。

平成12年に至って、藤瀬家の主屋の改築計画が持ち上がったため、両家の建築史学的調査を改めて実施し、文化財としての評価を行うこととなり、平成12年7月6日から7日にかけて緊急調査を実施した。配置図と架構図の採取、現況平面図、断面図、敷地図の実測、写真撮影、来歴の聴聞、痕跡採取などの調査を実施した。

調査の結果、建築年代が元文2年（1737）に遡り、建築当初の軸組を数多く残し、建築史学上重要な民家建築遺構であること、庭園や屋敷構えと一体となった環境にも優れることができ明らかとなり、現地での保存が強く求められたが、やむなき事情によって現地での保存が困難となつたため、藤瀬家は前原市教育委員会と協議の上、建築遺構を前原市へ寄贈することを決定された。

そこで藤瀬家住宅については手作業による解体を行い、部材を保存するとともに、建築の形式技法を記録し、建築履歴の痕跡を採取し、建築部材を保存・実測し、建築履歴の復原考察を行い、将来の移築再生及び保存活用に備えるための学術調査を実施することとなった。

0.2 調査の体制と経過

現地での解体期限は平成12年9月末とされたため、前原市教育委員会は急遽、解体部材保存の計画を立て、平成12年8月25日建物解体に着手した。

建築の解体工事業務は松尾建築設計室（代表：松尾光一）の監督下に友岡工務店（代表取締役：友岡健児）が担当し、学術調査業務は前原市教育委員会文化課（課長：松井昇、参事：小池史哲）と九州芸術工科大学歴史環境研究室（代表：宮本雅明）との共同研究によって実施し、松尾建築設計室が協力することとした。

なお、工事に際しては大工佐々木昇、阿賀野勝美、一坊寺進、友岡武、友岡修二、石松弘の協力を得、調査に際しては九州芸術工科大学大学院学生樋口崇、日隈康喜、今村華子、森元智子、同大学研究生松崎佳子、同大学学生馬場祥之、安陪静香の協力を得た。

0.3 調査の方法と内容

調査は建築解体前の調査、解体中の調査、解体後の調査に分かれる。解体前の調査では、緊急調査によって得られた略実測の平面図、断面図、配置図、立面図を淨書し、撮影した写真を整理することによって、解体前の建築構成を把握するとともに、採取した痕跡に基づいて可能な限りの復原考察を行つた。調査結果は第2章に報告する。

解体中の調査では、写真撮影と図面採取・実測を実施し、形式技法の把握を行い、建築履歴を把握するための痕跡採取を行い、将来の移築再建に備えるための基礎資料を整えた。調査結果は第3章に報告する。

解体後の調査では、保存された建築部材のうち、建築当初の柱材の実測を行い、痕跡図を作成するとともに、他の建築部材の痕跡採取を行い、当初の建築構成とその後の変遷を3期にわたって把握し、このうち江戸期に遡る2期についてはCGモデリングによる3次元復原図を作成した。調査結果は第4章に報告し、CGによって作成した図面は第6章に収めた。

以上の建築調査と並行して、文献資料・絵図資料の調査を行い、藤瀬家を取り巻く環境の把握に努めたが、遺憾ながら成果は乏しかった。調査結果は第1章に報告した。

最後に以上の調査結果に基づいて藤瀬家住宅の評価を行うとともに将来の移築再建に向けての提言・方策をまとめ、第5章に収めた。

なお、報告書の執筆担当は、序章：宮本雅明、第1章：宮本雅明、第2章：宮本雅明、第3章3.1～3.6：松尾光一、3.7：小池史哲、第4章：宮本雅明・今村華子、第5章5.1～5.4：宮本雅明・今村華子、5.5：松尾光一、第6章：今村華子で、CGモデリングを含む図面は今村華子が担当し、報告書の編集は宮本雅明が担当した。

1 藤瀬家住宅の環境

1.1 神在と藤瀬家の歴史

藤瀬家と納富家が所在する神在は長野川下流域に位置する農村で、怡土郡の中津藩領を構成する24村の1村であった。近世初頭には太閤蔵入地であったが、唐津藩領、幕府領を経て享保2年(1717)以降は中津藩領となり、行政的には神在組に属した。この神在組大庄屋を務めたのが藤瀬家と納富家で、環濠と藪で囲繞された集落北側に、相隣してともに広大な屋敷を構える。

近世の神在村は神在の他、長原、牧、犬石、竹崎、赤坂の6集落から成っていた。神在の歴史を伝える資料は少ないが、村の名は元禄・宝永期に編纂された『筑前国続風土記』に公領「神有村」として見え、元禄4年の家数51戸、人口431人、宝暦11年の家数84戸、人口397人、弘化4年の人口463人であったことが知られている。『福岡県地理全誌』(明治8年)によると、明治8年の家数125戸、人口589人、285人が農業、工業に5人、商業に15人、雑業に22人が従事し、他に従者2人、雇人36人を数え、典型的な農村集落であった。神社は

神在に神在神社、寺院は犬石に浄土宗鎮西派の長栄寺があった。

神在の集落は北方の小字古屋敷から長野川の氾濫を避けるため移転したと伝えられる。これを記した史料は未見であるが、古屋敷には古井戸が残され、集落が存在した可能性は高いと見られている。集落移転の時期は定かでないが、元禄年中の神在を描く村絵図には、現在の集落位置に民家の屋根が描かれ(由比章祐『怡土志摩地理全誌』怡土篇、糸島新聞社、1989年)、ことに藤瀬家と納富家と目される屋根が大きく描かれること、納富家には近年まで正徳2年(1712)建築の土蔵がかつて存在したと言い、庭園には元禄11年(1698)と宝永4年(1707)の紀年銘を有する石灯籠が残されることから、集落と屋敷地の成立は元禄11年以前まで遡ることは確実と考えられる。

藤瀬家は中津藩領となった享保2年に大庄屋職を任じられ、納富家は天保期に大庄屋職を任じられたことが、藤瀬家所蔵文書より明らかとなっている。なお、中世史

→「元禄年中絵図面神有村」に見える
神在集落(由比章祐『怡土志摩地理全誌』
怡土篇、糸島新聞社、1989年より)





↑藤瀬家屋敷林遠景

料を伝えることで知られる藤瀬文書は、享保期（1716～36）まで東村宮司宅に伝來したもので、藤瀬家の由緒を物語る史料ではない。

1.2 周辺環境の現在

藤瀬家の位置する神在の集落は、二丈町との境界をなす小高い丘陵の北麓に位置する神在天満宮の北側に広がり、西側・北側・東側を田地が取り巻き、集落の周りは小さな水路が巡らされ、その内側に屋敷林が取り巻いて



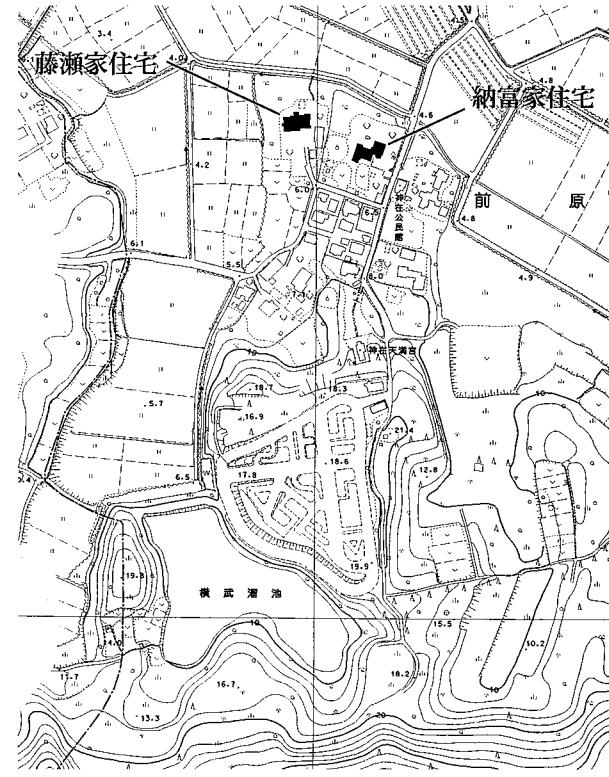
↑納富家屋敷林遠景

いる。特に、藤瀬家と納富家を取り巻く屋敷林は鬱蒼とした森の体をなし、見応えある集落景観を形成している。

納富家は北側から集落へアクセスする道路に面し、東面して屋敷地を構え、藤瀬家は西側から集落へアクセスする道路に面してアプローチを開き、南面して屋敷地を構える。両家の南側と東側にも民家が広がり、集落の南端に神在天満宮が境内を構える。



↑神在とその周辺 (1:50000)



↑藤瀬家・納富家とその周辺 (1:5000)

2 藤瀬家住宅の構成

2.1 解体前の建築調査

解体前の調査は、藤瀬家住宅の現状、建築年代、建築履歴を把握することによって、藤瀬家住宅の価値を明らかにすることを目的として行われた。建築年代については、祈祷札が発見されたことによって明らかとなつたが、建築履歴については、大正期の絵図によって大正期の姿は明確に捉えることができたものの、建築当初の姿とその後の変遷については、改造が大きいため、正確な把握は困難であった。しかし、解体を目前に控え、早急な価値の把握が必要であったため、多分に推定を含みながら、建築履歴を3期に分けて捉えつつ建築当初の復原平面図を作成し、これに基づいて藤瀬家住宅の評価を行つた。

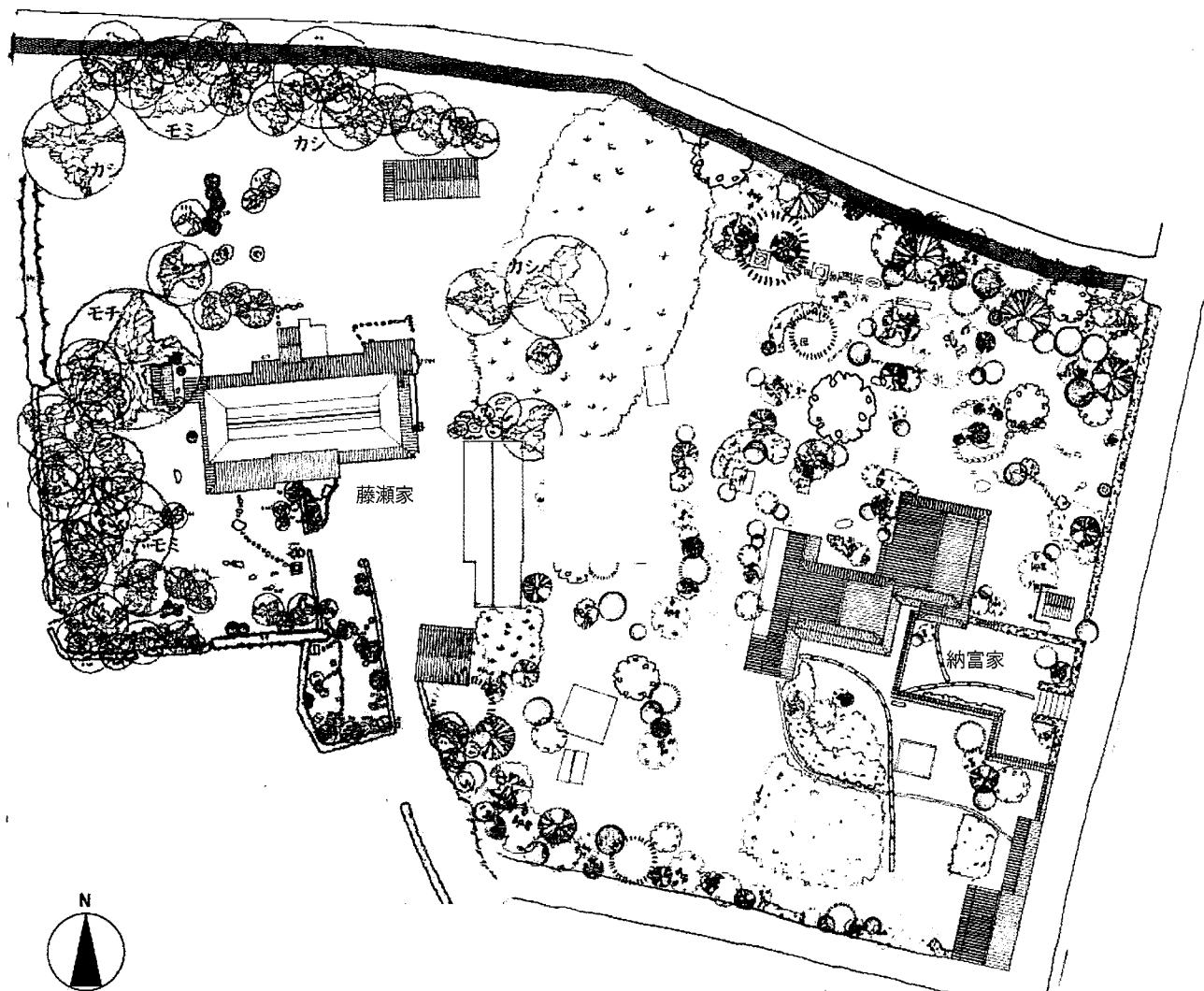
この解体前の調査結果は、緊急調査報告として前原市教育委員会へ提出したが、この内容を転載することに

よって、解体前の調査報告に替えた。当然ながら、解体時の調査、解体後の調査によって明らかになった事実、特に座敷部が建築後まもなく増築されたことについての記述はないが、調査過程を示すものとして、図面・写真とともに明らかな誤りを除いて転載することとした。

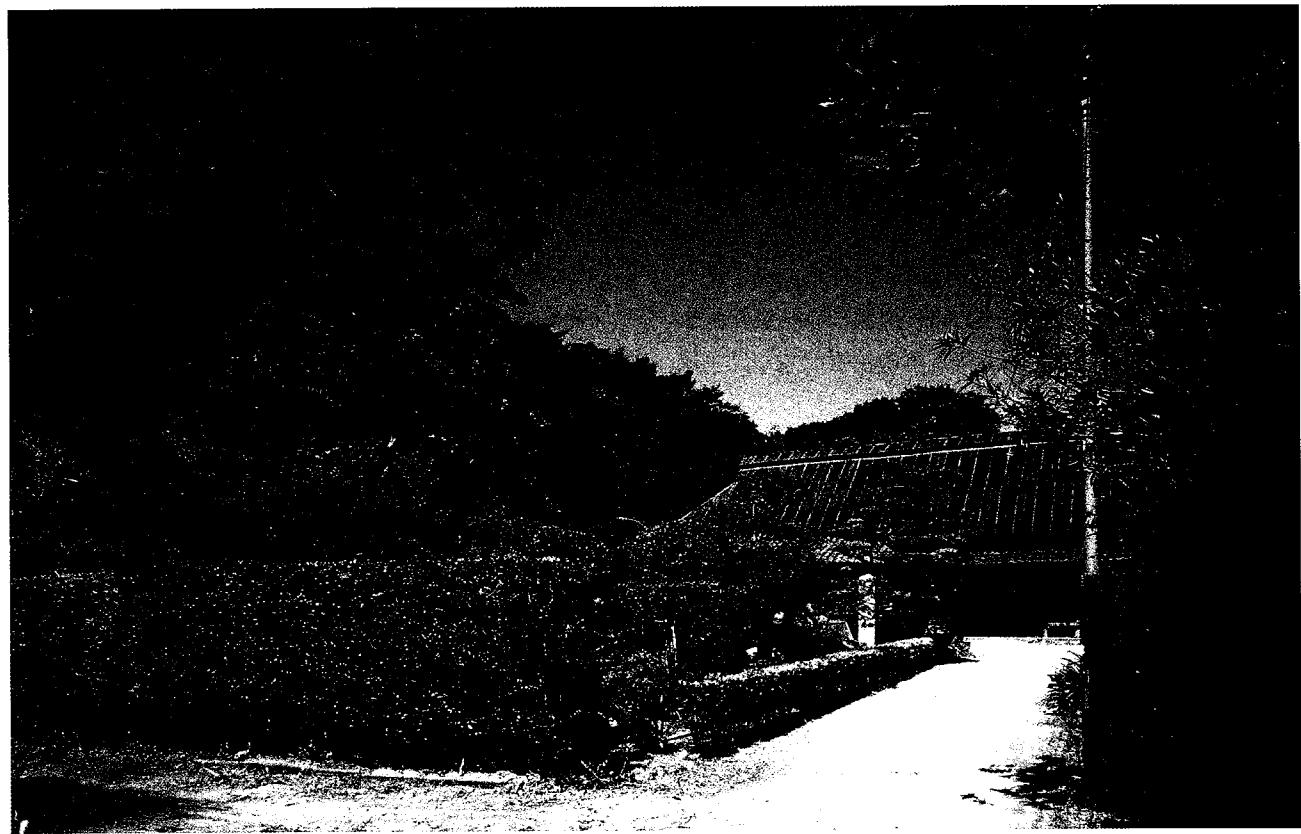
なお、本章では写真は原則として解体前の調査において35mm判にて撮影した写真を収載したが、家具調度類を搬出した後、6×7版、6×6判にて撮影した写真も大判にて収載した。また、解体前に撮影できなかつた個所については、家具調度類を搬出した後、35mm判にて撮影した写真も、併せて収載することとした。

2.2 屋敷構え

藤瀬家の敷地の北側と西側は、小さな水路と屋敷林を



↑藤瀬家及び納富家配置図



↑ 藤瀬家正面遠景

↓ 藤瀬家庭園から二丈岳を望む



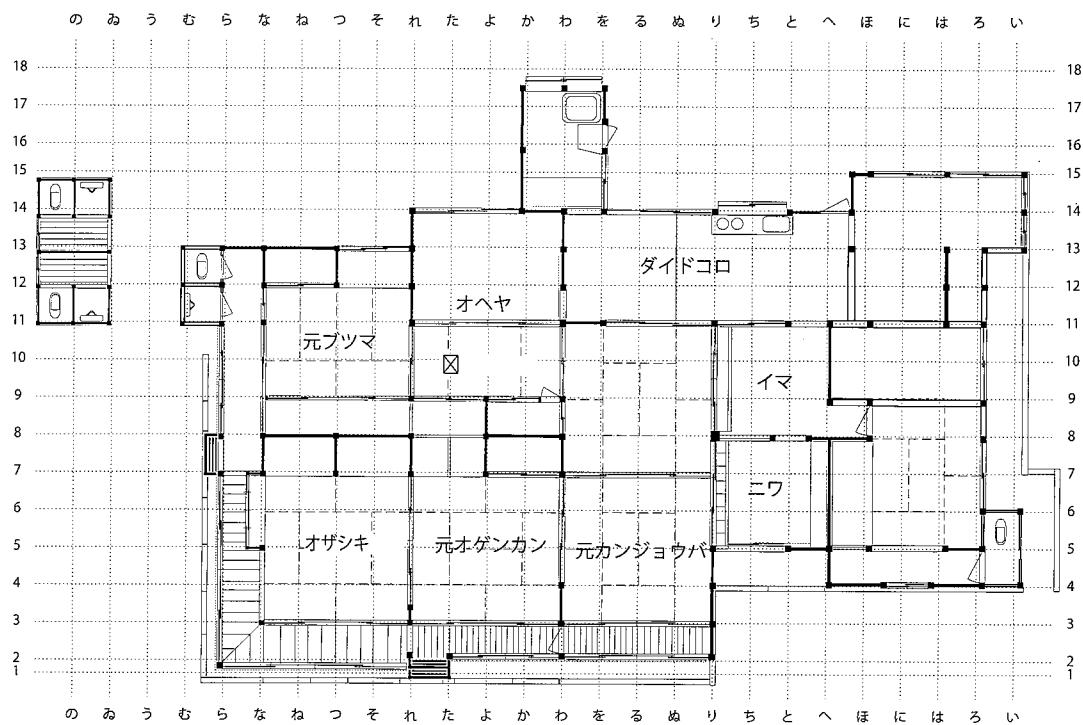
介して水田が広がり、東側は屋敷林を介して納富家の敷地が広がり、南側は生垣を介して東西に走る集落内道路に面する。主屋は南を正面として建ち、主屋の西南側には二丈岳と水田を借景とした庭園が設けられ、南側の道路から主屋正面に至るアプローチと庭園との間を生垣で区画する。

主屋の西北側には便所、北側には風呂場が別棟で配され、主屋の東南側、アプローチ路の東側には納屋が配され、いずれも平屋建で切妻造桟瓦葺の屋根を戴く。主屋

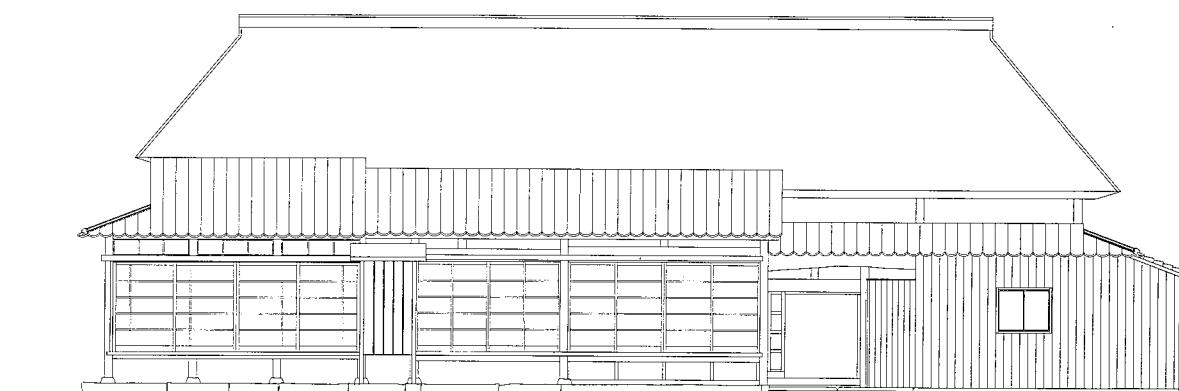
西側には別棟座敷があったと伝わるが、その痕跡は確認できなかった。

2.3 建築構成

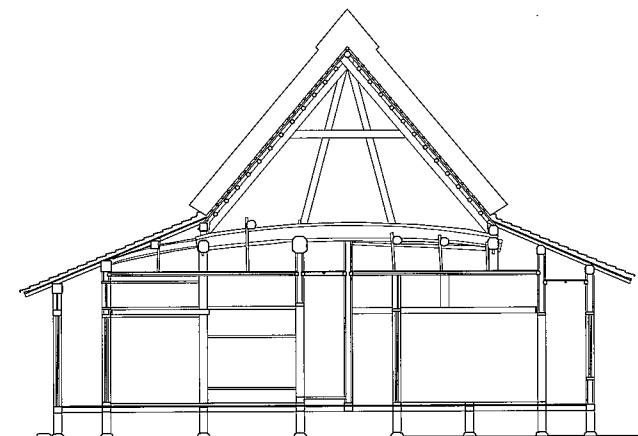
ここでは藤瀬家住宅の解体前の建築構成について、主として解体前の調査によって得られた知見を述べたい。解体時の調査によって得られた知見は第4章において述べ、解体後の実測によって得られた知見に基づく建築当初の藤瀬家住宅構成とその後の変遷については、第5章



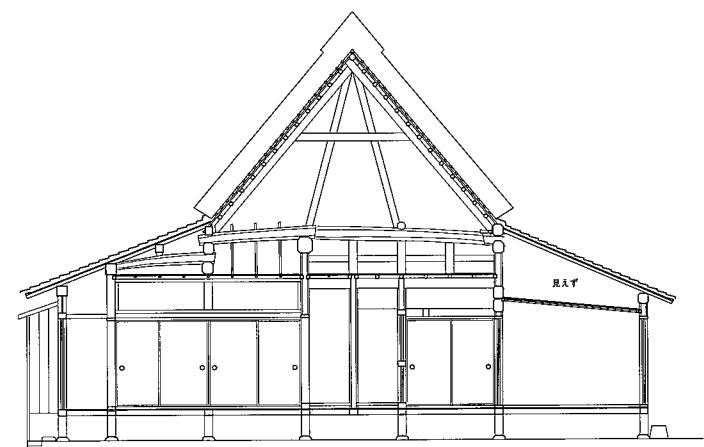
↑解体前平面図



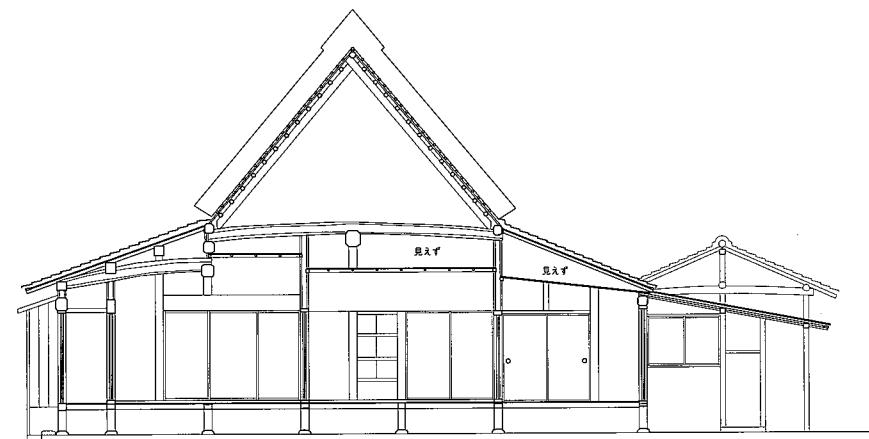
↑解体前正面図



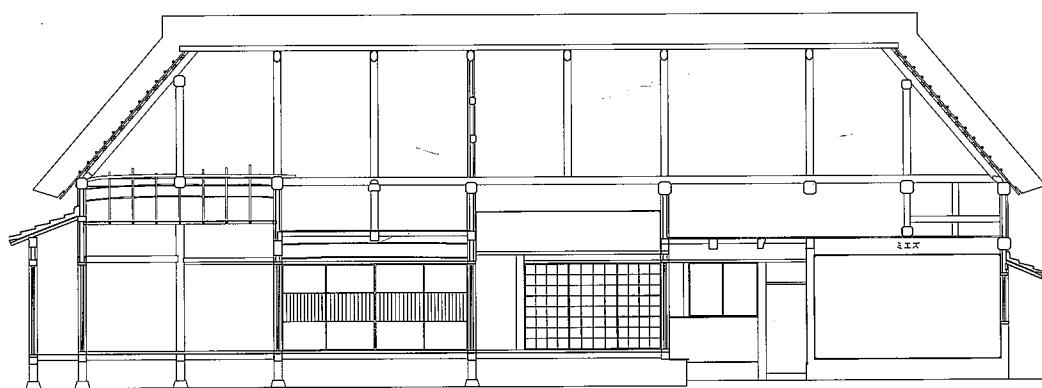
↑解体前横断面図



↑解体前横断面図



↑解体前横断面図



↑解体前縦断面図



↑正面東南側外觀

↓背面東北側外觀

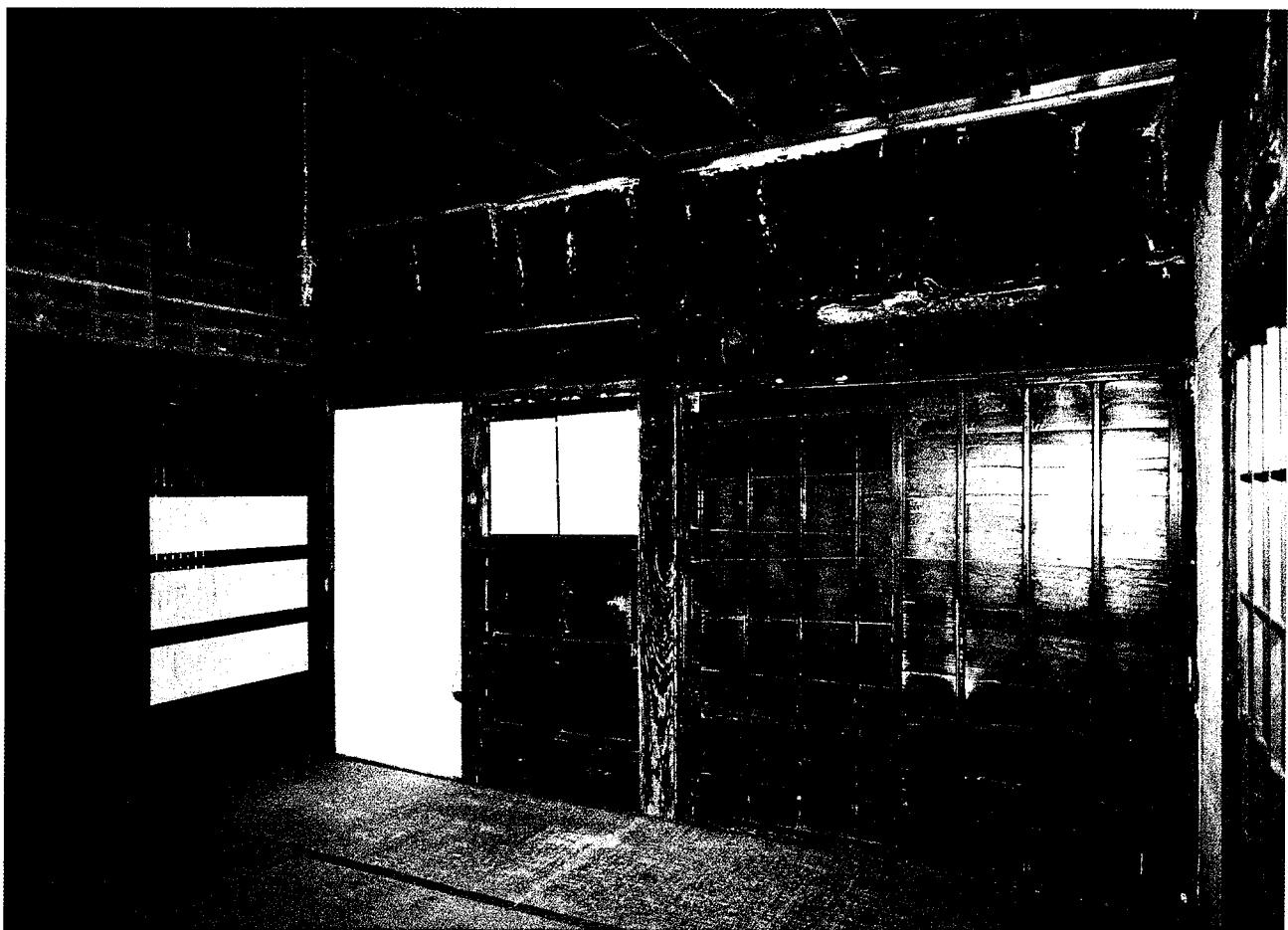




↑庭園より望む正面西南側外観

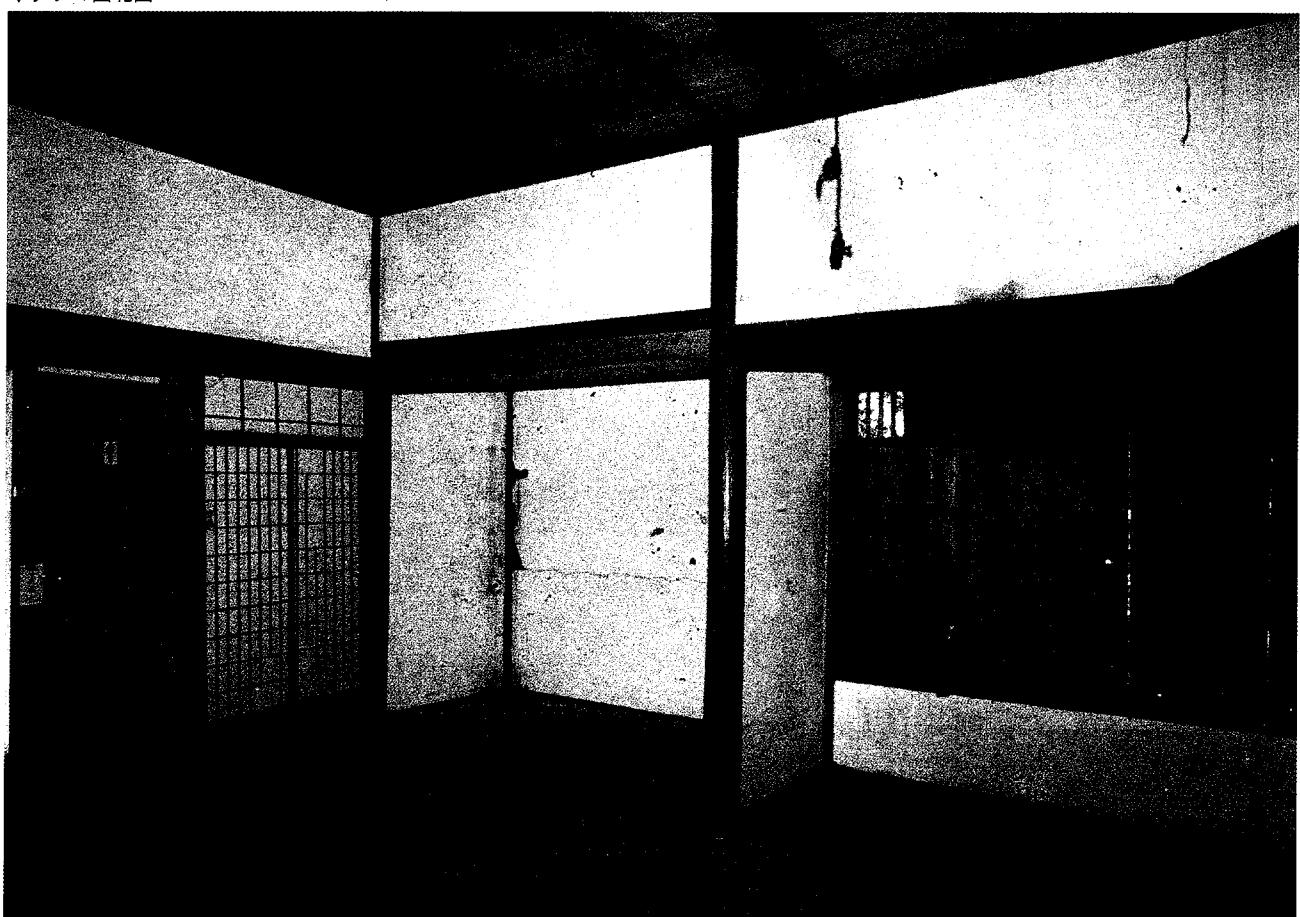
↓庭園より望む西側外観側面





↑イマ西南面

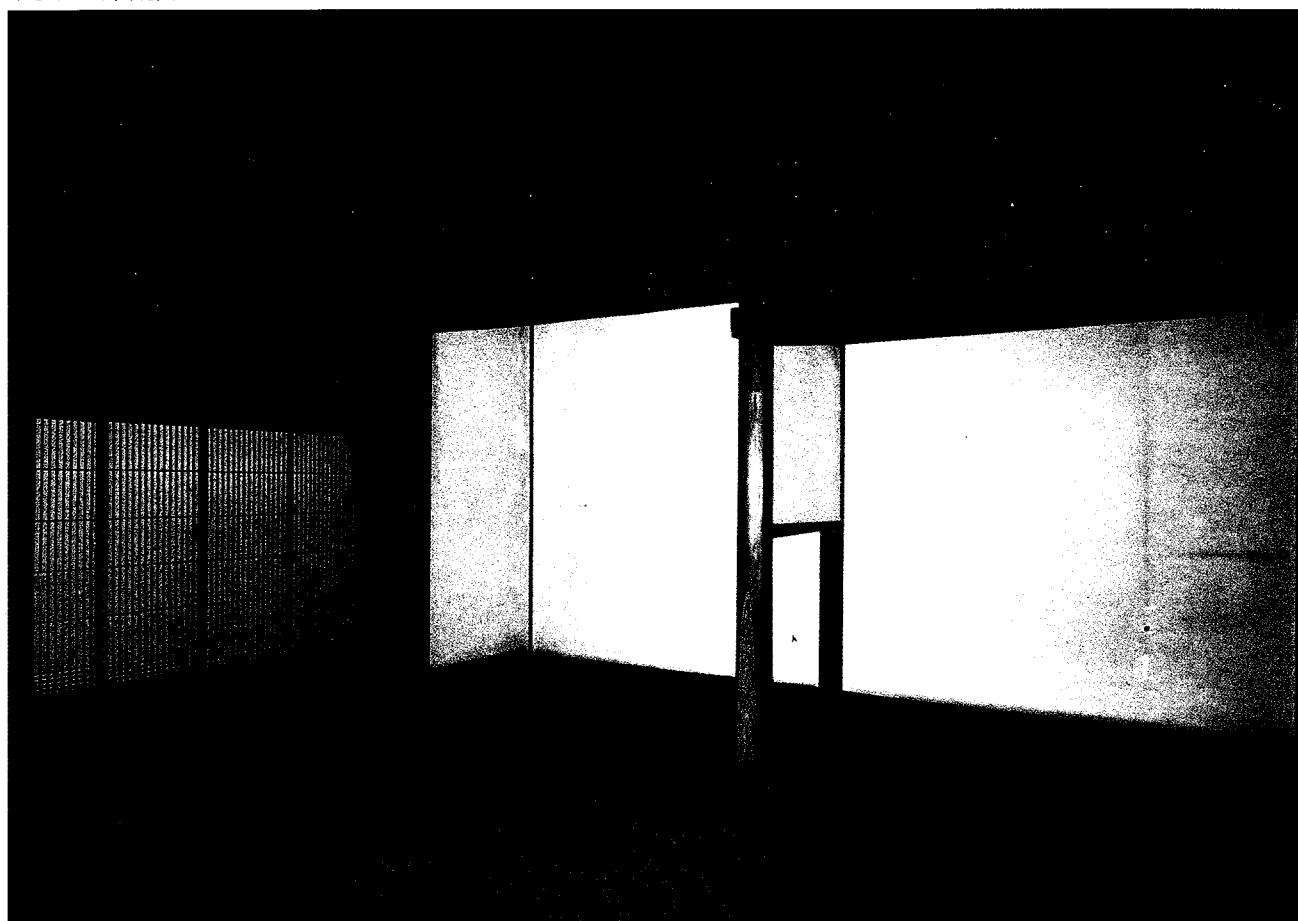
↓ブツマ西北面





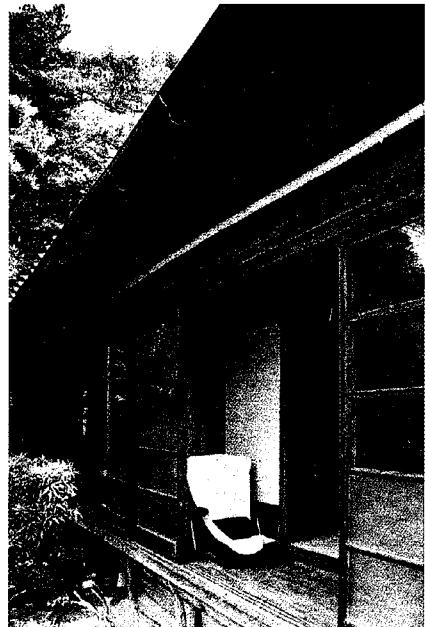
↑オザシキ南西面

↓オザシキ西北面





↑ニワ正面入口



↑カンジョウバ外観

↓ニワからカンジョウバを見る



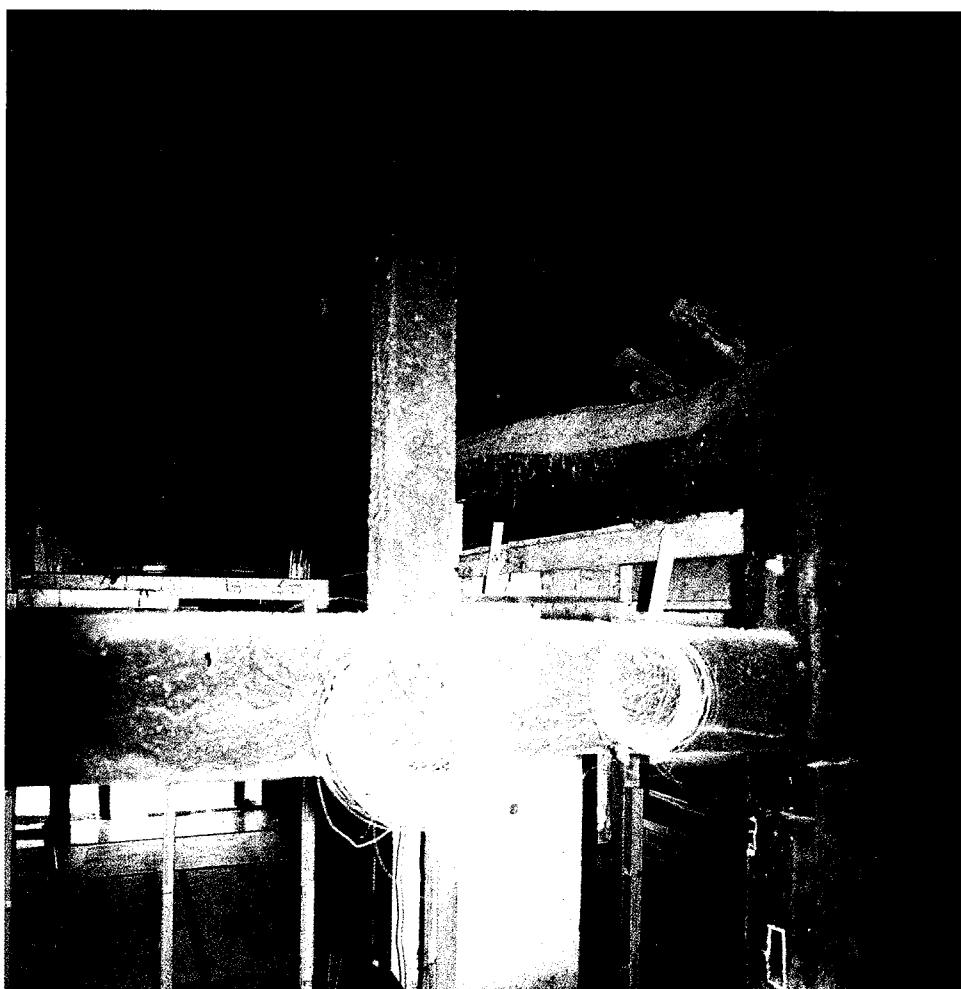


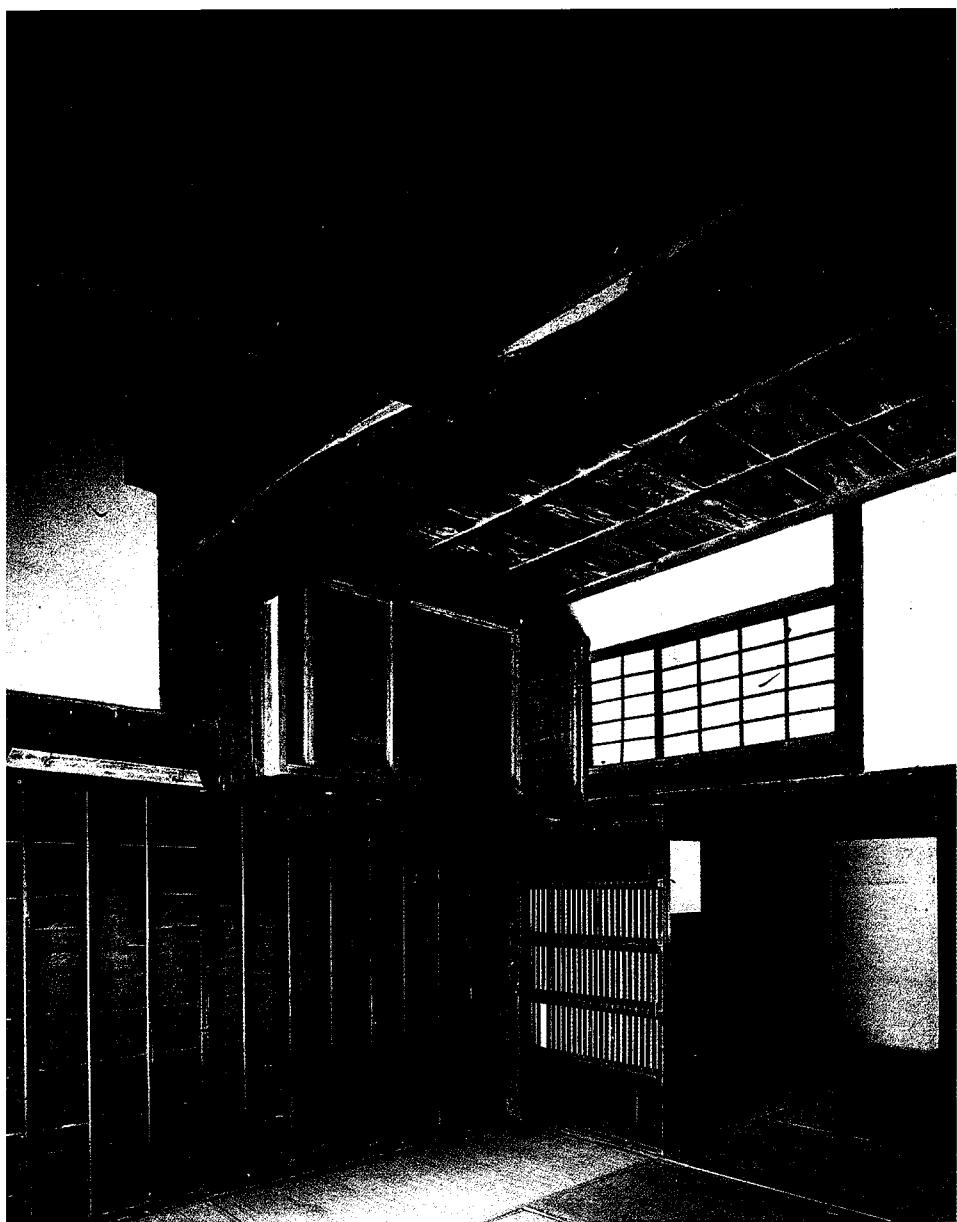
↑北側下屋下のニワ



↑ニワ南側から見たイマ前のニワ

↓ニワ上部の梁組





↑カンジョウバ北西面

↓オザシキ西側縁

↓オザシキ南側縁



において述べたい。

主屋は南面した直屋で、梁間3間、桁行9間を測る上屋の周りに1間幅の下屋を巡らすが、南側は上屋の一部を切り上げて1間から半間幅の下屋を架け、北側は下屋を延ばして1間半から2間幅の下屋を架け降ろす。下屋は梁間が異なるだけでなく、軒高や勾配が微妙に異なり、数回の増築を経たことが明らかである。上屋の屋根は寄棟造茅葺として鉄板で覆い、下屋はいずれも桟瓦で葺くが、北側の一部は鉄板葺とする。

軸部は自然石礎石上に松材の角柱を建て、1間おきに上屋梁を架け渡し、梁上を桁で繋いで折置組とし、梁上に挿した釤首を組むが、下屋廻りと座敷廻りは杉材の角柱を建てる。間中柱はなく、上屋梁は胴差上に建てた束柱で受ける。東西両端の釤首は中梁で繋ぎ、妻側からの釤首を中梁で受ける。小屋組の中程の釤首は二段の貫で繋ぎ、東側を化粧面として土壁を造り、屋根裏は東西に二分される。

平面の基本構成は東側に土間のニワを設け、西側に6間取りの居室を設けるものであるが、ニワの東半にも床を設けて2室を造っている。6間取りの居室は、ニワに沿って表にカンジョウバ、奥にイマ、西側表にオザシキ、奥にブツマ、両者の間にオゲンカン、奥にオヘヤを配する構成で、イマと土間の北側に位置する下屋下をダイドコロとし、かつては井戸や竈が置かれていた。

上屋の天井は土間とオヘヤのみ根太天井とし、他は棹縁天井を吊る。カンジョウバとイマ上部には、梁上部に簾子天井を設け、棹縁天井と併せて二重天井とする。下屋の天井は登り梁を架けた化粧屋根裏天井とするが、ダイドコロ上部のみベニヤ板を張る。

オザシキは北側に床の間、西側に1間幅の付書院を設け、平長押を打って廻り縁を巡らし、床指しの棹縁天井を張る。ブツマも北側に床の間を設け、面皮付長押を打ち、西側に縁を設け、床差しの棹縁天井を吊る。かつて仏壇が設けられた床脇には窓が設けられる。なお仏壇は現在オゲンカンに移されている。

オザシキから臨む景観は、大きく育ったモチとモミの豊かな木立の合間から、遠景に二丈岳、中景に緑豊かな丘陵地、近景に水田が望まれ、その左手に手入れの行き届いた築山を築いた庭園を望むもので、この上ない豊かな景観が展開する。ただし、庭園越しに二丈岳を望む景

観は、オゲンカンから望む景観が最も優れている。庭園とアプローチをオゲンカンとカンジョウバの外側で画する位置に設けられた生垣は、かつては土塀であったと伝えられ、道路よりのアプローチに面した生垣と庭園は大正期の造園になると言う。

2.4 復原考察

解体前の調査によって得られた知見に基づき、大略の復原考察を行った結果を以下に記す。柱は新材と旧材が入り混じり、旧材は表面を覆ったものが多く、梁も一部切断され、一部は取り替えられているため、痕跡による復原は容易ではないが、残された家相図、軸組架構などを勘案すると、建築履歴は建築当初の第一次、江戸後期以降の第二次、大正初期以降の第三次に分けて把握できる。

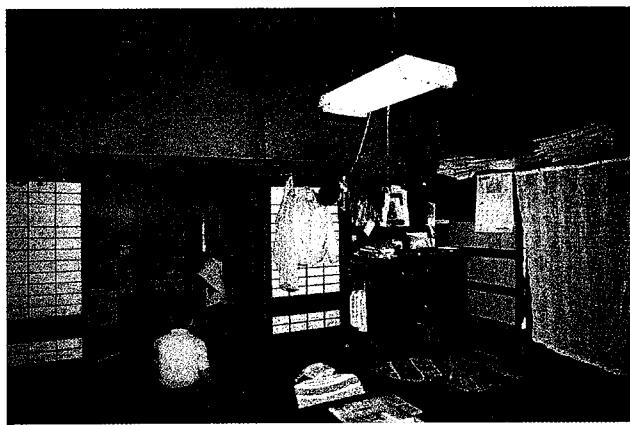
オザシキとブツマは杉材の柱を用いるが、色付けを施した旧材と素木の新材が入り混じる。オザシキは縁周りを含む天井が旧材、柱と床の間、長押が新材を用い、ブツマは柱と床の間、長押が旧材、縁周りを含む天井が新材を用いる。新材による造作は現当主利治氏の祖父、大正8年没の利八郎による造作と伝わり、残された家相図は造作後の状況を示したと見られる。これによって大正初期の第三次復原平面図を作成できる（図3）。

この大正初期の造作によって、上屋を切り上げて下屋垂木を継ぎ足し、天井と回り縁・下屋庇を移動し、新たな柱を建ててオザシキを南側に拡張し、新たな床の間・平書院・長押を設け、古い床の間・長押を東側に移動させ、新たな天井を張ってブツマを増設し、同時にオザシキ部分上屋の梁と桁も取り替えたと見られる。

これらの造作を施す以前の姿については、床の間や廻り縁の位置など、不明な点が多い。解体に伴う調査をまって復原を検討し、第二次復原平面図を提示したい。

軸組には松材を用いるが、下屋柱筋とオザシキ・ブツマ廻りには杉材を用いる。裏手の下屋は、上屋の梁尻に登り梁を架けた痕跡が残ることから下屋を拡張したと考えられ、ニワ廻りの下屋は、上屋柱筋に貫の痕跡が残ることから増築されたと考えられ、下屋柱は杉材に取り替えまたは杉材にて増築されたと考えられる。その時期は18世紀後期から19世紀前期のことであろう。

この江戸後期（第二次）の状態に至るまでに大きな改



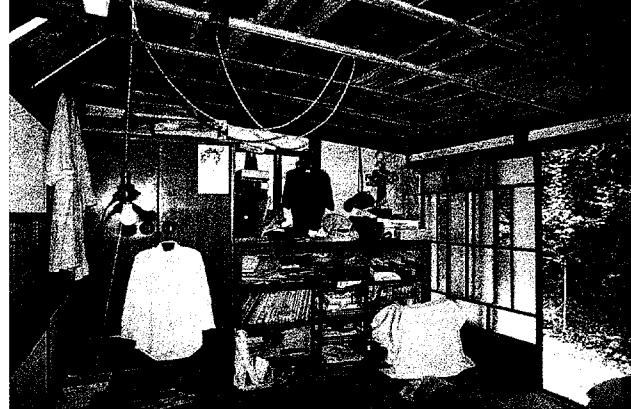
↑イマ東南面



↑カンジョウバ東南面



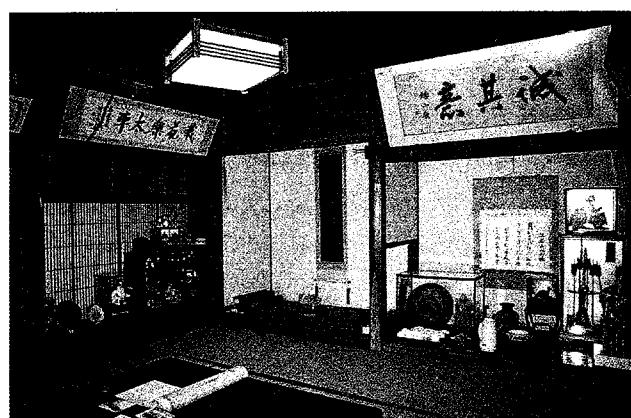
↑正面外観古写真



↑オヘヤ北側の部屋西北面



↑オザシキ南東面



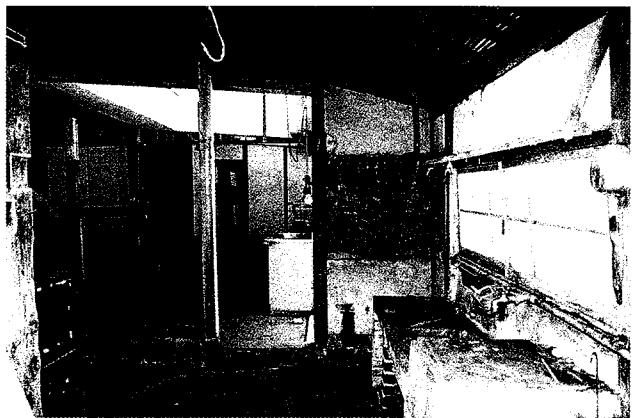
↑オザシキ北西面

造がいくつか施されている。これらを列挙すると、以下の通りとなる。①土間に沿ったカンジョウバとイマに敷居を設けて畳敷とし、両者を画する壁と建具を設け、棹縁天井を設けた改造、②オゲンカン上部の上屋を切り上げ、垂木を架けて下屋を設け、棹縁天井を低く張って、オゲンカンを南側に 1 間拡張したと見られる改造、③カ

ンジョウバ上部の上屋を切り上げて下屋を設け、南側へ 1 間拡張したと見られる改造、④オヘヤ北側の間中柱を抜いて差鴨居を通し、下屋を設けて居室を増設したと見られる改造、⑤土間の北側と東側に、間中柱を抜いて成の高い胴差を通し、開口部を設けて下屋を巡らし、二方へ空間を拡大した改造などである。



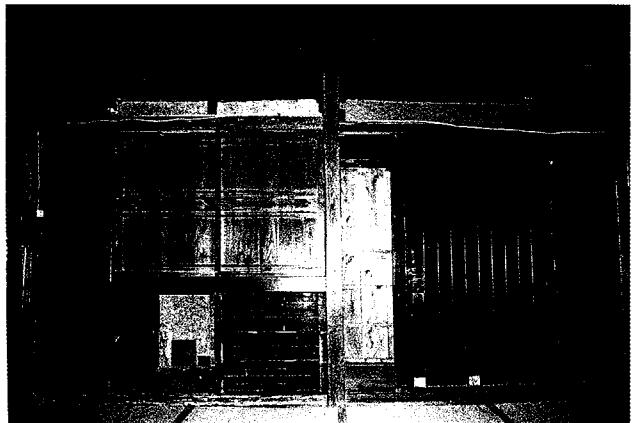
↑ダイドコロ前のニワ



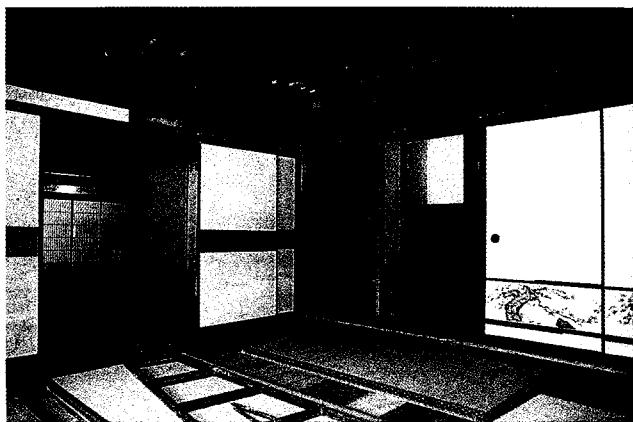
↑ニワからダイドコロを臨む



↑ダイドコロ



↑オヘヤ南面



↑オゲンカン北西面



↑ブツマ南東面

他にも数多くの改造が施され、ダイドコロや土間回りの改造については把握が困難であった。現段階でこれらの改造が加えられる以前、建築当初の姿について復原考察を試みることは困難である。よって第一次復原平面図についても、解体に伴う調査をまって提示したい。

2.5 藤瀬家住宅の評価

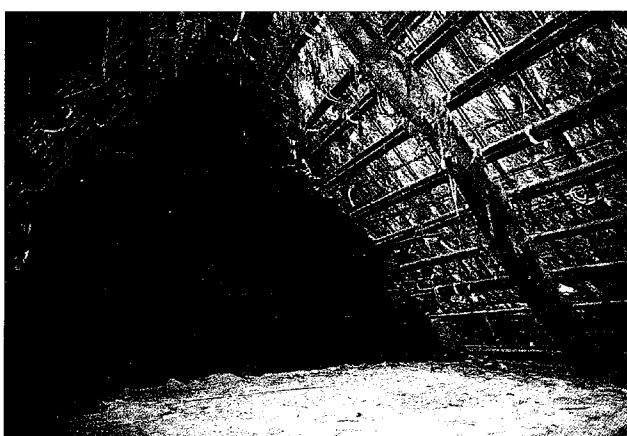
以上の復原考察の結果、藤瀬家住宅の建築当初の姿を想定すると、広大な土間と板敷の広間から成り、1間おきに柱を配して周りを壁で閉ざし、屋根裏まで上部を吹き抜いた古めかしい空間と、床の間と廻り縁を備えた畳敷の座敷と天井の高い玄関から成る緊密で開放的な先進



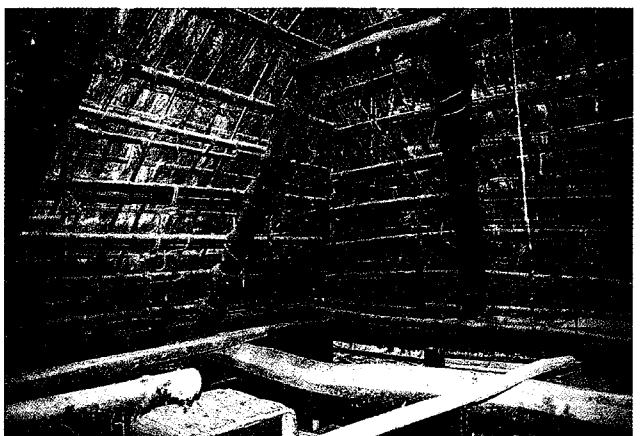
↑ プツマ北西側外観



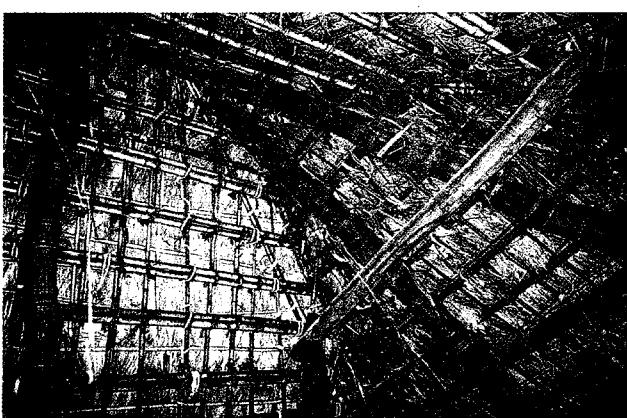
↑ プツマ西側縁



↑ イマ上部小屋



↑ ニワ上部小屋



オザシキ上部小屋

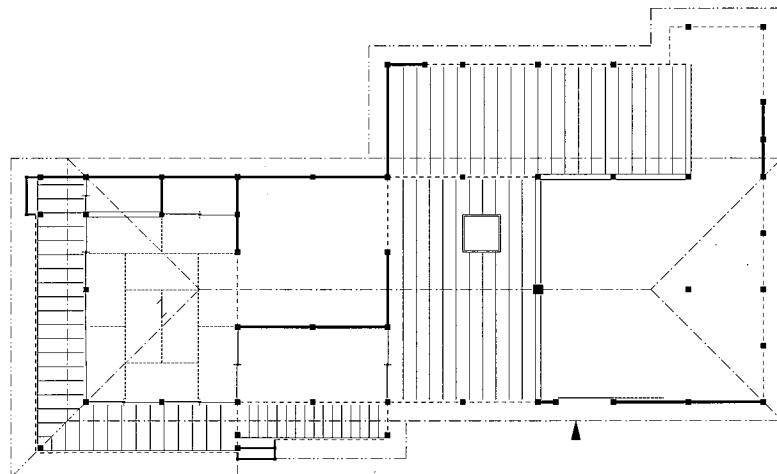


ゲンカン上部小屋

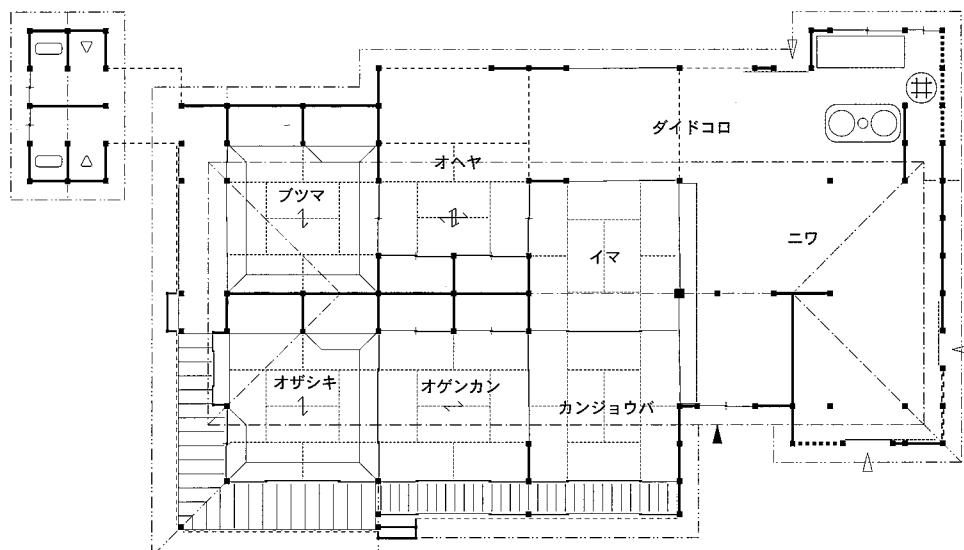
的空間が、壁で閉ざされた納戸と屋根裏に立ち上がる境界を介して接合した建築構成上の特徴が浮かび上がる。これらの特徴のうち、先進的空间は建築年代が18世紀後期に下がること、古めかしい空間は18世紀前期まで遡ることを示している。だが、大正期の改造によってオザシキ・ブツマ廻りの柱・梁が取り替えられているため、断定は出来ないが、残された柱と扱首を見る限り、建築

構造は一体をなすと見られる。

建築当初の柱の一つ、表の大戸口南脇の柱に打ち付けられた祈祷札には、「□□全家内安全祈穏」「□□貳丁巳年」「吉祥日」の文言が読み取れ、年号は不明ながら干支が読み取れる。該当する年号は元文2年（1737）以外になく、祈祷札を打ち替えた形跡も認められず、これ以前の建築であることが明確である。鉄仕上げの材は転用



↑江戸後期推定復原平面図



↑大正初期推定復原平面図

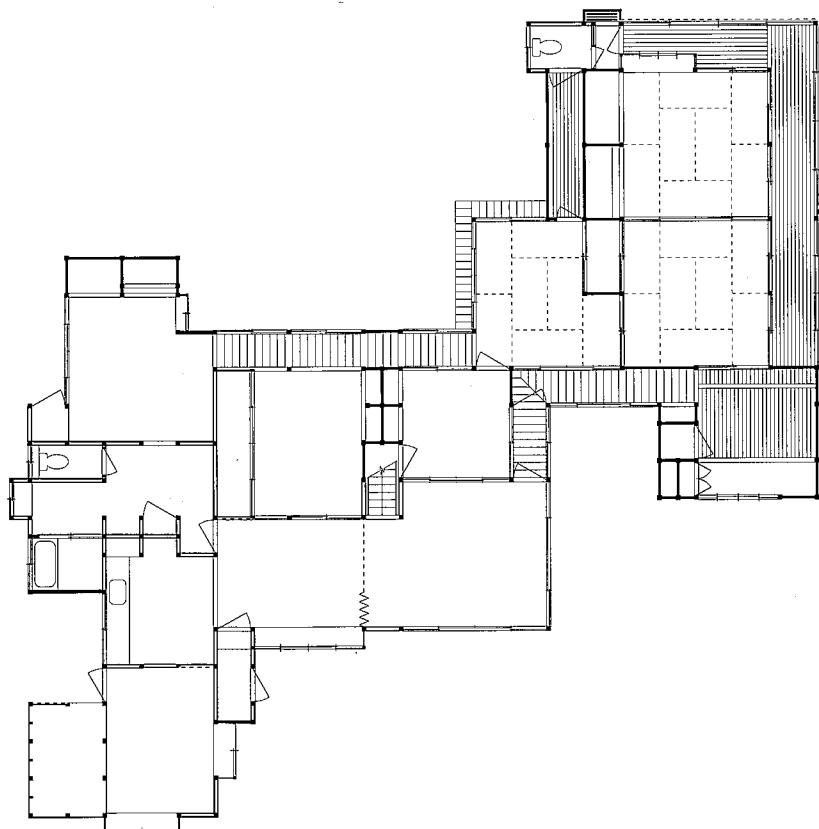
材と見られる柱のみで、床の間と長押を設け、廻り縁を備え、太い大黒柱に太い二重梁を架けるなど、先進性を示す点に疑問も残るが、これらは大庄屋を務めた家柄であることに起因すると考えておきたい。

九州地方において建築年代が18世紀前期に遡ると考えられる民家はいくつか存在するが、そのことを証する資料を有する民家は存在しない。重要文化財指定の民家では、鋸仕上げの柱を残す福岡県新宮町の横大路家は17世紀に遡ると考えられているが、明確な資料は存在しない。佐賀県の川打家住宅、鹿児島県の祁党院家住宅、大分県の後藤家も18世紀前期の建築と考えられているが、建築年代を証する資料は存在しない。逆に、建築年代が明確な重要文化財指定の民家は、柱に墨書が残される大分県の神尾家住宅の明和8年（1771）、柱に刻銘のある宮崎県の藤田家住宅の天明7年（1787）が最古である。

以上の点を鑑みると、藤瀬家住宅は建築年代が元文2

年（1737）以前に遡ることが明確な九州地方唯一の民家建築で、土間と広間を一体化した吹抜けの大空間の存在と間中柱を建てて周囲を壁で閉ざす点に古式が窺える一方、鉋仕上げの材と太い二重梁を用いた造作と床の間・長押・平書院と廻り縁を施した開放的空間は、大庄屋を務めるに相応しい先進性を示しており、近世民家建築の歴史的変遷を知る上できわめて重要な住宅遺構である。建築と一体をなす屋敷林で囲繞された屋敷構えと二丈岳を望む庭園も大庄屋に相応しい風格を示しており、周囲の田園景観も旧状をよくとどめ、住宅を取り巻く環境的・景観的価値も一級品である。現地保存を図って適正な保存修理工事を施し、歴史文化と生活環境の教育・学習に活用を図るべき貴重な建築遺産として高く評価できる。

保存対策が緊急に求められる藤瀬家の場合、種々の事情が重なって現地保存が困難であること十分に予想される。解体やむなき事態に立ち至った時、現地保存ができなくとも、18世紀前期に遡る大庄屋の民家建築遺構

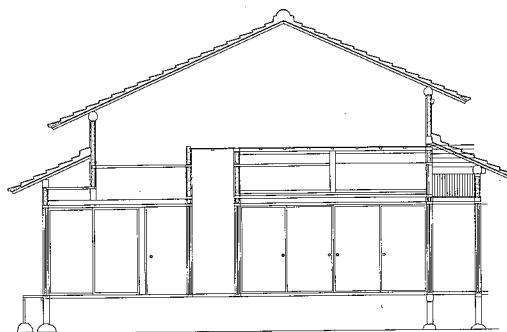


↑納富道介家現状平面図

としての価値は残るので、解体に伴う調査を丹念に実施した上で、部材を整理・保存し、将来の移築保存に備えるべきであろう。

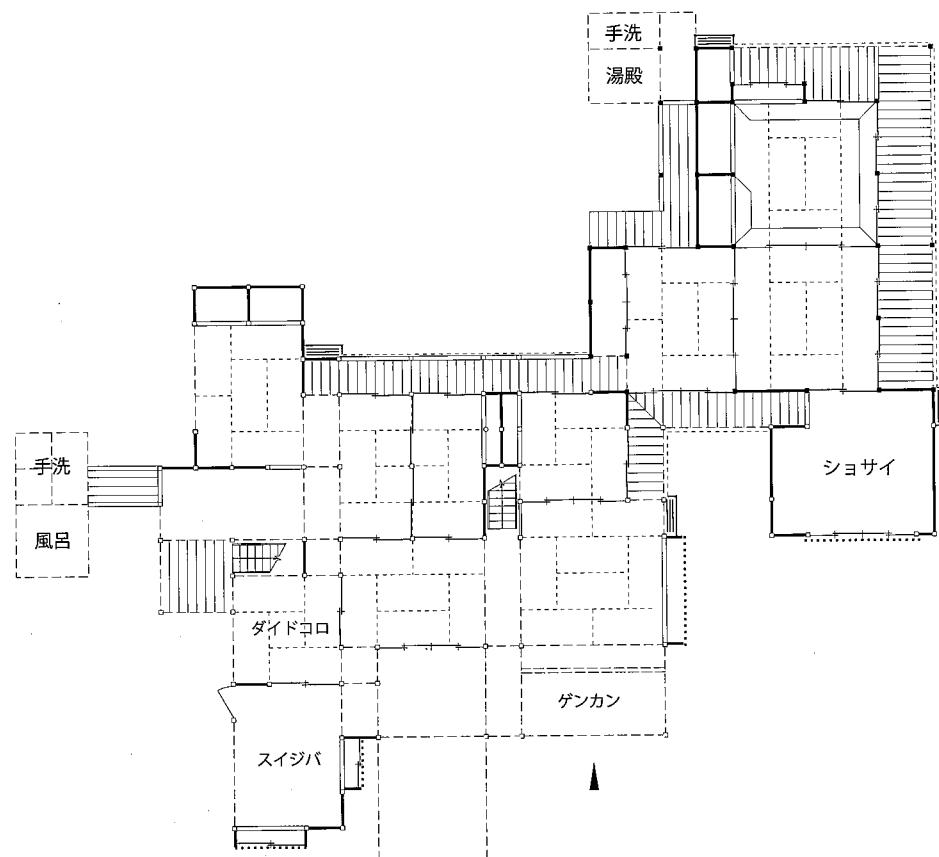
なお、解体後に新築される住宅は周囲の庭園や景観に相応しい姿となることが望ましい。廻り縁を備えた座敷や玄関を解体された建物と同じ位置に設け、庭園と生垣で画されたアプローチに面した正面出入口も、可能な限り同じ位置に設けるなどの工夫を施すことによって、風格ある屋敷地全体の歴史的景観が保存されるよう、慎重に建築計画が進められることを望みたい。

以上のように、藤瀬家住宅と納富家住宅は建物そのものに大きな価値が認められるが、周囲の庭園や田園景観と一体的に保存を図ることによって、その価値はさらに高いものとなる。とくに建築年代を18世紀前期に絞り込むことができる藤瀬家住宅は、現地保存が図られるなら、将来は国指定の可能性も考えられよう。江戸期の主屋を失った納富家住宅も、優れた庭園と一体をなす点に



↑納富道介家座敷棟断面図

大きな価値が認められる。両家が属する集落も、水田と環濠に囲まれた中に屋敷林が浮かび、他には見ることのできない貴重な景観を形成しており、両者が現地に保存されることによって、建築や庭園という単体としての価値のみならず、集落環境という群としての価値も高まるこことなろう。



↑納富道介家推定復原平面図

付 納富道介住宅について

納富家は集落の北側、藤瀬家の東隣に位置し、広大な屋敷地を構える。屋敷地は東側の道路に面し、敷地中央に主屋、北側から東側にかけて庭園と屋敷林を配し、北側には環濠を介して水田が広がる。東側道路に面して石垣を築き、中程に長屋門跡と見られる天端を整えた石垣と石段を配し、敷地東南隅には小屋を配する。

主屋は入母屋造桟瓦葺二階建の主棟と片入母屋造桟瓦葺平屋建の座敷棟から成り、後者が江戸期の建築、前者が明治初期の建築と見られる。二階建の主棟は外壁を真壁に造る立ちの高い建物で、改造が大きいため当初の姿を明確にできないが、二階に主座敷を設け、一階は南側に土間、北側に居室を配する構成であったと見られる。小学校入学前の道介氏が写っている写真には、すでに立ちの高い二階建棟が見えるので、明治初期の建築と見られる。

江戸期の建築になる座敷棟は、続き間の座敷に入母屋造の別棟玄関が取り付く構成であるが、玄関は昭和15年の造作になり、当初は書斎であった。当初の座敷棟は続き間をなす8畳敷の座敷と8畳敷の次の間に8畳敷の玄関の間が鍵の手に取り付く三間取りの構成であったと見られる。

座敷棟の軸組は自然石礎石上に杉材の角柱を1間おきに建て、上屋梁を折置に組み、桁を載せて和小屋を組み、北側と東側に桟瓦葺の下屋を巡らす。下屋上には折置に組んだ梁尻を見せ、庭園に面した屋根は切妻造とし、妻面は大壁に造る。

座敷は廻り縁を巡らして床の間と1間幅の付書院を設け、床脇に天袋と地袋を備え、長押を巡らした本格的なもので、天井は床差しの棹縁天井とし、各部屋境には欄間が嵌められ、特に座敷と次の間境の欄間は葡萄の透かし彫りを入れて見応えがある。柱には明治初期に起こった百姓一揆の際、鉈で切りつけられた跡が残される。これら座敷飾りは19世紀中期の特色を示しており、納富家が藤瀬家に代わって大庄屋を務めた天保期の建築と推定される。この座敷に臨む庭園は、遠くの山並みを借景として築山を築いた本格的なもので、風格ある座敷に相応しい構成を示す。昭和初期の史蹟名勝天然記念物調査報告に収められた当時の庭園の写真と配置図によって、履歴を辿りつつある程度の復原も可能である。



↑正面外観



↑正面外観古写真

この庭園と分かち難く一体性を示す座敷棟は、建築年代が明確ではないが、外部の景観と内部の意匠に優れた上質の三間取りの続き間座敷で、建物を取り巻く庭園や屋敷林と一体的に保存を図るべき貴重な建築遺産である。西隣の藤瀬家住宅とともに保存・活用を図るなら、さらにその価値は増すと思われる。



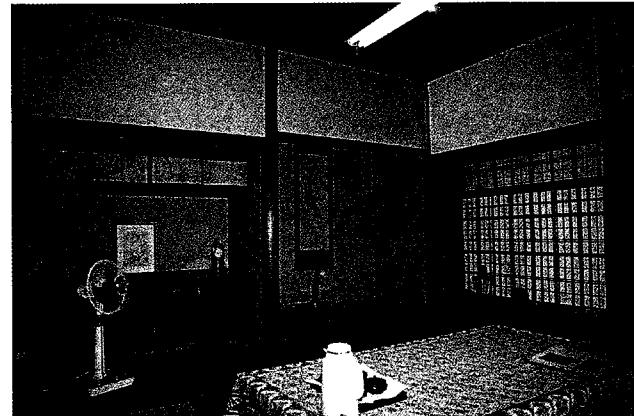
↑東側正面屋敷構え



↑座敷棟外観



↑庭園から見る座敷棟



↑座敷床の間



↑欄間



↑次の間

3 藤瀬家住宅の解体

3.1 解体保存事業の経過

○事業の運営と経過

解体保存工事と解体に伴う学術調査は、前原市の単独事業として事業費 8,305,500 円、解体工事期間は四週間、その後学術調査は平成 13 年 3 月末の工期でとりまとめ、諸般の事務については前原市教育委員会において事務処理を行った。

解体保存業務は松尾建築設計室が受託し、解体工事の施工は松尾建築設計室より株式会社友岡建設へ注文し工事を行った。

○事業関係者

本事業の関係者は次の通りである。

事業者は前原市（市長：春田整秀）で、担当は前原市教育委員会文化課（課長：松井昇、参事：小池史哲、文化財係：岡部裕俊）、業務受託者は松尾建築設計室（代表：松尾光一）で、株式会社友岡建設（代表取締役：友岡健児）が協力した。

解体に伴う調査は松尾建築設計室と前原市教育委員会文化課が担当し、九州芸術工科大学歴史環境研究室（代表：宮本雅明）が協力した。工事に際しては大工佐々木昇、阿賀野勝美、一坊寺進、友岡武、友岡修二、石松弘の協力を得、調査に際しては九州芸術工科大学大学院生樋口崇、今村華子、森元智子の協力を得た。

3.2 解体工事

○仮設工事

解体地には調査及び解体作業用足場として、外部には登桟橋付の軒足場を組み、転落防止のためメッシュシート張りとした。内部にはステージ足場を組み、脚立足場を併用した。

部材保存場所は前原市曾根にある前原市管理体育施設の相撲場が用意され、部材運搬後は全体にブルーシートをかけ、保管場所範囲に杭を打ちロープを廻す程度の応急的な措置としている。

○解体工事

旧藤瀬家住宅は数回の改変を繰返され、当初部材の残存は少ない。また移築の目処は立っておらず、保存材を最小限とするため、基本的には建設当初材と判断される部材のみを保存する方針で作業を進め、必要に応じサンプル保存を行っている。運搬にはダンプトラックとユ

ニック車を使い、保存場所では相撲場の軒が低いためリフトを使用し小運搬整理を行った。

解体前に建物柱位置を基にした解体平面番付を定めた。本報告書ではカタカナと算用数字の組合せで示すこととしたが、詳細は第 4 章に収めた図（41, 54, 55 頁所載各復原図）を参照されたい。また、明らかな新建材を撤去した時点で現況写真撮影を行った。

解体作業は極力人力としたが、工期の都合上明かな増築部分、屋根藁葺の撤去作業にはバックホウを使用し、軸組の解体は 5t クレーン、バックホウを使用した。

工程は屋根を養生のために残し、内部から順序よく解体し、並行して必要な調査作業を行った。

3.3 破損状況

○概要

解体直前まで藤瀬氏が居住され、部分的な補修や補強を繰返され、また床下は床高が高く、ほとんど湿気もなくよく乾燥し、白蟻の害もなく、解体前は比較的良好な状態に見えた。ただ、水廻りのある炊事場付近は湿気のため柱足元の腐蝕が酷く、軸部の傾斜もあった。付柱している当初柱や張板している差物は虫喰いが進み、決して良好な状態ではなかった。

ここでは解体中及びその後新たに判明したことも補足することにした。

○地盤・基礎

主屋の敷地は平坦地で、上屋の位置する場所は雨葛石の高さ分高く、床高も高いため床下内の湿気は少ない。

礎石は周囲の雨葛石、内部の野面石の礎石、東石は大きい不同沈下はなかった。

土間叩きは湿気が少ないため、大変固い状態で、床下も土砂が堆積していたものの湿気はなく固い状態だった。

○軸部

柱の当初材の多くは松材が使われ、中古の改変の際に杉材が使われていた。当初の柱は付柱されているものが多く、そのため虫喰いが酷いものがあった。

小屋梁や上屋桁、差物は虫害で仕口の形状を留めないものがあり、改変の際やその都度補強柱や金物で補強されていた。

中古に西側に増築されたと推測されるが、その際の改変が当初材の腐蝕や虫害を助長したと推測される。



↑北より カンジョウバ畳撤去状態。色付けされた床板が混在している



↑西より オゲンカン、カンジョウバ畳撤去状態。色付けされた床板が混在している



↑東より ダイドコロ後補の床板撤去の状態



↑東より オヘヤ畳撤去状態。色付けされた床板が混在している



↑南より オザシキ畳撤去状態



↑北東より ブツマ畠撤去状態

○小屋組

北面の雨漏りしていた箇所の桁は腐蝕が酷く、取り合う小屋梁も腐蝕が進んでいた。中古に西側に増築された際の境に当たる部分は痛みが激しかった。

○屋根

屋根は南面のみ昭和30年代に葺き替えられたそうで、その後北面の雨漏りが酷くなり、全面に鉄板で覆っている状態であった。北面は鉄板を剥ぐと全面に摩耗し、麦

藁が腐り、鉢竹が露出し、鉢竹、小舞竹、垂木竹、屋中竹とも折損していた。南面はそれほど痛みはなかった。

下屋の桟瓦葺は葺替えられている。瓦は土葺きで、桟瓦は相当不陸が生じ、雨漏りが相当見られた。軒瓦は唐草模様鎌軒瓦が使われていた。隅棟には丸桟丸冠瓦、熨斗瓦には片付熨斗瓦が使われていた。

○床組

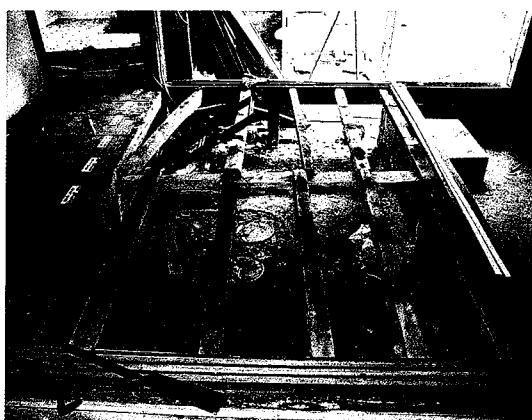
床組は改変の都度手を加えられ、古材と推測される床



↑北東より カンジョウバ、オゲンカン、オザシキ床板解体状態



↑南より イマ床板解体状態



↑南より ダイドコロ床板解体状態



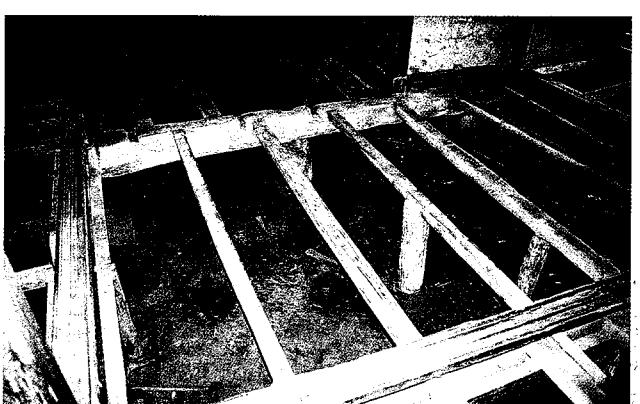
↑西より イマ、ダイドコロ境の大引



↑北より オヘヤ「ヨ」通りの大引



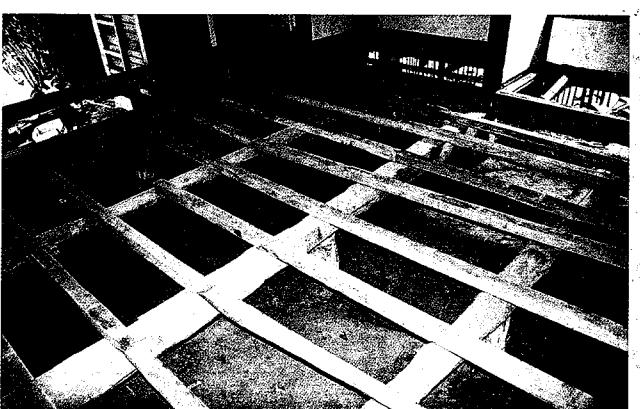
↑南より オゲンカン床板解体状態



↑北西より オヘヤ床板解体状態。



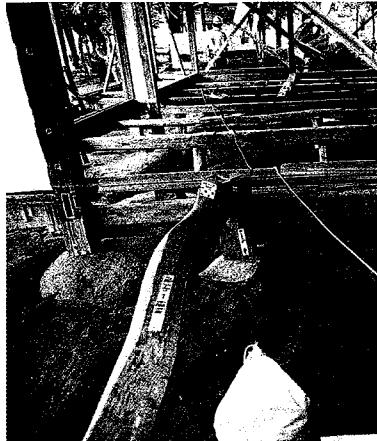
↑東より オザシキ床板解体状態



↑南東より ブツマ床板解体状態



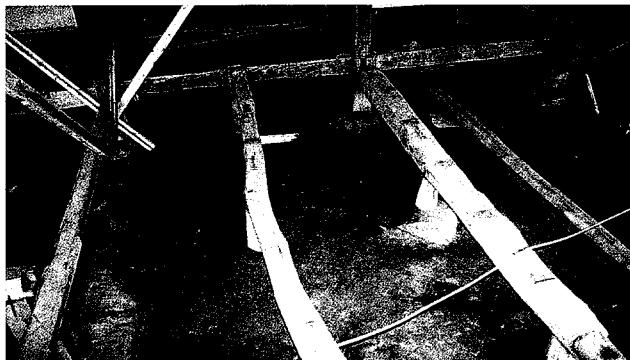
↑西より イマ根太解体状態。框根太彫り上は色付けされ、床下は柱とも色付けはない



→東より イマ、オヘヤ
根太解体状態。「ワ」通
りには足固貫を差通す

→南西より オゲンカン、
カンジョウバ根太解体状
態。「ワ5」柱根が束と
して残る

↑東より カンジョウバ、オゲンカン、オザシキ根太解体状態。「ワ5」柱根が束として残る



↑南より オゲンカン、オヘヤ根太解体状態。「7」通りには足固
貫を差通す

板などが転用を繰返されているような状態であった。

床下が乾燥状態であったため大引、根太の状態は良好であったが当初材と推測されるものは少ない。ただ柱根だけを残し、束として使われているもの、柱通りに足固貫が差通っている所があった。

○壁

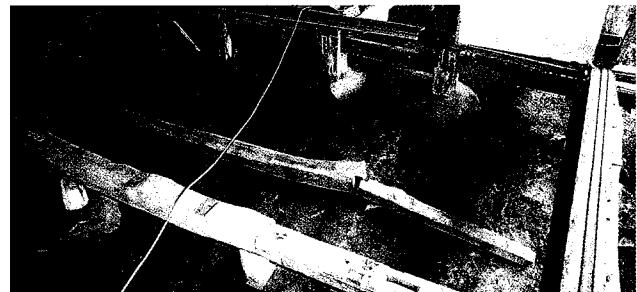
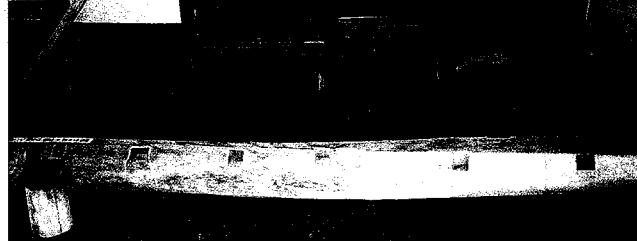
内部の中古に塗替えられていた所は比較的状態は良好であったが、塗替を行わずそのまま新建材を張られていた所は剥落が目立ち、木舞組が現れている所もあった。散り切れ、割れは各所に見られた。

○雑作・建具

天井はほとんどが中古に改変され、オゲンカン、オザシキの棹縁天井、オヘヤの根太天井は古いものであったが、経年のため損傷が大きかった。下屋の軒裏天井は雨



↑西より カンジョウバ根太解体状態。框根太彫り上は色付けされ、
床下は柱とも色付けはない



↑北西より オヘヤ根太解体状態。「ヨ」通りの大引

漏りのため痛みが激しかった。

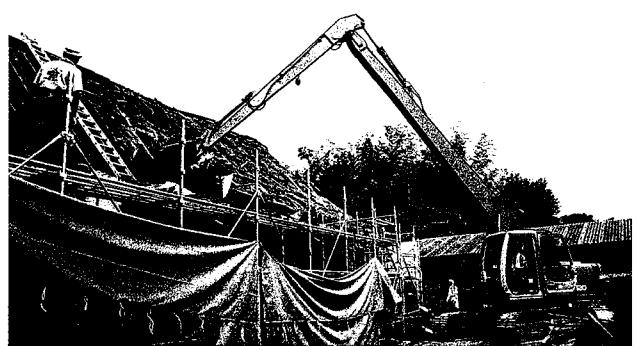
建具は殆どが取り替えられ、腰付格子戸、舞良戸の一部古いものが残っていたが、時期は確定できていない。その他は明らかに後補で、いずれも仕口の緩みや框の摩耗が見られ、全体に歪みを生じていた。

3.4 痕跡の採取

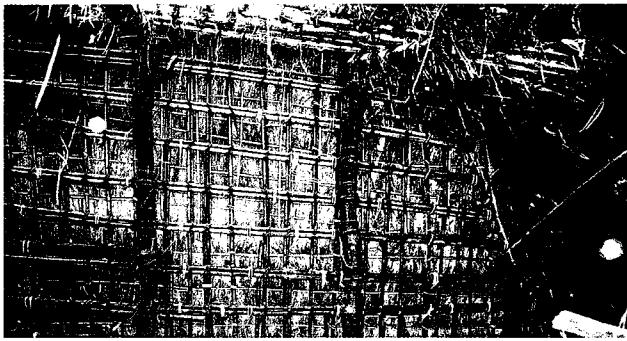
下屋柱には転用材が数多く発見されたが、これらは解体時には確認できなかった。よって、本章における記述は解体時において確認された痕跡に限ることとし、転用材に残された痕跡については、復原考察結果を記した第4章において述べることとした。したがって、第4章における記述と整合しない場合もあるが、最終的な判断は第4章に示した記述に従うこととした。



↑南東より 外部足場架設、メッシュシート張り



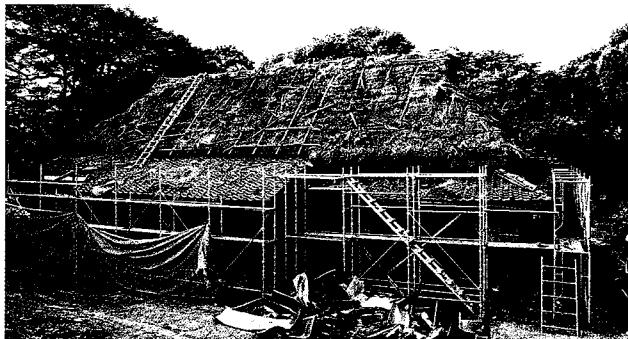
↑南西より 屋根トタン張り撤去状況、バックホウ使用



↑北より 「ヨ」通り、「レ」通りの扱首組。後世の増築の際、松材が使われている



↑西より 「ワ」通り小屋裏の木舞壁



↑南東より 屋根トタン張り撤去、藁葺全景



↑南西より 屋根トタン張り撤去、藁葺全景



↑北東より 屋根トタン張り撤去、藁葺全景



↑南東より 藂葺南東隅軒先の状態

「レ」通り「五」「11」間の上屋梁天端「レ7」「レ9」の位置には扱首彫りがあり、「レ」通り、「ツ」通りの扱首は松材で、材寸も小さく、西側の増築を示している。西側の増築の際「ヨ」通り、「レ」通りの扱首はそれぞれ「ツ」通り、「ナ」通りに転用され、当初の扱首は残っている。当初藁葺上屋筋は桁行「ハ」「レ」間となる。

土間入口東西の壁は同様の腰壁が廻る痕跡があり、上屋南側に廻る下屋は同時期の増築であると推測されるが、「5」通り上屋桁の「リ」「レ」間には垂木彫りの痕があり、「ワ」「レ」間には上屋桁下に壁痕もなく、当初より「リ」「レ」間上屋南側には下屋が張り出していた。

「5」通り「ハ」柱南面、東面、「ホ」「ト」柱南面、「ハ



↑南東より 薫葺東側破風の状態



↑東より 薫葺東側破風の状態。破風は妻壁を造らず空気口になり、藁を葺き上げ杉皮を敷き、丸竹で抑え、鉾竹に縄編みし、その奥はコの字状に曲げた割竹を差し押さえている



↑東より 薫葺西側棟の状態。藁は下層に稻藁を敷き、上層を麦藁とする



↑東より 薫葺棟の状態。束ねた藁を鞍掛けしている



↑鞍掛けしている束ねた藁とコの字状に曲げた押え割竹



↑南より 薫葺解体、軒先野地竹組の状態



↑東より 西側の棟、薰葺解体の状態



↑南東より 薫葺解体、野地竹組全景

「1 1」柱東面は風蝕が激しく、「5」通り「ハ」柱西面「ホ」柱東面に内法貫、足固貫穴痕、腰の位置には貫とは違う差物穴痕があり、「5」通り「ホ」柱西面「ト」柱東面に内法貫、胴貫、足固貫穴痕、「ハ」通り「5」柱北面「1 1」柱南面に内法貫、胴貫、足固貫穴痕があった。「5」通り「ハ」「ト」間、「ハ」通り「5」「1 1」間は当初木舞土壁の外壁で、「5」通り「ハ」「ホ」間は腰壁に開口部が付く。また「ハ」通り「又6」「8」「又9」の束は梁を入れるために梁下を切り取った上屋柱で、「ハ」通りは5尺間隔で上屋柱が建つ。

「ト」通り「5」柱北面、「1 1」柱南面には梁のほぞ穴痕があり、「ト」通りは「ホ」通り同様の二重梁となる。「ト1 1」柱は現状束であったが、当初の束にある番付がなく、当初の上屋柱を指鴨居を入れるために鴨居下を切り取っていた。「1 1」通り「リ」柱東面、「ホ」柱西面には框の痕跡があり、上屋筋の梁間「5」「1 1」間、桁行「ハ」「リ」間は3間四方の広い土間であった。土間の天井板はすべて後補で、化粧屋根裏である。

「リ」通り「8」柱、「1 1」柱、「5」「8」間、「8」「1 1」間の框には付柱、張板され、敷居が敷かれていた。これらは楔で繋がれ、「リ」通りに建具導入の際の同時期の仕事で、溝のある鴨居もその時に入れられている。柱、框は色付けされ、当初は無目の框と指鴨居で、「リ」通りは建具は入らず開放である。

「ワ5」の位置には柱根と柱上部が残り、1間半の指鴨居を入れる際、内法分だけが切り取られ、当初は上屋柱が建ち、「ワ」通り「5」「7」間は建具が建つ。「ワ」通り「7」「9」間は、「7」柱北面「9」柱南面に帳台構え痕跡、胴縁痕跡があり、西側に張り出した押板に板壁と推測する。「ワ」通り「9」「1 1」間は後補の鴨居敷居が入っていたが、指鴨居下に建具が建つ。「ワ5」柱根東面、「リ5」柱西面には大引ほぞ穴痕があった。「1 1」通り「リ」「ワ」間は当初の大引が残り、梁下の下がり壁、鴨居敷居は後補であり、当初梁下は開放で建具はなく、北側の下屋下に続く。また「7」通りの間仕切も後補で、上屋筋の梁間「5」「1 1」間、桁行「リ」「ワ」間は一室となる。天井板はすべて後補で、さらに簾子天井も後補で、当初は化粧屋根裏である。

「ワ5」柱根西面に大引ほぞ穴痕、南西隅に根太鉤痕、南北には足固め貫が通り、南面貫下に木舞穴痕がある。

「ワ」「レ」間の「5」通り南側は根太が南北方向に走る。

「カ」「ヨ」「タ」通り「4」「7」間には1間半の大引が通っていたが、いずれも江戸後期の「ワ」通り「4」「7」間に指鴨居を入れた時期の改造で後補材であり、「ヨ7」柱南面の大引ほぞ穴は当初である。「5」「7」間も「ヨ」通りに大引が通り、根太は東西方向となる。「7」通り「ワ」柱西面「ヨ」柱東面には貫穴痕、木舞穴痕があり、「ワ」「ヨ」間は土壁である。「レ7」柱南面に壁痕はなく、上屋筋「レ」通り「5」「7」間は開口部で、建具が建つ。「レ7」柱東面、「ヨ7」柱西面には鴨居敷居痕跡が残り、建具が建つ。「5」通りの「ワ」「ヨ」間の木取りに棹彫り痕、「7」通りの「ワ」「レ」間には牛梁にも棹彫り痕があり、「5」「7」間「ワ」「レ」間は天井の高い棹縁天井となる。

オヘヤは当初の根太天井が残っている。「レ7」柱北面に壁痕はなく、「レ7」柱西面には貫穴が通っているので、西側に張り出していたと判断する。「ヨ」通り「1 1」位置に梁端部のみが残り、北面に切断痕があり、北側に登り梁が架かり下屋が延びる。「ヨ1 1」の位置には柱根が残り、当初上屋柱が建つ。「ワ1 1」柱西面の貫穴痕、木舞穴痕は後補で、「1 1」通り「ワ」「ヨ」間は開口部で、建具が建つ。

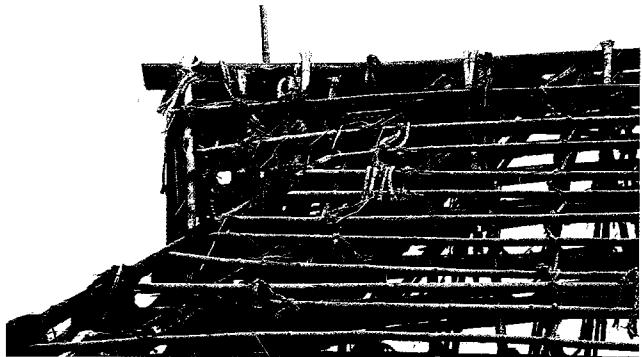
上屋梁の「ホ」通り、「ト」通り北面小口には仕口があり、「1 1」通り上屋桁「リ」「ワ」間北面には垂木彫り痕がある。「ホ1 1」柱北面には框の痕跡があり、「1 1」通り北側は「ハ」「ホ」間は土間が続き、「ホ」「ワ」間は床が続いていると判断できる。

3.5 形式技法

○平面基準寸法

柱間寸法の実測値を整理すると、当初の上屋柱各間の柱間寸法は桁行1間を6尺6寸とした桁行7間、梁間20尺で計画されている。桁行方向は間取りを大きく三分割とし、上手側オゲンカン、オヘヤを2間、イマを2間、下手ニワを3間としている。梁間方向はオゲンカン、オヘヤの上屋筋20尺を6尺9寸の1間と13尺1寸の2間に分ける。オゲンカン、イマは南側に1間表に広く下屋を出す。オヘヤ、イマ北側には1間下屋を出し、ニワ北側には1間半の床と土間を設け、下屋を出す。

中古の西側への増築は、増築の柱を4寸角とした6尺3寸豊割の内法制で計画されている。



↑南より 西側の棟、藁葺解体、野地竹組の状態



↑南東より 野地竹組解体、扱首組全景



↑南東より 扱首は拵みほぞに組み、扱首拵み上に棟木を載せる



↑南西より 扱首組解体の状況、5トン
クレーン使用



↑南東より 軸組解体の状況、5トンク
レーン、バックホウ使用



↑南より オゲンカン南側瓦下屋工法の調査



↑北より ダイドコロ瓦下屋工法の調査

○基礎

礎石は2尺内外のものを用いている。石の形状から川石を多用し、雨葛石は御影石の布石が使われていた。礎石の据え方は地突きを行った程度で直据えされていた。

土間の竈の位置は今回確定できなかった。

土間叩きは土間と床下全体に確認でき、建物全体に叩きを施工されていたと推測される。

「イマ」の北側東寄りには掘炬燵が現存していたが、「イマ」の北側の壁の煤け方から推測するに、この位置に囲炉裏が存在したと推測される。

○柱

当初の上屋柱は14本が全長で残り、東の状態で柱上部が5本、柱根が2本残されていた。

上屋柱の3本は現存せず、残っている柱も虫喰いが進

み決して状態は良くない。材種は「レ11」が杉柱であるが、他はすべて松材が使われ、形状は台鉋で正角仕上げとしている。断面寸法は大黒柱だけが7寸角で、他はほとんど6寸角が使われ、「ワ11」柱だけは5寸内外の寸法だった。

当初の下屋柱も4本が他に転用されていた。材種は杉材である。

座敷増築時の当初柱も5本が残され、すべて杉材であった。

○貫

足固貫はイマとオヘヤ、オゲンカンの境に差通す。飛貫は上屋通りと部屋境に差通す。材種は全て松材を使用し、継手は略鎌継となる。土間南側、東側には胴貫と内法貫の痕跡はあるが現存しない。

○小屋組

上屋桁はすべて当初材が残っていた。幅4寸5分、成5寸で上端両角は5分から1寸5分程度面を取る。継手は追掛継とし、上屋梁を敷き、上屋柱からの重ほぞを差し通し折置組とする。

当初の上屋梁は梁間3間に「ヨ」通り以外、「7」通りに架け渡し、東側「ハ」通りを正面南側に末口、背面に元口とし、次を正面に元口、背面に末口とし、元末を交互に納めている。大きさは末口を8寸内外、元口を1尺1寸内外とする。すべて松材を用い、鉤で多角形に仕上げられている。上屋梁両端は上屋柱からの重ほぞを差し、上屋桁を敷き折置組とする。東側5間は上屋梁の中央を牛梁で受ける。「ヨ」通りは「5」「7」間に梁を架け、「5」通りの指鴨居、「7」通りの牛梁で受ける。「5」「7」間の梁は「5」通り側を元口とし末口6寸3分、元口8寸。東側牛梁は元口1尺5寸、末口9寸、西側牛梁は元口1尺3分、末口9寸の松の曲材を多角形に仕上げて、両端は柱に輪薙ほぞ差し、込栓打ちとする。「ホ」通りには牛梁下に化粧梁を通し、南側末口7寸4分、北側元口1尺7分を柱に輪薙ほぞ差し、込栓打ちとする。

小屋は梁間3間の扱首組を1間の間隔で構成する。東西両側から1間の扱首は中梁にほぞ差しとし、妻側からの2本の扱首を中梁で受ける。中央の4組の扱首は東側に傾け、拵みほぞに組み、扱首拵み上に棟木を載せる。ほぞは扱首組1間毎に差し勝手を変える。妻側の扱首は棟木を挟み、縄で縛り、棟木は両妻側に突出させ、破風

を造る。上屋東側から5間目の上屋梁中央には棟束を立て、貫を二段、扱首と繋ぎ、東面のみ土を塗る木舞壁を設け、東西の小屋裏を分けている。扱首材は檜材を使用し当初材が残っている。大きさは拵み末口6寸内外、元口8寸内外の丸太で、鉤はつりされている。下部は杭形に削り、上屋梁に穴を穿ち差し込む。中梁は6寸の丸太を鉤はつりされている。棟木は東西両側に継足され、仕口を造らず、重ねて縄で縛られているだけで、径2寸8分内外の丸太が使われている。中古の増築で増やされた扱首材は径6寸内外の松材を使用している

○敷居、鴨居（差物）

指鴨居は「5」通り「ト」「リ」間、「11」通り「ハ」「ホ」間、「リ」通り「5」「8」間、「8」「11」間、「ワ」通り「7」「9」間、「9」「11」間に当初材が残り、敷居框は「リ」通り「5」「8」間、「8」「11」間に当初材が残っている。いずれも松材で寸法は「5」通り「ト」「リ」間は成9寸、「11」通り「ハ」「ホ」間は幅5寸、成1尺、「リ」通り「5」「8」間、「8」「11」間は幅5寸、成1尺1寸5分、「ワ」通り「7」「9」間、「9」「11」間は幅4寸5分、成1尺6分、敷居框は「リ」通り「5」「8」間、「8」「11」間は幅5寸、成8寸で見付けは台鉋仕上げ、見え隠れは鉤はつりとする。

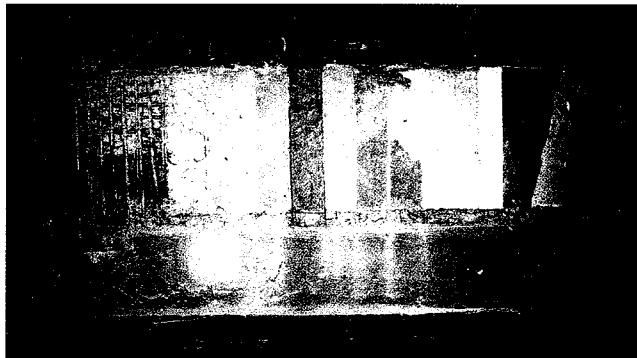
「5」通り「リ」「ワ」間、「ワ」「レ」間、「11」通り「リ」「ワ」間の梁は当初材で、上屋柱を抜いている。

敷居、鴨居は改変の際、取り替えられていた。「ワ」通り「4」「7」間、「9」「11」間には古い敷居が残り、転用されている可能性がある。

○天井

当初の天井はオヘヤの根太天井だけで、他はすべて中古の改変以降に張られたものである。オヘヤの根太天井は、中央の梁間方向に大引を通し、東西両側に木取りを打ち、根太を西側は2寸2分の角材の松材で梁間方向に7本を配り、更に南側壁際に1本配り、東側の南側は梁間方向に根太を架け、東側の根太を抜き、仕口は大引、木取りに入れとする。大引は北側は胴差しに、南側は柱に差している。天井板は7分厚の松板で、板傍を突き付けとする。

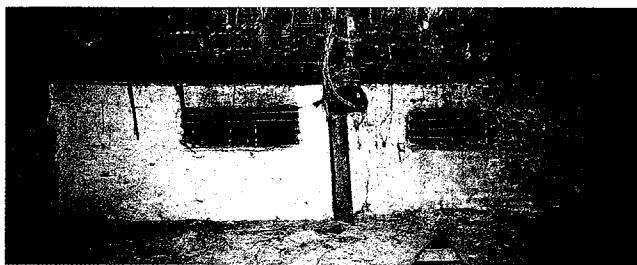
オゲンカン、オザシキ、オザシキ縁側には色付けを施した天井が残っていたが、いずれも洋釘が使われていた。オゲンカンの天井は棹縁天井で、北側と南側で納め方が違っていた。廻縁を幅1寸5分、成1寸7分として四



↑西より 「ワ」通り「5」「7」間木舞壁工法調査



↑南より 「11」通り「ト」「ヘ」間木舞壁工法調査



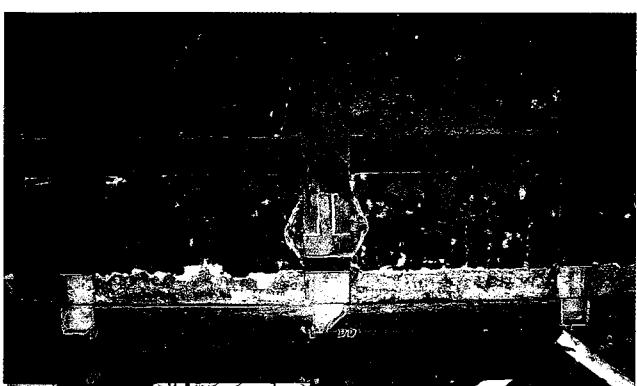
↑南より オヘヤ天井裏北側壁、換気用の下地窓がある。「ヨ」通りの染端部が残っている



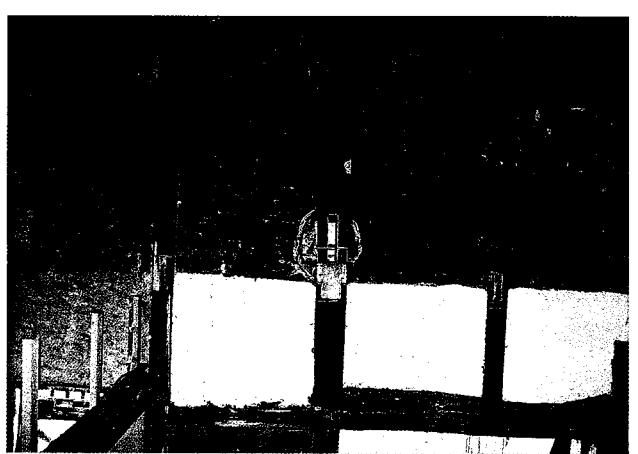
↑西より オヘヤ天井裏東側壁、天井解体の状態。北側の壁だけが煤けている



←東より オヘヤ天井裏西側壁、天井解体の状態。西側増築の際塗られているため、オヘヤ側は塗されていない



↑南より 「ト11」束(当初上屋柱)、「ト」通り染痕跡



↑北より 「ト5」柱、「ト」通り染痕跡

周に廻す。棹縁は幅1寸、成1寸として7本を梁間方向に配して、廻縁に大入れ洋釘打ちとする。北側の天井板は幅9寸前後、厚3分の杉板で板傍を板決りし、羽重ねとする。南側の天井板は幅7寸前後、厚3分の杉板で板傍を刃状に削り、羽重ねとする。オザシキの天井も棹縁

天井で、廻縁を幅1寸4分、成1寸7分として四周に廻す。棹縁は幅1寸、成1寸2分として面を取り、9本を桁行方向に配して床差しとし、廻縁に大入れ洋釘打ちとする。天井板は幅8寸前後、厚3分の杉板で板傍を刃状に削り、差し込みとする。オザシキ縁側軒裏は化粧木

舞天井で、幅8分、成6分の木舞を内部に7本、外部に3本配り、杉板を羽重ねとする。この天井板は竨子天井板張りの転用材であった。

カンジョウバ、イマの天井は新しい棹縁天井が張られていた。その天井裏梁上に竨子天井が残っていた。竨子天井は上屋梁に2寸前後の丸竹を1尺7寸から2尺程度の間隔で並べ、その間に1寸前後の丸竹を並べ、その上に5分前後の丸竹を梁間方向に並べ、1寸前後の丸竹と縄編みして留め、その上には藁莫蘿を敷く。

○床組

大引は径6寸から8寸程度の丸太が使われ、オヘヤ「ヨ」通り「7」「11」間、イマ、ダイドコロ境の「11」通り「リ」「ワ」間に残り、柱へほど差しあるいは束立てする。イマ、カンジョウバの大引は2間間の間に通し、北側は大引に蟻掛け、南側は束を立て、後補材であるが当初材を継承していると推測される。オゲンカン、オザシキ、ブツマの大引は桁行半間間隔に柱へほど差しあるいは束立てとする。当初の束は当初足固貫の残る「ワ」通り、当初大引の残るオヘヤ「ヨ」通りに残り、雑木が使われていた。

イマ、カンジョウバの根太は桁行方向に配し、框に根太彫りし大入れ、大引にも大入れとし、「ワ」通りは足固貫に載せ掛け、径3寸5分程度の丸太松材の太鼓落しが使われていた。オヘヤの根太も桁行方向に配し、大引に大入れとし、「ワ」、「レ」通りは足固貫に載せかけ、松材の太鼓落しが使われていた。

オゲンカン、オザシキ、ブツマの根太は桁行方向に1間を五つ割りで配し、大引に転がし洋釘止めとし、松材幅2寸3分成2寸7分の角材が使われていた。

床板は5分厚の松材で、畳の下板に色付けされたものと荒板とが混在し使われていた。

ブツマの縁側には廻り縁に使われていた幅3寸5分の松材の床板が転用されていた。

○土壁

当初は外部、内部ともに真壁中塗仕上げであった。中古には柱間装置の改造や塗り直された箇所もあり、内部の鳴居上の壁に当初の壁が残っていた。

当初土壁の工法は、横間渡竹を1尺1寸内外の間隔で配し、縦間渡竹を1尺1寸内外の間隔で配る。縦横間渡竹の間に縦横木舞竹を5本から6本配り、藁縄で千鳥に

搔き付ける。荒壁の厚さは平均1寸6分程度で、この上に厚さ7分程度の中塗仕上げとする。間渡竹は4分から5分程度の丸竹、横木舞竹は5分程度の割竹、縦木舞竹は5分程度の割竹、あるいは3分から4分程度の丸竹を用いる。

○野地、屋根

解体前の藁葺屋根は増築が行われ、葺替えも行われていたが、東側の屋中竹、垂木竹は当初材が残っている。屋中は1寸から2寸2分の丸竹を2本、または3本を一組とし、投首に12組配り、垂木は1寸3分前後の丸竹を配る。垂木は元を下にして屋中に直角に掛け渡し、間隔は8寸程度に配り、軒先は藁受竹を縛る。垂木上は木舞竹を下地とし、8分程度の丸竹を7寸内外の間隔で横に流し垂木に縄搦みする。藁は下層に稻藁を敷き、上層を麦藁とする。藁の厚さは仕上がりで稻藁1尺、麦藁1尺4寸程度。押鉢竹は8分程度の丸竹を使い、木舞竹に縄搦みし藁を締付ける。

棟は藁を束ねて棟木方向に積み上げ、押鉢竹に縄締めして押え、茅を敷並べ、更に藁を敷き、その上に束ねた藁を鞍掛けしていた。棟頂は残存していなかった。

破風は妻壁を造らず空気口となり、藁を葺き上げ杉皮を敷き、丸竹で押え、鉢竹に縄搦みし、その奥は割竹をコの字状に1尺2寸、8寸5分、1尺3寸5分程度に曲げ先端を斜めに削った竹を差し押さえている。杉皮は幅4寸5分、長さ8寸程度、押え丸竹は9分、割竹は幅1寸、全長3尺4寸程度。また破風板が入り、厚さ5分、幅3寸5分、勾配は1尺2寸勾配。破風見付は仕上がりで稻藁8寸2分、麦藁9寸3分程度。

下屋瓦屋根はすべて野地に洋釘が使われ、当初のものは残っていなかった。ただ瓦は転用されている可能性がある。

南面東側は軒先割付31枚、流れ13枚、矩折れに東面北側に延び軒先割付35枚、流れ13枚、隅棟は素熨斗2段、素丸冠瓦、隅巴に巴模様入り軒巴。南面中央は軒先割付30枚、流れ23枚。南面西側は軒先割付22枚、流れ26枚、矩折れに西面北側に延び軒先割付44枚、流れ12枚、隅棟は素熨斗2段、素丸冠瓦、隅巴に巴模様入り軒巴2段。北面は東側から軒先割付20枚目までは流れ30枚、それから軒先割付41枚間は流れ19枚、西側軒先割付13枚間は流れ14枚。



↑北西より オゲンカン「5」通り木取り、竿彫りの痕跡。



↑南西より オゲンカン「7」通り牛梁、竿彫りの痕跡。



↑南東より カンジョウバ天井解体、簀子天井の状態。



↑東より イマ天井解体、簀子天井の状態。



↑南より 「5」通り上屋桁、垂木彫りの痕跡。



↑南東より 「5」通り「リ」「ワ」間梁、「又ヌ」の位置に残る痕跡。



↑北西より 「ヨ」通り上屋梁が切り取られている小口。



↑南東より 「レ」通り上屋梁の「7」の位置に残る抜首彫りの痕跡。

南面東側は野地板に杉皮を敷き土べた葺き。野地板杉板幅7寸7分前後、厚さ3分5厘、杉皮幅5寸5分、長さ3尺、重ね1尺5寸、押え割竹幅1寸1分、間隔1尺8寸程度、藁巻きあり。南面中央は野地板に杉皮を敷き土べた葺き。野地板杉板幅6寸5分前後、厚さ3分、

杉皮幅1尺2寸、押え割竹幅7分、間隔9寸2分程度、藁巻きあり。南面西側は野地板に杉皮を敷き土べた葺き。野地板杉板幅7寸5分前後、厚さ3分、杉皮幅5寸前後、押え割竹幅1寸1分、間隔2尺3寸程度、藁巻きあり。北面東側は野地竹に杉皮を敷き土べた葺き。野地割竹幅



↑北より「ヨ11」の位置に残る柱根。



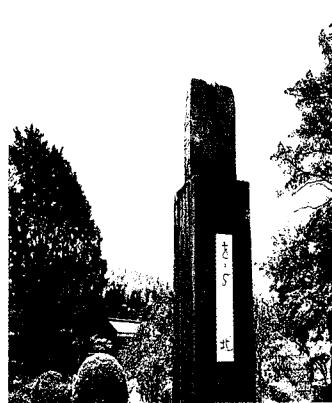
↑東より「レ7」柱東面床上の位置に残る痕跡。



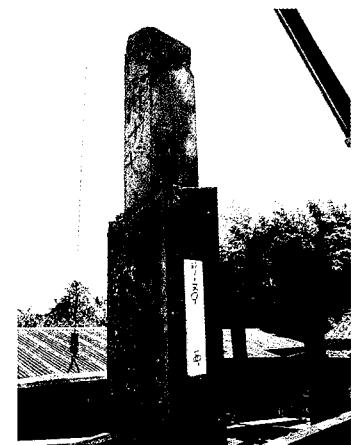
↑北より「ホ」通り上屋梁、北面小口に残る仕口。



↑南西より「リ又6」束ほどぞに残る当初束番付。南面に「は十六」。



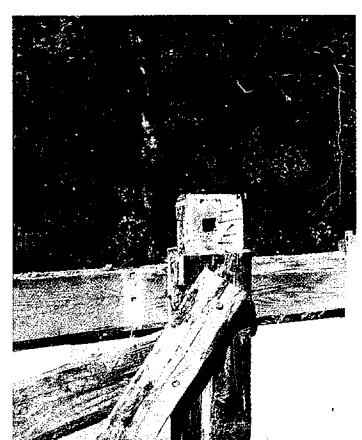
↑北より「ヲ5」束ほどぞに残る当初束番付。北面に「いノ五」。



↑北西より「リ又9」束ほどぞに残る当初束番付。北面に「は十七」。



←南東より「ツ12」柱ほどぞに残る大正期増築時の番付。東面に「ニノ三」。



→東より「ナ12」柱ほどぞに残る大正期増築時の番付。東面に「ニノ二」。

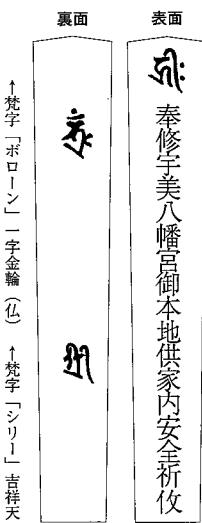
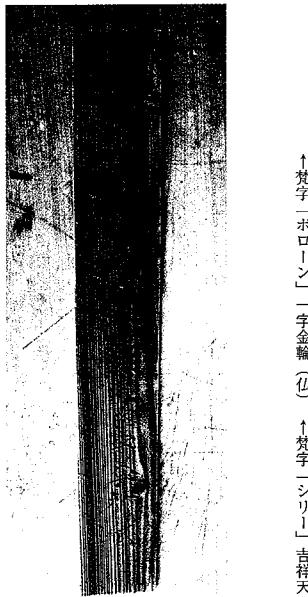
1寸1分縄編みし、杉皮幅5寸、長さ2尺7寸5分、押え割竹幅1寸2分、間隔2尺1寸5分程度、藁巻きあり。北面西側は野地竹に杉皮を敷き土べた葺き。野地丸竹1本おきに洋釘止めし、杉皮幅5寸、長さ4尺7寸、重ね1尺、押え割竹幅1寸、間隔3尺程度、藁巻きあり。

南面東側、東面の桟瓦はきき幅7寸6分、きき足4寸、重ね4寸3分、厚さ6分。南面中央の桟瓦はきき幅8寸5分、きき足4寸8分、重ね4寸7分、厚さ6分、「前原茂三郎」「前原仲又」の刻印あり。南面中央の鎌唐草

軒瓦にも同様の刻印あり。南面西側、西面の桟瓦はきき幅8寸6分、きき足4寸9分、重ね4寸6分、厚さ6分、「前原仲又」「木村利郎」の刻印あり。南面西側、西面の鎌唐草軒瓦にも同様の刻印あり。北面の桟瓦はきき幅8寸5分、きき足4寸7分、重ね4寸6分、厚さ6分、「東村幸」「木村利郎」の刻印あり。北面の鎌唐草軒瓦には「東村幸介」「東重」の刻印あり。

○建具

解体前は板戸、障子戸、ガラス戸、襖が使われ、腰付



↑「4」通り「へ」「り」間梁に角釘で留められていた祈祷札。尖頭形で総高 644mm、肩高 637mm、肩幅 104mm、下幅 86mm、厚さ 4.5mm の杉材である。右は読み下し文。



←「り 5」柱に残る当初柱番付。北面に「にノ一」。

格子戸、舞良戸の一部古いものが残っていたが時期は確定できていない。

○その他

畳は後補材であるが、6尺3寸×3尺1寸5分の畳が使われていた。

3.6 発見資料

○墨書、番付

柱の当初番付は上屋柱「り 5」の柱根に番付「にノ一」、「り」通り「8」「11」間の敷居框の「11」通り側に番付「にノ三」の2箇所のみが読み取れ、上屋柱は「り 5」を基点に「いろは」と漢数字を組み合わせた番付であるが、組み合わせ番付か廻り番付かは判然としない。また上屋筋の束には「5」通り、「ワ」通り、「11」通りの順に「い」と漢数字の組合せによる時計廻りの廻り番付が確認され、「り」通りには「は」と先の漢数字を組み合わせた番付となっている（41 頁所載第一期発見番付）。



↑「ト 5」柱に角釘で留められていた祈祷札。祈祷札を取った柱には風蝕はほとんどない。尖頭形で、総高 757mm、肩高 747mm、肩幅 146 mm(虫食の欠損のため推計値)、下幅 135mm、厚さ 3.6mm の杉材である。中央は赤外線写真撮影結果。右は読み下し文。

図参照)。

大正期の改変の番付は、柱と束のほぞに確認され、「ラ 1 3」を基点とした漢数字と漢数字の組合せ番付で、東西方向は西から東へ「ラ」「ナ」「ツ」「レ」通りに「一」から「四」通り、南北方向は北から南へ「1 3」から「1」通りに「一」から「十二」通りとなっている（55 頁所載第四期発見番付図参照）。

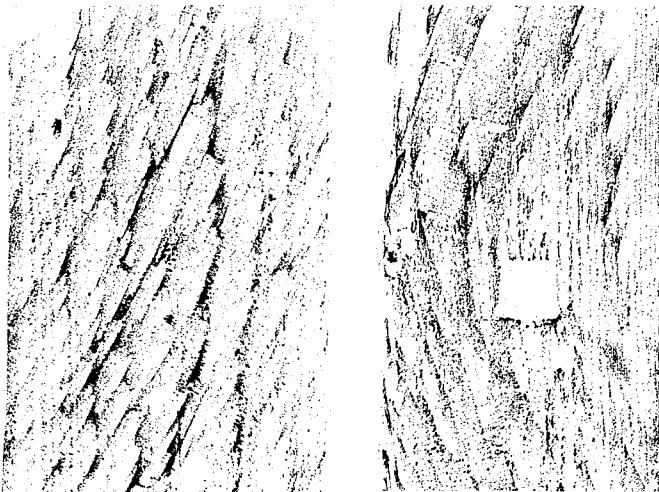
○祈祷札

「ト 3」柱南面に上部に祈祷札が打ち付けられていた。解体前の調査では読み取れなかった文言も、赤外線写真によって「奉轉讀大般若經全部家内安全祈稔」「元文貳丁巳年」「正月吉祥日」と明瞭に読み取ることが可能となった。祈祷札は上下 2 本の角釘で柱に打ち付けられ、さらに中央よりやや下方に 2 本の丸釘で止められていた。中ほど右寄りにごく小さな角釘跡が一箇所見られるものの、柱との間に全く隙間は認められず、祈祷札に隠された柱面に全く風喰も認められず、柱との強い一体感が認められるので、建築と同時に打ち付けられた可能性が極めて高い。

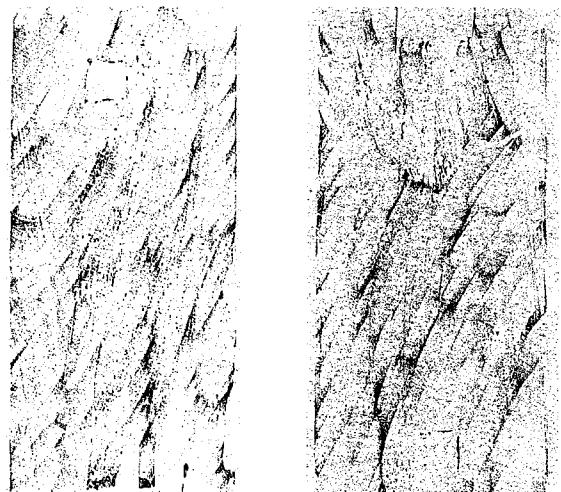
祈祷札は出入り口上、「四へ」「四り」間に架けられた梁にも残され、表に「奉修宇美八幡宮御本地供家内安全祈」の文言、裏に梵字が 2 字認められるが、年号の記載はない。胴差自体は後補と見られ、祈祷札も年代が下がると思われる。

○仕上げ摺本

柱下部は台鉋仕上げであるが、上部は鋲で仕上げられ、束も鋲仕上げであった。いずれも緩やかなカーブを描く



↑柱鉄仕上げ「ワ5」柱東面 「ハ又6」柱東面



↑束鉄仕上げ「ぬ五」東西面 「を五」東西面

平刃を用いている。平刃は18世紀前期以降普及を見るとされるが、18世紀前期に遡る民家に用いられた例も報告されている。採取した柱2本と束2本の摺本を示す。

3.7 発見遺物

○古銭

1・2は框と敷居の間から、3～8と10は土間から、9は大引根太彫りの中から発見され、6は基礎石を移動させた際の掘方埋土から出土した。1～8は寛永通寶で、8の鉄錢以外は銅錢である。1の四文錢のみ裏面に青海波文様がみられるが、他は素文である。1は直径28.0mm、厚さ1.3mm、7は直径22.5mm、厚さ1.5mm。9は鉄錢の可能性があるものの刻字がなく不明。寛永通宝は寛永年間以降も鋳造されて江戸時代後期に広く用いられた貨幣である。10は「壹分」銅錢で、直径24.2mm、厚さ1.7mm。裏面に「大満州国 大同三年」が読める。満州国年号の大同元年は1932年であり、この銅錢は1934年初期の鋳造であろう。

○陶磁器

1は染付の蓋の破片で、1830～40年頃の伊万里製品らしい。「ナ9」の基礎石を移動させた掘方埋土から出土した。増築に伴う基礎石移転の際の混入とみられる。2は花卉文様が描かれる染付の瓶か徳利であろう。淡い青みのある透明釉がかかる。19世紀の伊万里製品であろう。

○古文書類

中津藩領神在村庄屋職を務めていたことから、多くの古文書類が残されていて、水崎雄文1974「原田種直寄進状について」『大宰府研究会会報』10、水崎雄文1975「藤瀬文書の裏書発見」『大宰府研究会会報』11、福岡県立図書館1985『福岡県立図書館収集文書目録』第1集、服部英雄1999「原田庄と藤瀬文書」『筑前国怡

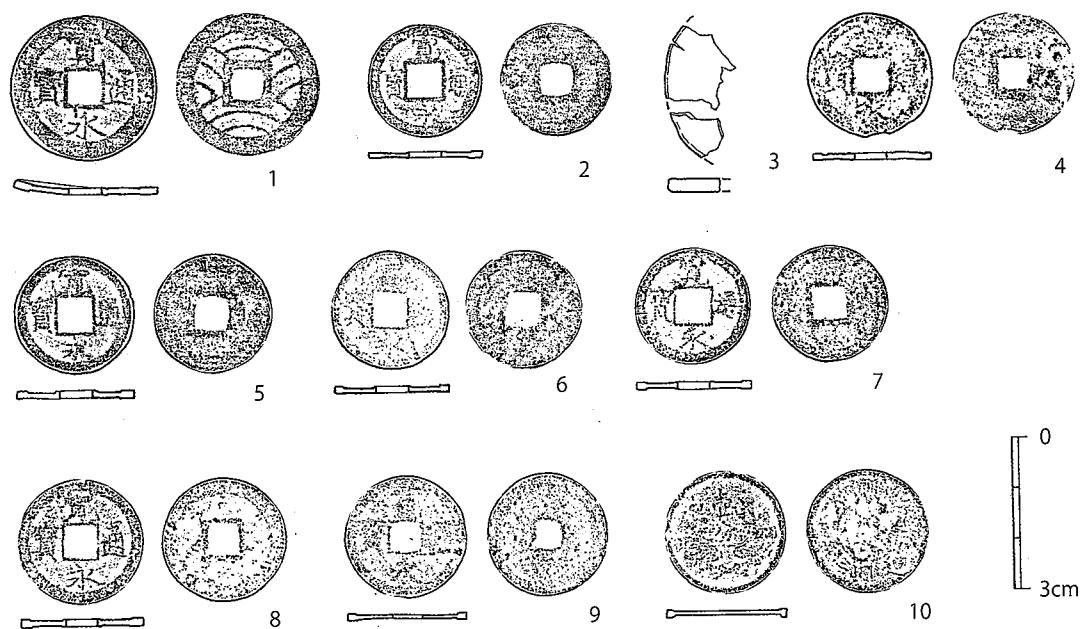
土庄故地現地調査速報』地域資料叢書4などに紹介されている。

これらには承元、永仁、応永期の中世文書や、数点の戦国期文書など稀少価値の高い史料が含まれているとされるが、多数の近世文書を含めて、怡土郡西部の歴史を知る上で重要な資料であろう。

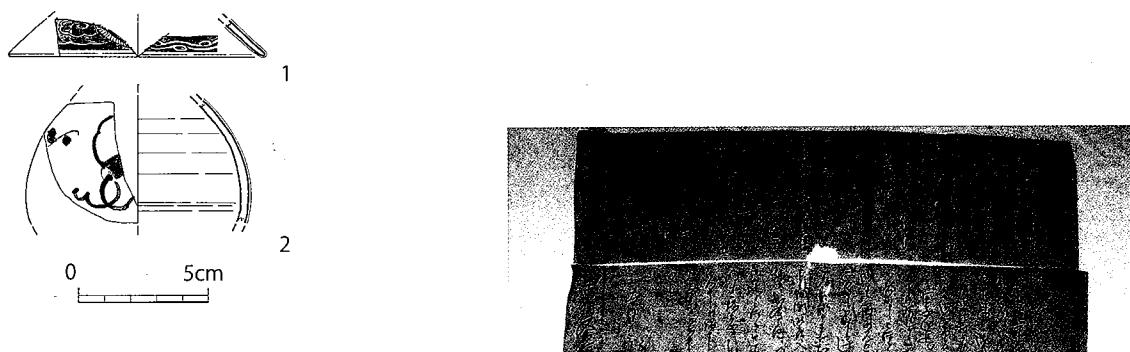
また、下貼りに古紙を使用した襖などの建具類があり、扁額の表装を剥したところ日田直轄領の会所印のある古文書類、襖には元禄・享保・寛政・天保年間などの覚書、普請割当や年貢控え、取立帳、証文控えなどの文書類、騎馬武者絵などが発見された。

これらの古文書類に、住宅の設計や建築普請に関する記述があれば、建築時期の特定や変遷についての分析も可能であろうが、まだ古文書類の分類や読み取り作業途中で、現段階ではこれらの期待に応え得る資料を得ていない。しかしながら、裏貼り文書でも充分資料的価値があると考えられるので、伊都歴史資料館に保管するとともに作業を継続して実施し、藤瀬家文書を一括して文化財指定する方向で準備を進めているところである。

なお、膨大な量の紙片のうち内容が分かる分について、巻末に古文書の表題一覧表を掲載した。祈祷札の赤外線写真撮影には福岡市埋蔵文化財センターの協力を得た。



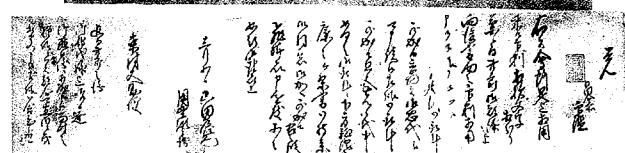
↑出土古錢



↑出土陶磁器 蓋破片文様・瓶破片文様



↑襖裏貼の武者絵



↑扁額裏貼古文書



↑襖裏貼古文書

4 藤瀬家住宅の復原

4.1 復原考察の方法

解体前の調査において、可能な限りの復原考察を行ったが、不明な部分が多く、復原平面図は大正初期（第四次）の姿を提示するにとどまった。解体時の調査と解体後の実測調査によって数多くの新たな知見を得ることができ、建築当初（第一次）、江戸後期（第二次）、明治初期（第三次）の姿を復原することが可能となった。

解体時の調査における最も大きな発見は、「レ」通り上屋梁上の釣首跡と後補材の釣首の発見であった。これによって当初の建築規模が明らかとなり、床の間が後の増築であることも明らかとなった。

当初柱は失われたものが多いが、構造的に重要な柱の多くが残されていた。「ハ」通りでは「ハ5」「ハ11」、「ホ」通りでは「ホ5」、「ト」通りでは「ト5」、「リ」通りでは「リ5」「リ8」「リ11」、「ワ」通りでは「ワ7」「ワ9」「ワ11」、「ヨ」通りでは「ヨ7」、「レ」通りでは「レ7」「レ11」が残され、抜かれた間中柱も、「ハ8」「ト11」「ル11」「ワ5」胴差上や床下に束として残され、これらによって復原に必要な重要な情報が得られた。当初の上屋柱は鉋仕上げの松材がほとんどだが、「レ11」柱と下屋柱には鉋仕上げの杉材の柱が用いられていた。

番付は「リ5」に「にノ一」、「リ11」に「にノ三」が打たれていたと考えられるものの、柱番付の全体像は不明であった。これに対し、カンジョウバ・イマと土間廻りの束には、東南角を起点とした「いノ一」から始ま

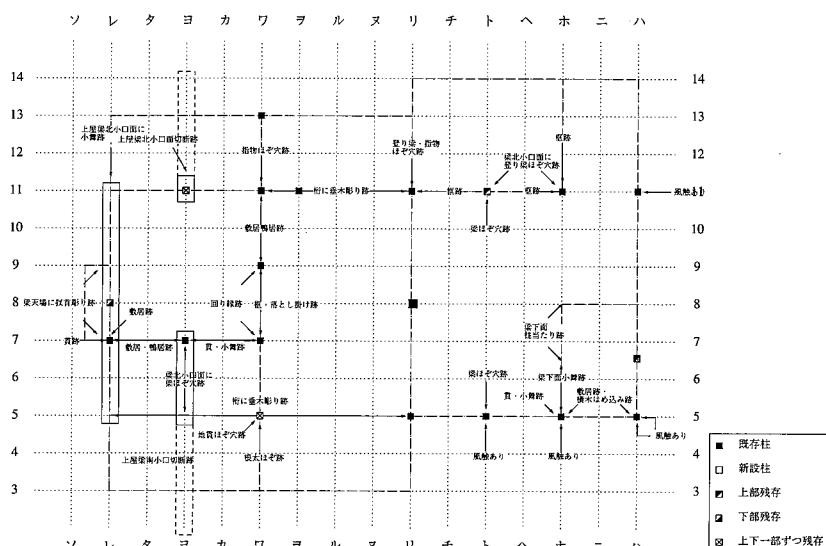
る廻り番付が時計回りに打たれ、当初の柱位置確定の有力な情報を得ることができた。

解体後の調査では、大正期の改造による柱を除き、柱4面の痕跡を採取して実測を行い、当初柱および江戸後期の柱については墨書きした。この柱痕跡採取の過程においても大きな発見が相次いだ。

最も大きな発見は、後の増築と改造に伴って転用された当初材が少なからず発見されたことであった。当初材では、床高を揃えるため大きな礎石を用い、杉材ながら唯一の鉋仕上げの表面を残す「ワ4」柱が、床高が低い位置に建てられた建築当初の「ワ3」柱であったこと、これにかわって「ワ3」柱へ転用されたのが「ワ13」柱であったことが、柱の両面に施された壁跡と風触跡から判明し、他に「ホ14」柱が「ハ12」柱に転用され、「ト13」柱が「ハ12」柱に転用されたことも判明した。

江戸後期の増築になるオザシキ廻りの柱では、「ラ9」柱から「ラ8」柱へ、「ナ1」柱が「ナ13」柱へ、「ツ1」柱が「ツ13」柱へ移動され、「ナ」通り「ラ」通りの縁側、「4」から「9」までの縁板が「8」から「13」までに転用され、「ナ」通り「ラ」通り「1」「4」間、「5」通り「4」通り「ワ」「ラ」間の縁側の天井と下屋桁も、1間南の「8」通りから「2」通り間へ移動されていたことも明らかとなった。他に「ナ7」柱が「ナ12」柱へ、「ナ9」柱が「レ13」柱に転用されていたことも判明した。

さらに、床の間に替わる装置として「ワ」通り柱に押



↑第一期平面痕跡図

板の跡が発見され、「ワ5」に床下に束として残されていた当初柱と「ワ3」から「ワ4」へ転用されていた柱から、上段と目される段差のある床が復原することができ、同じ転用柱からは板戸はめ込み・取り替え式のシシリ窓風高窓から成るカンジョウバの表構えも復原することができた。

同様に、上屋桁や上屋梁に残された登り梁や垂木の痕跡からも、貴重な情報が得られた。北側背面「11」通り上屋桁「ワ」「リ」間に残された垂木彫り跡とその断面からは、背面下屋が「ワ」「リ」間のみ一段低い垂木構造とした杉皮葺または板葺で、他は登り梁を用いた瓦葺と見なせることが判明した。

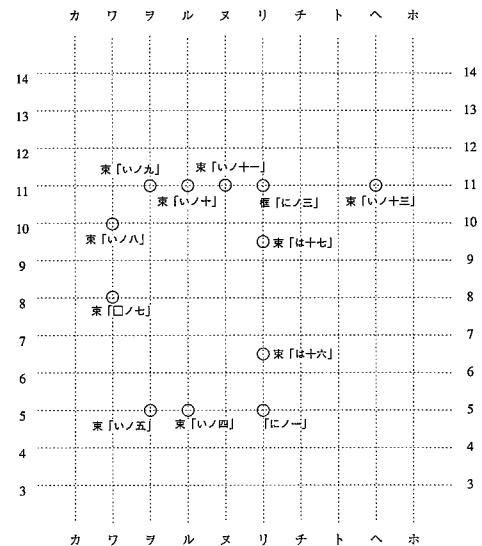
これらの事実によって復原できる元文2年建築当初(第一期)、江戸後期(第二期)、明治初期(第三期)における建築構成について、以下に詳述したい。

4.2 元文2年建築当初の構成

○規模

オザシキとブツマが後の増築であることが、「レ」通り上屋梁上に扱首跡が残ること、「ヨ」通りに組まれた扱首が他と比べて細い後補材であること、松材を用いた当初柱が「レ」通り以東に建つことから明らかとなり、当初の上屋は梁間3間、桁行7間の規模であることが明らかとなった。

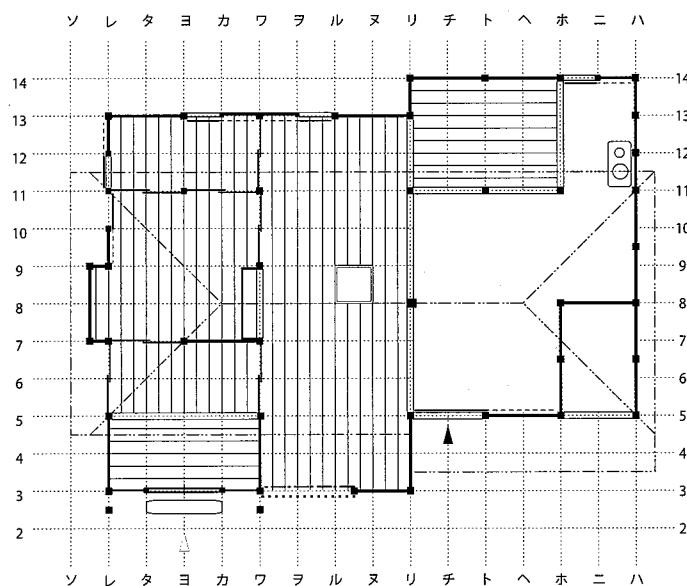
正面下屋は「5」通りの柱に風触と壁の痕跡が見られ



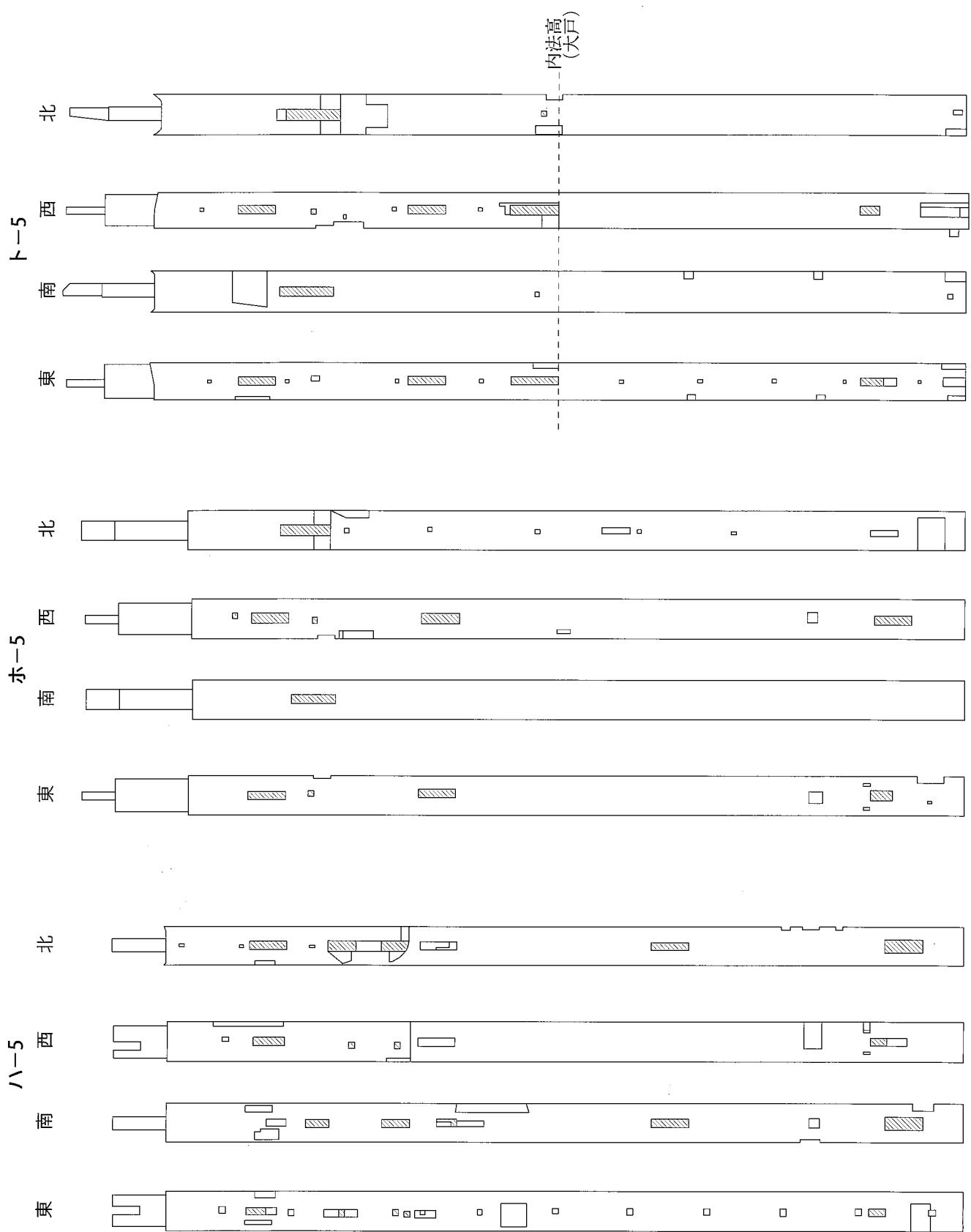
↑第一期発見番付図

ないこと、「5」通り「リ」「ワ」間桁に垂木彫りがあること、「ヨ」通りの「7」から「3」まで上屋梁が延びた可能性があることから、1間幅の下屋の存在が明らかとなった。

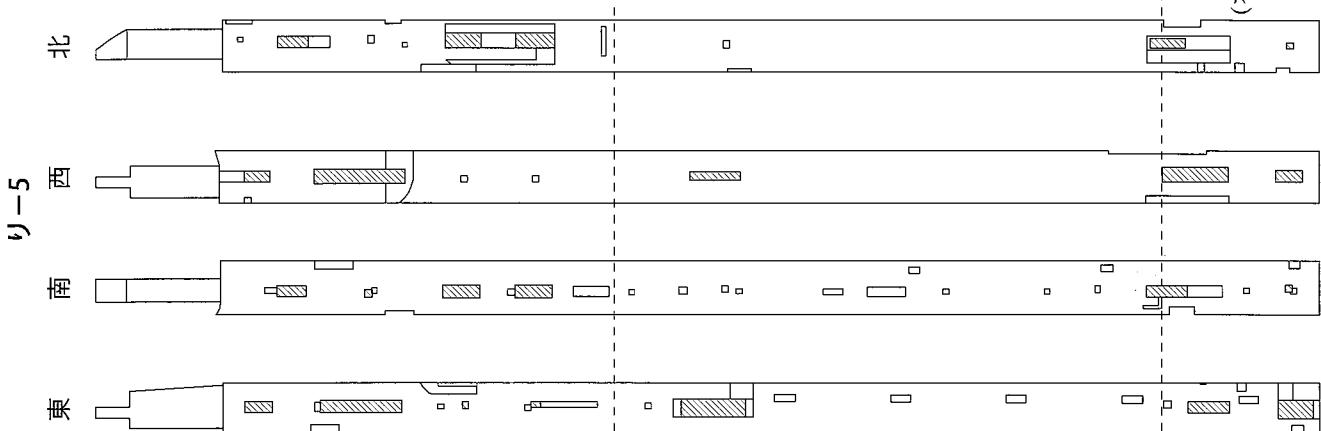
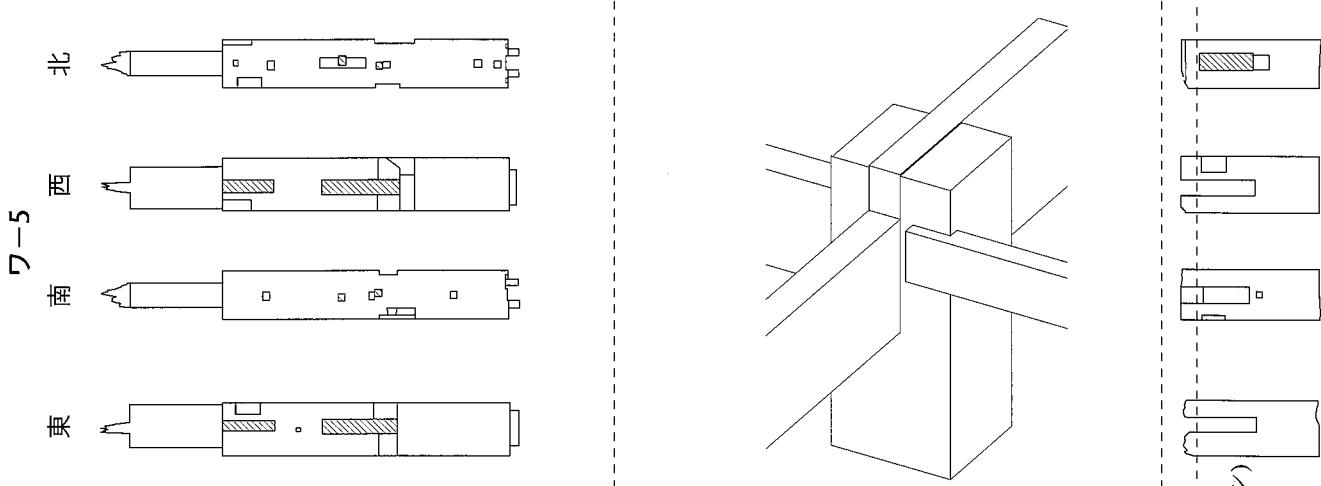
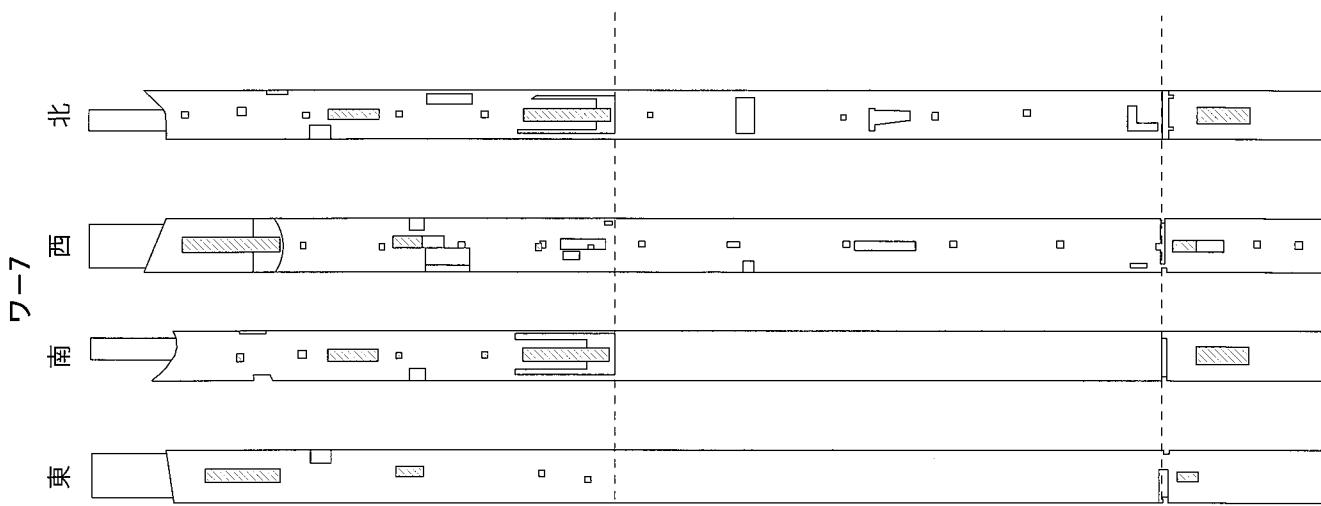
背面下屋は「11」通りの柱に風触と壁の痕跡が見られないこと、「11」通り「リ」「ワ」間桁に垂木彫りがあること、「レ」通り上屋梁の北側梁尻に間渡し穴があること、「ヨ」通り「7」から「13」まで上屋梁が延びた可能性があること、他に転用されていた外壁跡のある「ワ13」柱の高さから、「リ」から「レ」まで1間幅の下屋が存在したこと、「ホ」通りと「ト」通りに架



↑第一期復原平面図



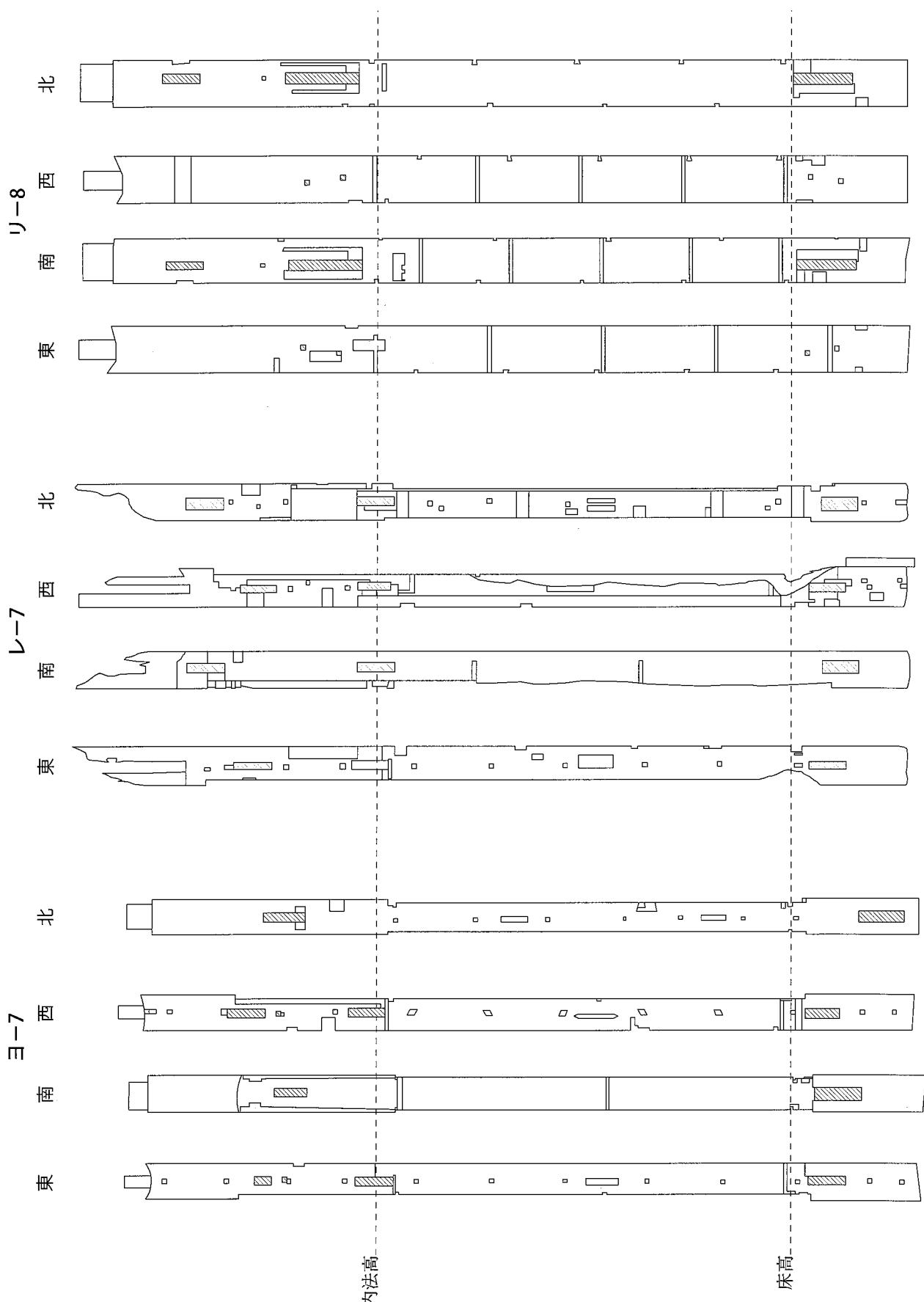
↑柱4面痕跡図 松材 その1

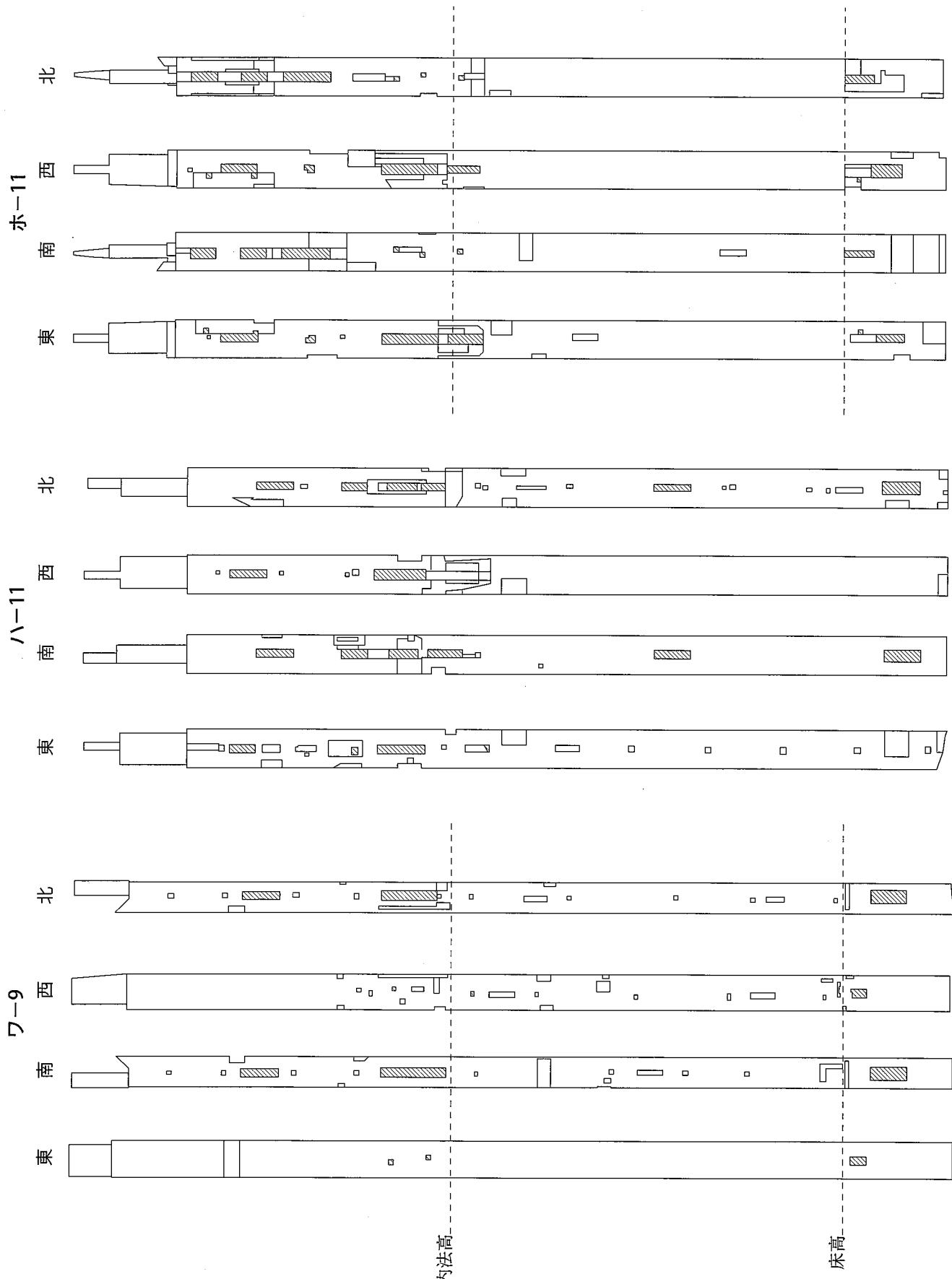


↑柱4面痕跡図 松材 その2

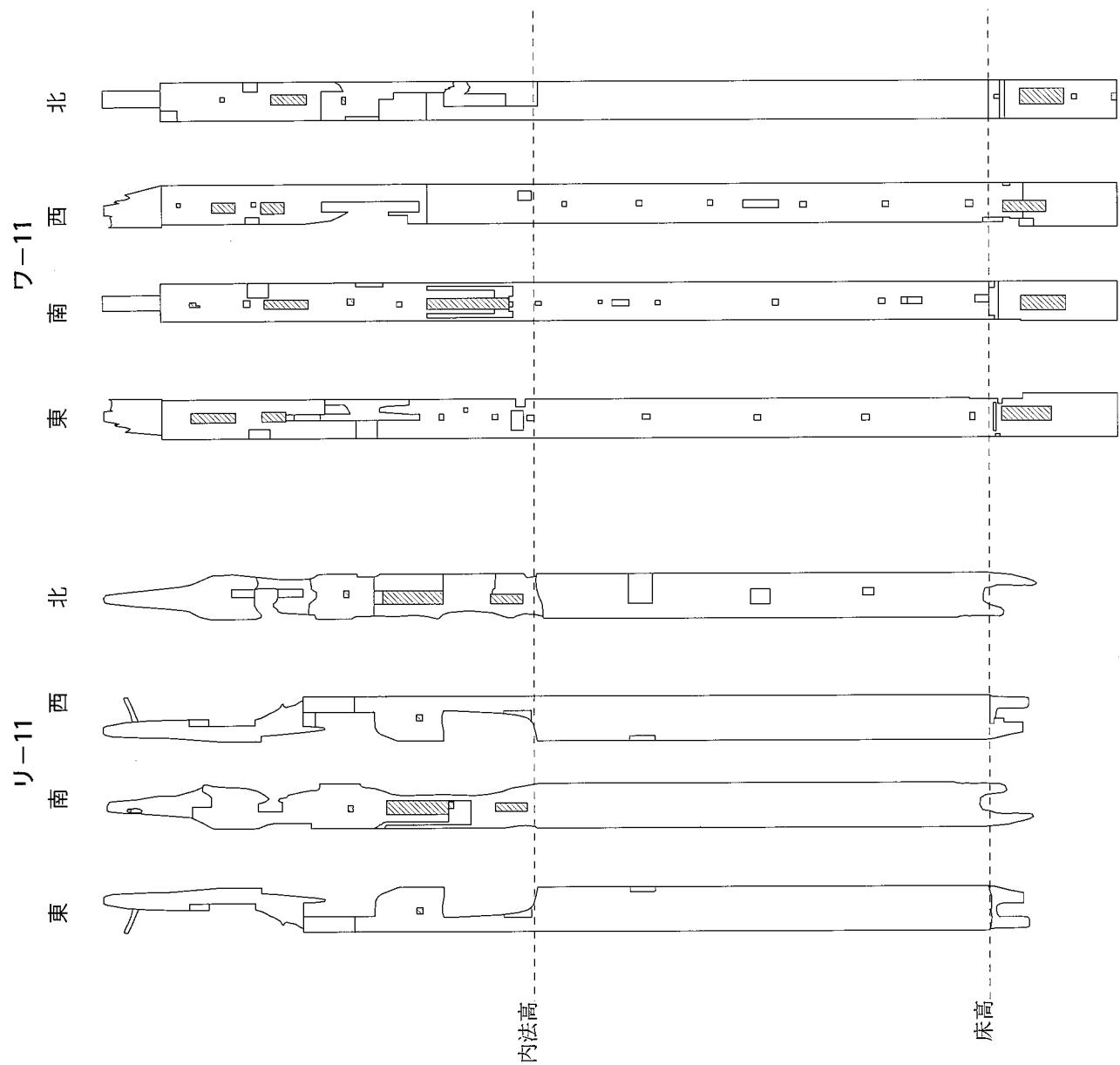
内法
高

床
高





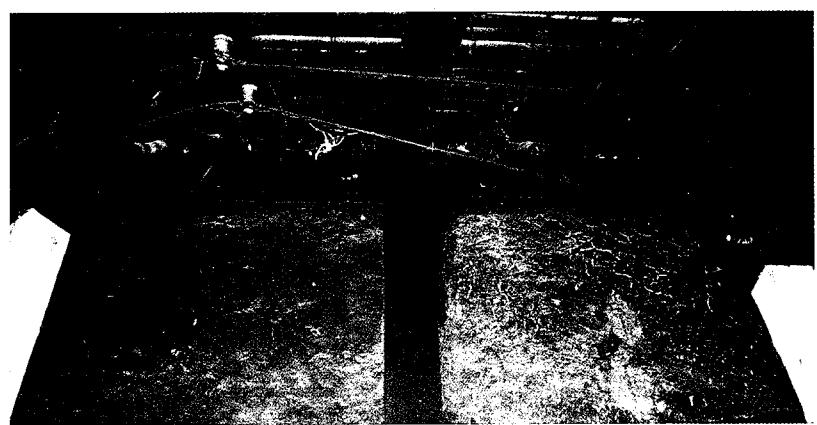
↑柱4面痕跡図 松材 その4



↑柱4面痕跡図 松材 その5

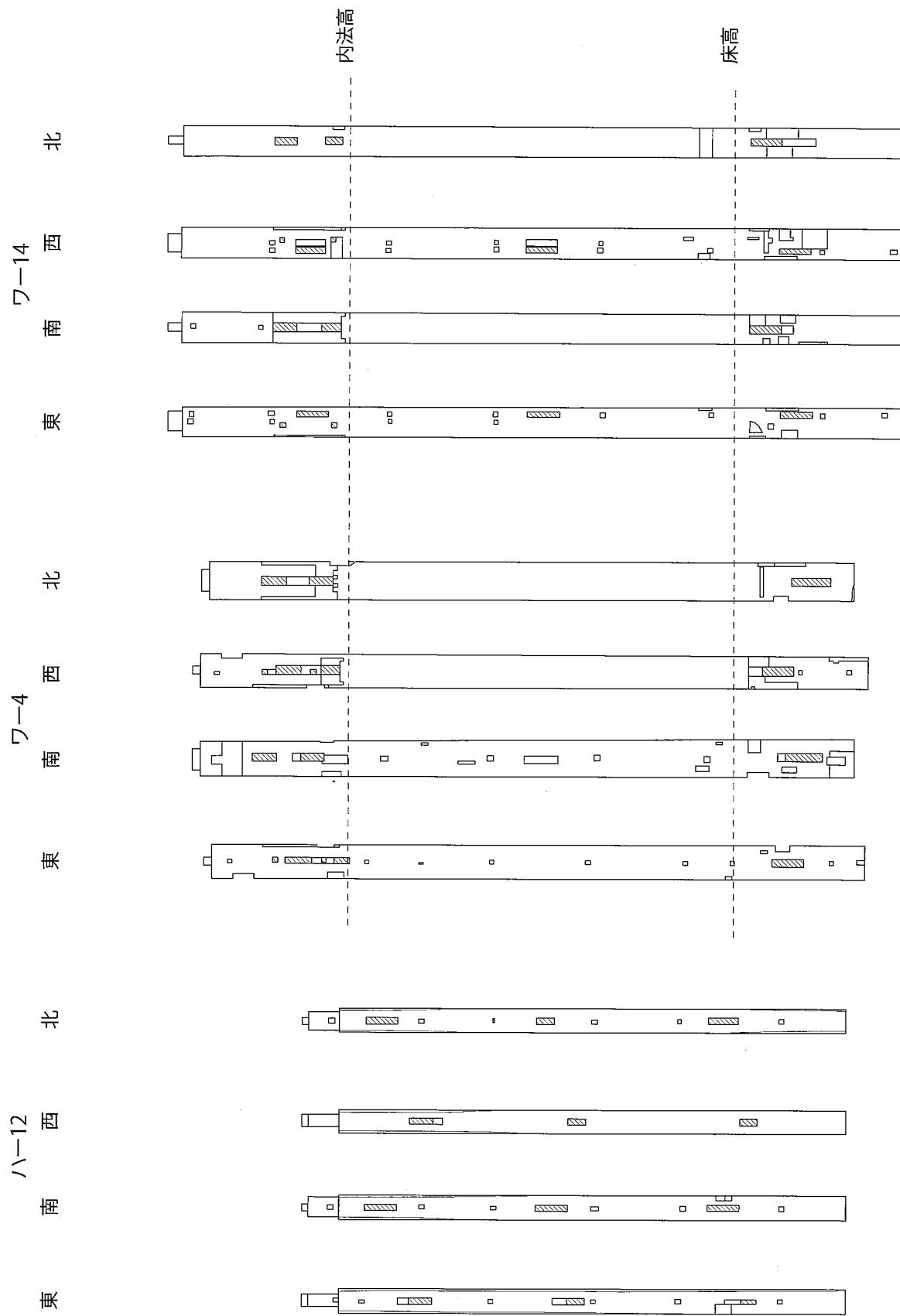


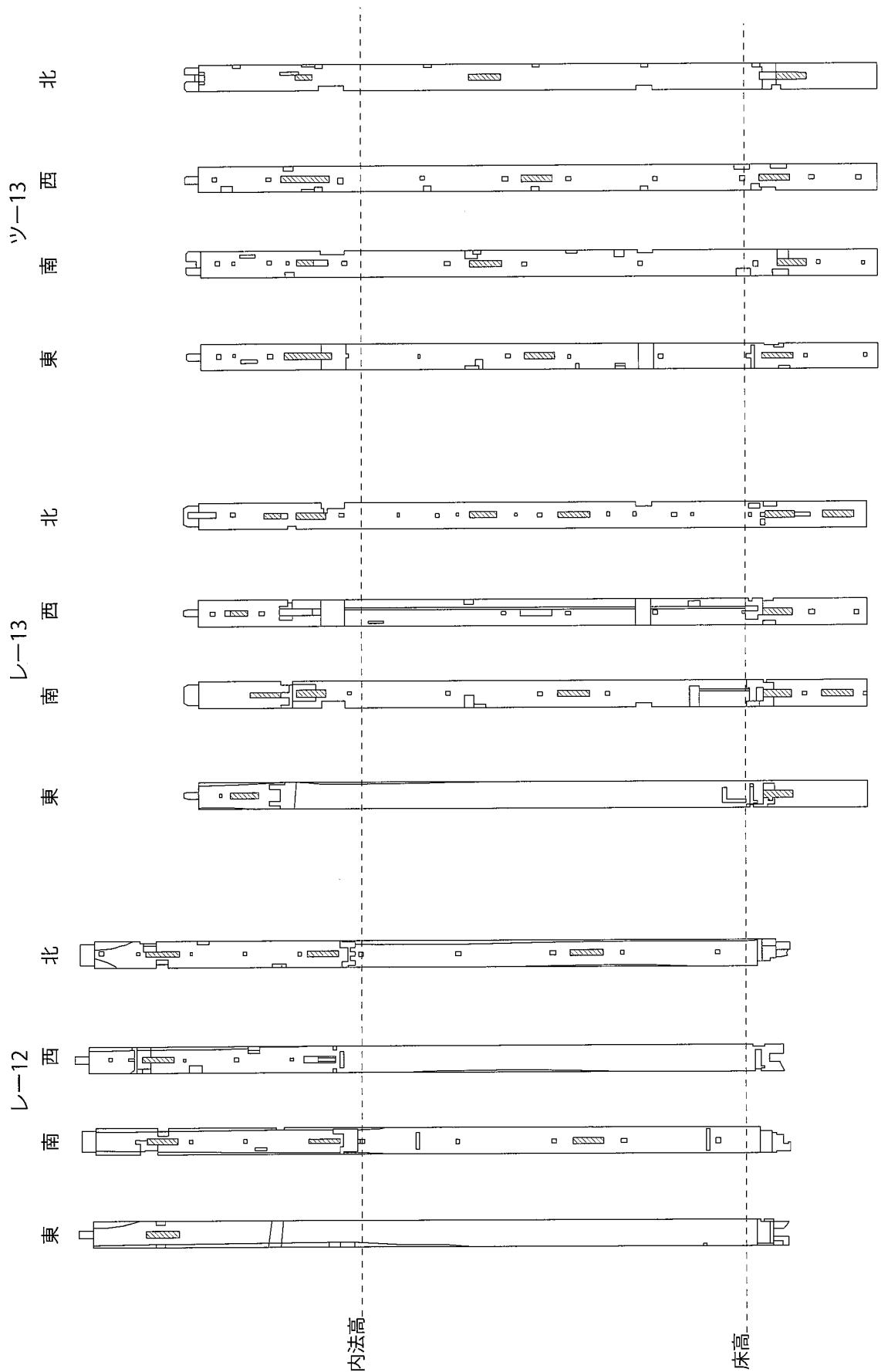
↑「ワ5」柱根



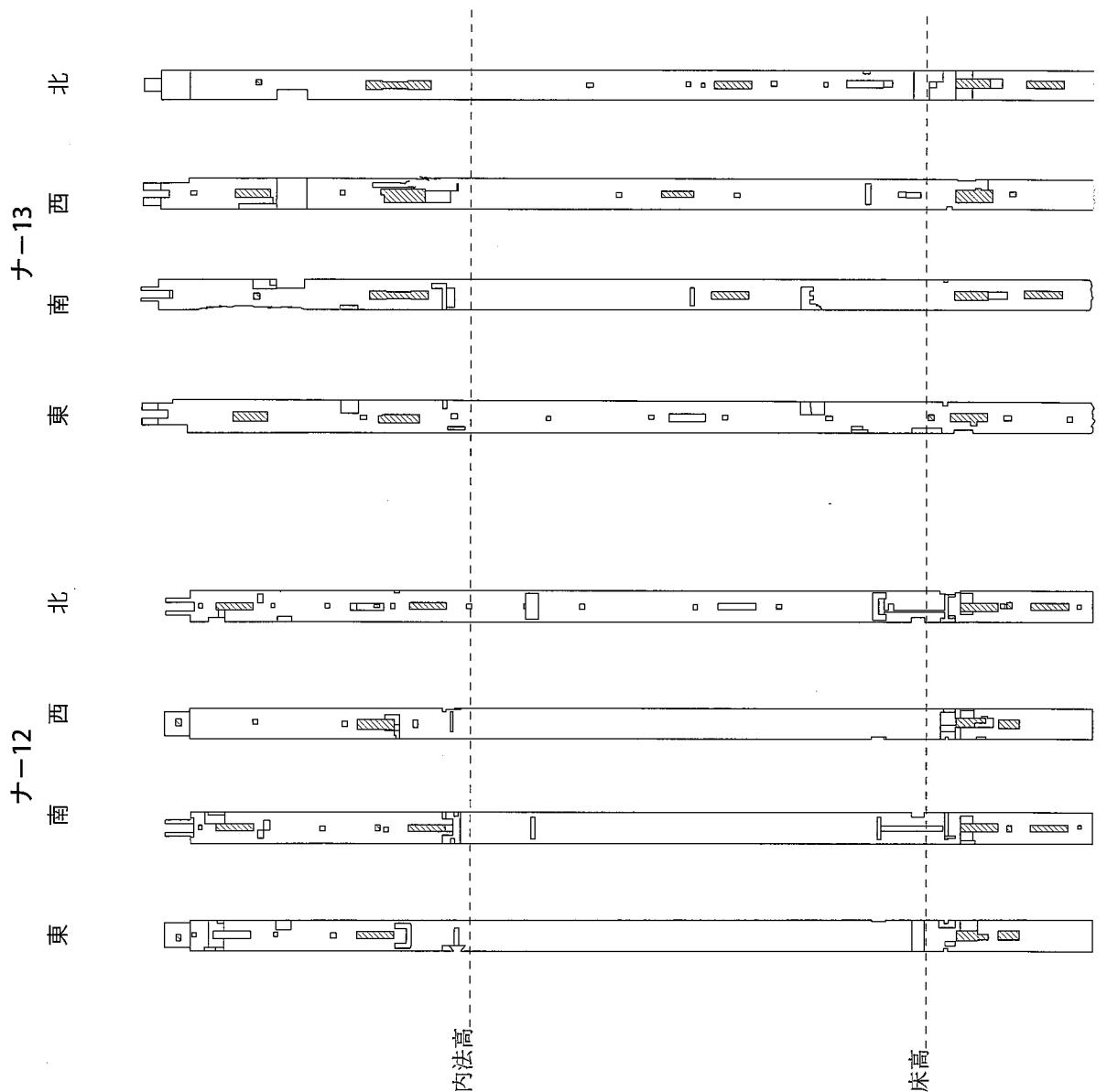
↑「11」通り「ト」「ワ」間桁垂木掘痕跡

↑柱4面痕跡図 杉材 その1





↑柱4面痕跡図 杉材 その2



↑柱4面痕跡図 杉材 その3



↑仏間縁に転用された縁板



↑転用された縁側天井

かる上屋梁北側梁尻に登り梁跡があること、他に転用されていた「ホ13」柱、「ト13」柱の高さから、「リ」から「ハ」まで1間半幅の下屋が存在したことが明らかとなった。

当初の上屋柱外回りに繋梁の痕跡がないこと、上屋桁に垂木彫りがあること、垂木の断面規模が大きいことから、これらの下屋は当初から勾配が緩く、瓦葺き一部杉皮葺きで、長さは1間の規模であったと判断される。

東側と側面は柱に貫穴があり、壁で閉ざされるため下屋は存在せず、西側側面は「レ」通り上屋梁に垂木彫りがなく、「レ7」柱に垂木掛けの痕跡が認められないものの、「レ7」柱に西面に貫穴があり、北面に壁跡が認められないことから、上屋屋根を葺き降ろした半間幅の張り出しが、「7」から「11」まで存在したと考えられる。

○軸組

建築当初に用いられた松材の柱は、「3」通りでは残らず、「レ」通りでは1本しか残らないが、これらを除くと、いずれの通りも複数の柱が柱または束の形で残され、「3」通りには胴差、「レ」通りには上屋梁が残されていたため、軸組の復原は可能となった。

上屋梁は3間梁を架けるが、「ヨ」通りのみ「3」「7」間、「7」「11」間に梁を架け、「7」「11」間は根太天井を張って二階として利用していたことが、「5」「7」間に残る上屋梁梁尻に梁を継いだ跡が見られること、「ヨ11」に残る梁尻の切断面、両者の材寸と元末の関係からも繋がっていた可能性がないことから判断できる。

間中柱が束として残されること、後補の胴差があることから、「11」通り「ト」「ル」「ヨ」、「ワ」通り「5」には間中柱が建ち、「ハ」通りには4分の3間ごとに間中柱が建つことが判明する。

○屋根

上屋は当初の扱首がすべて残され、「レ」通り上屋梁に扱首跡も残されることから、当初の小屋組は容易に判明する。

正面下屋は上屋桁に残された垂木彫りから、下屋桁まで垂木を掛け渡し、「ヨ」通りと「リ」通り登り梁上に建てた母屋で支え、母屋は「リ4」「ワ4」「レ4」に建てた柱で支える形式に復原でき、垂木と登り梁の断面規模から瓦葺と判断される。

背面下屋は構造形式を異にする3部分に分かれてい

た。東側の「ハ」「リ」間は上屋桁から「ホ」通りと「ト」通り上屋梁北側梁尻から架け降ろした登り梁上に通した母屋を介して下屋桁まで垂木を掛け渡し、母屋は「ハ12」に建てた柱と「リ12」に建てた束で受け、西側の「ワ」「レ」間は正面下屋と同様、「ヨ」通り登り梁上に建てた母屋を介して上屋梁から垂木が架け渡され、いずれも瓦を葺いたと判断される。

これに対し、中央の「リ」「ワ」間は上屋桁に残る太目の垂木彫りから垂木を下屋桁まで架け降ろし、やや低い位置に垂木が架かるため、両側と段差が生じること、母屋を用いないことから杉皮または板で葺いたと判断される。

○床

「リ」通り以東は土間であるが、「1一ほ」柱の北面と西面に床框跡が残され、「11」通り以北、「ホ」「リ」間は床があったと判断される。

イマ・カンジョウバは大引と根太ともに後補材で、当初は間に渡した大引と柱筋に通した足固貫を利用して根太を組んだことが知られる。「リ」通り床框内側上部に化粧が施されることから、当初が畳敷でないことは確かであるが、板敷と竹敷の双方の可能性があると判断される。

オゲンカンは束として残される「ワ5」柱下部西面南側と、他に転用されていた「ワ3」柱下部西面北側の一段低い位置に、根太を角釘で止めた跡があり、「5」通りを介して北側と南側で段差があること、足固貫上に通した根太が南北に通されることから、「5」「3」間は板敷であると判断され、「5」「7」間も板敷である可能性が高いと判断される。

○天井

「5」通り「ワ」「レ」間の桁下北側、「7」通り「ワ」「レ」間の南側に棹縁の跡を残した当初の廻縁が残されることから、オゲンカンの北半のみ「5」「7」間に棹縁天井が張られていたことが判明した。

オヘヤの根太天井は当初のものと見られ、上屋梁が「ヨ」通りのみ通されないことから、二階を物置として利用したものと考えられ、押板裏側に梯子をかけたと推定される。

イマ・カンジョウバ上部の簾子天井は後補で、オゲンカン北半とオヘヤを除いて天井はなく、屋根裏まで吹き

抜かれた大空間であったと判断される。

○柱間（内部）

「ホ」通り化粧梁下に小舞跡、「8」「6」間に柱跡があり、「5」「7」間は土壁で、牛小屋であったと判断され、「8」通り梁下に壁跡は見当たらないので、「ハ」「ホ」間は内法高さまでの壁であったと判断される。

「ワ」通り「7」柱北面、「9」柱南面に押板の痕跡、両柱の西面に廻縁と胴縁の跡があること、胴差は無目であることから、西側に張り出した浅い押板が設けられていたと判断される。

「ワ」通り「5」「7」間、「9」「11」間は、2本溝の差鴨居が残されることから、残される引き違いの舞良戸を建てたと判断される。

「ワ」通り「3」「5」間は束として残された「ワ5」柱に足固貫と間渡し跡があることから、土壁と判断される。

「ワ」通り「11」「13」間は「ワ11」柱北面に差鴨居跡があること、壁の痕跡がないことから、片引きもしくは引き違いの舞良戸を建てたと判断される。

「7」通り「ヨ」「ワ」間は貫穴があることから壁、「ヨ」「レ」間は貫穴がないこと、鴨居の跡があることから、引き違いの板戸を建てていたと判断される。

「11」通り「ワ」「ヨ」間は貫穴がないこと、鴨居の跡があることから、引き違いの板戸を建て、「ヨ」「レ」間も同様と判断される。「レ」通り「7」「9」間は貫穴がないこと、鴨居の痕跡がないことから、建具がなく、

「9」「11」間も同様と判断される。

○柱間（外回り）

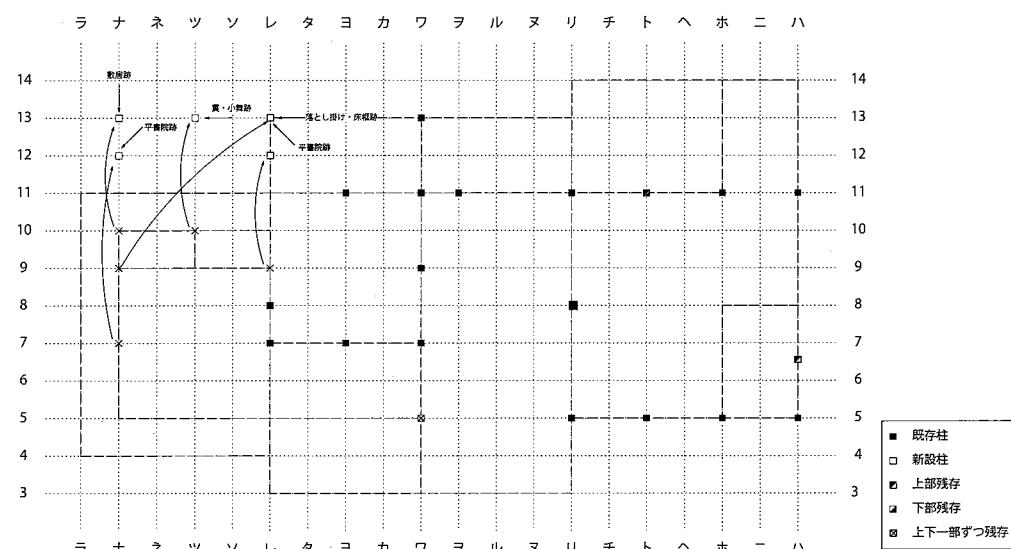
東側面の「ハ」通りは、柱に貫穴が残ることから壁と判断できるが、ニワ廻り「5」通り「ハ」「ホ」間は足固貫と内法貫の跡のみで、腰貫跡がなく、開放であったと判断され、「ホ」「ト」間は「ト5」柱北面に一筋鴨居跡、東面に貫穴跡があり、「ト」「リ」間の大戸を収めるため、壁で閉ざしたと判断され、「5」通り「ト」「リ」間は「リ」寄りに方立を建てて小壁を設け、内側に片引きの大戸を建てたと判断される。

北側下屋廻り「14」通りは「ホ14」柱（「ワ14」柱に転用）西面・東面、「ト13」柱（「ハ12」柱に転用）東面・南面に貫穴と間渡し跡があることから土壁と判断され、土間となる「ハ」「ホ」間は裏口となる片引きの大戸が外側に建てられていたと判断される。

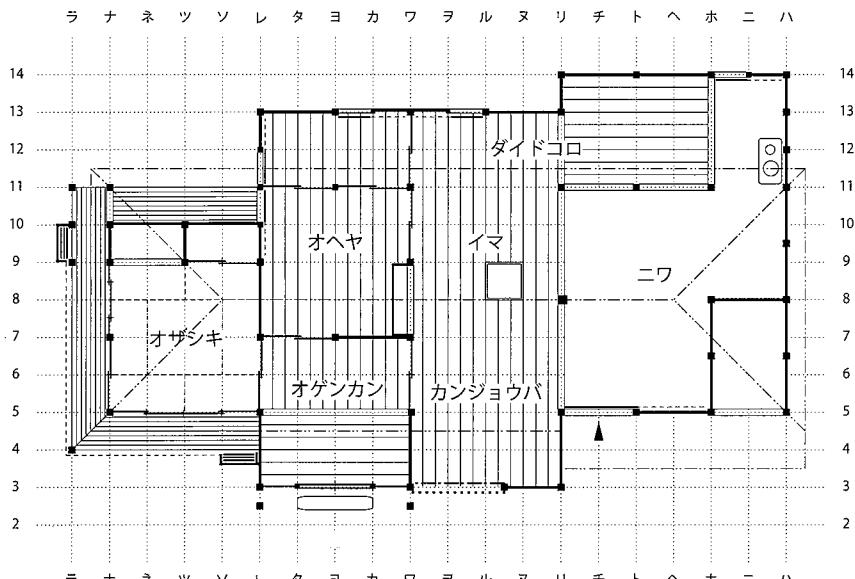
北側下屋廻り「13」通りは、「ワ13」柱（「ワ3」柱に転用）西面・東面外寄りに貫穴と間渡し跡があることから、「ワ」「ル」間と「ワ」「ヨ」間が半間の方壁に片引き戸と判断され、他は桁が内法より低い位置に廻され、床が設けられることから土壁と判断される。

北側下屋西側面「レ」通りは、「レ11」柱北面に敷居と鴨居跡があり、「11」「12」間が半間幅の片引きの板戸であったと判断される。

上屋西側面の「レ」通り「11」「9」間は、「レ11」柱南面と西面に壁の痕跡がなく、南面に鴨居と敷居の跡があることから、半間幅の片引き板戸と片壁と判



↑第二期平面痕跡図



↑第二期復原平面図

断され、「9」「7」間は「レ5」柱北面に壁の痕跡がなく、西面に貫穴、南面に鴨居跡であることから、半間外側に張り出しがあり、張り出し部は壁と判断される。「7」「5」間は掃き出しなとなり、建具は半間幅の板戸2枚、障子戸1枚が建てられたと判断される。

南正面の「3」通りは、他に転用されていた「ワ3」柱西面内法高さに3本溝を彫った胴差跡があることから、建具は半間幅の板戸2枚、障子戸1枚を両側に引き込む形式と判断される。

「3」通り「リ」「ワ」間は、「リ」通り寄りに建てられた間中柱を挟んで、東側が壁、西側が開口で、他に転用されていた「ワ3」柱東面北側に腰高窓の敷居・鴨居の跡があること、上下二箇所に猿跡があることから、内側に板戸もしくは障子戸をめ込み、使用しないものを下部に収めたものと判断される。板戸はめ込みであるから、間に柱が建ち、外側に台格子を嵌めたことも推定できる。外側柱内には腰壁洞縁跡もあり、真壁造りとした低い腰壁を張っていたことも判明する。

4.3 江戸後期の増築と改造

○規模

「レ」通り上屋梁に挿首を挿した跡が2箇所あり、「ツ」通りの挿首が後補材であることから、「レ」通りから「ナ」通りまで、上屋が西方へ2間増築され、上屋規模は桁行9間となったことが判明する。

増築された上屋の西側と南側には、オザシキ廻りに残された縁側の桁・天井・縁板から半間幅の下屋がめぐらされていたと判断される。

○軸組

上屋規模の拡大に伴い、西側「ナ」通りに上屋柱を2間おきに4本建てたと判断される。「ツ11」に柱礎石を据えた痕跡がないため、「レ」通りとの間に2間梁を架け、間に束を建てて上屋梁を受けたと判断される。

上屋の下には座敷が収められたと考えられるが、「レ11」柱南面に壁の痕跡が見られないことから、座敷の規模は8畳敷と判断され、床柱は「ツ9」に建ち、「1」通りと「9」通りに柱が1間おきに建つ。

○屋根

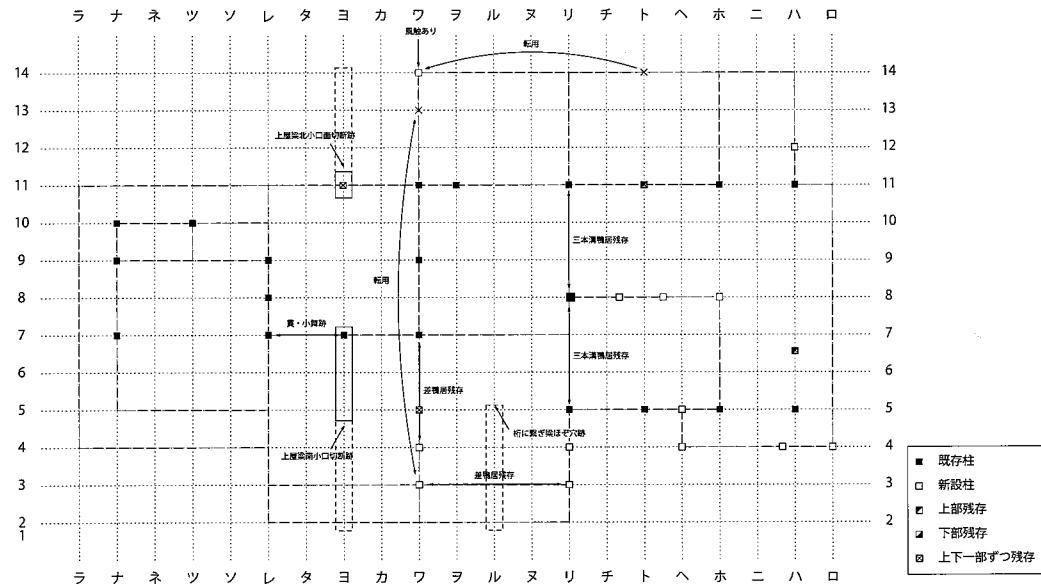
増築された上屋は寄棟造、茅葺と考えられ、下屋は桟瓦葺と判断される。

○天井

オザシキの天井は床指しの棹縁天井、下屋の天井は現存する化粧屋根裏天井であったと判断され、「1」通り「11」通り間の北側上屋下は、判断する根拠がないが、簾子天井が張られていたと推定される。

○床

オザシキは畳敷、縁側は移動・転用されていた檜縁の板敷であったと判断される。「ナ1」「ツ1」柱北面に足固貫跡があることから、「1」通り「11」通り間の北側上屋下には半間幅の廊下が通されていたと判断される。



↑第三期平面痕跡図

○柱間（外回り）

「ラ9」柱に鴨居の痕跡があること、雨戸の擦れ跡があることから、下屋柱間は上部に欄間を設け、下部が内法高さに鴨居を通して開放とし、外側に雨戸を引き通し、「ラ」通り「9」「1」間、「3」通り「レ」「ソ」間に戸袋を設けたと判断される。

北側「11」通りは吹き放ちの廊下として柱間は開放であったと判断される。

○柱間（内部）

座敷廻りは他に転用されていた「ナ9」柱東面に落し掛けと床框の跡、南面に当初の平書院の跡、他に転用されていた「ナ7」柱北面にも対応する平書院の跡があることから、「ツ9」に床柱を建て、「ナ」通り東側に1間幅の平書院を設けた座敷飾りの造作が復原できる。

「レ」通り「9」「7」間は壁に改造され、「9」「11」間は従前通り、片壁に片引き戸であったと判断され、「7」「5」間は引き違い戸に改められたと判断される。

4.4 明治初期の増築と改造

○規模

上屋規模は変わらないが、上屋の東側面「5」通りから「11」通りまで、南側正面「ハ」通りから「リ」通りまで半間幅の下屋をめぐらしたことが、上屋柱筋柱を間引き、下屋柱を建てたことから判明する。

北側下屋は「リ」通りから「ワ」通りまで1間から1

間半に拡大したことが、垂木嵩上げによる下屋小屋架け替え、「ワ13」柱が転用されたことから判明する。

逆に「ワ」通りから「レ」通りまでは下屋を取り除いたことが、「11」通り「ワ」「レ」間の下地窓を設けた外壁仕から推定できる。

○軸組

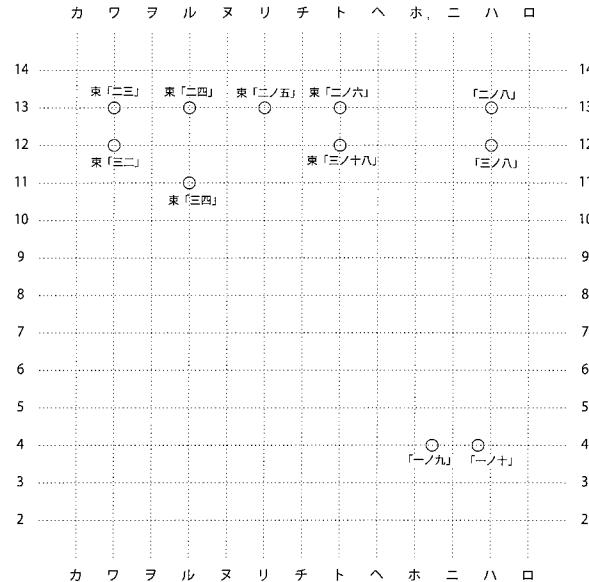
上屋東側面「ハ」通り上屋柱は、「ハ11」と「ハ3」に長さ3間の胴差を架け、束柱とすることによって3本の柱を間引き、下屋と一体となった大空間を造り出したと判断される。

上屋では「8」通りに柱を建てて土間を南北に区分し、「11」通り「ハ」「リ」間にも胴差を通して、「ホ11」柱を間引いたと判断される。

南側正面下屋は「4」通りの「ホ」「リ」間に差物を渡して大戸前を広く取ることが、解体前の状況から知られる。

北側下屋「リ」通り「ワ」通り間は、登り梁上に束を立てて母屋を通し、垂木構造を改め、「ワ」通り「レ」通り間は、「ヨ」通り上屋梁から続く登り梁を切断し、下屋を除去したと判断される。

南側正面下屋「3」通りは、「ワ3」柱を「ワ4」に移し、「ワ」「リ」間の柱を間引き、「ワ13」柱を「ワ3」に転用して「リ13」柱を取り替え、3本溝の差物を「ワ」「レ」間から「ワ」「リ」間に移したことが、各柱に残された痕跡から判明し、「ヨ」通り上屋から続く登り梁も



↑第三期発見番付図

「3」「5」間は切断され、高い位置に新たな登り梁が架けられたことが、解体前の状況から判明する。

「ワ」通りは、「ワ5」柱を間引き、「ワ4」柱と「ワ7」柱間に3本溝の胴差を設けたことが、「ワ4」柱と「ワ5」柱を切断した東から知られる。

○屋根

新設された東側面と南正面の下屋は桟瓦葺、拡張された北側下屋は杉皮葺または板葺を桟瓦葺に改めたことが、解体前の状況から知られる。

南側正面下屋「ワ」「リ」間は、「リ2」に庇柱を建てて屋根を延ばしたことが、残された庇柱から知られる。

○天井

新設された東側面と南正面の下屋、拡張された北側背面の下屋の天井はいずれも化粧屋根裏天井であったことが、解体時の状況から知られる。

オゲンカンは低い位置に天井が張られたと推定される。

○床

新設された東側面と南正面の下屋の床は土間であったことが、解体時の状況から知られる。

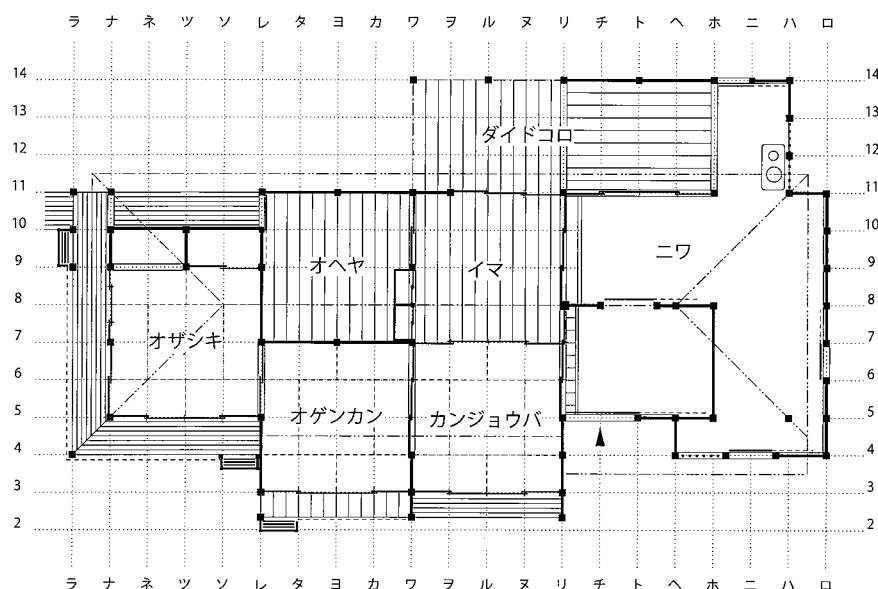
オゲンカン「4」通りから「3」通りまでを嵩上げし、「3」通りから「7」通りまで8畳の畳敷きとしたことが、「ワ4」に転じた「ワ3」柱と切斷された「ワ5」柱から知られる。

「3」通り「ワ」「リ」間外側に、低い上がり縁を設けて、式台構えをオゲンカンからカンジョウバ正面へ移したことが、「ワ3」柱と「リ3」柱に残された根太掛けから判明する。

○柱間（外回り）

北側背面の拡張された下屋の北面と西面の柱間は不明であるが、東側面から南正面までめぐらされた下屋の柱間は壁と格子で構成されたことが、解体前の状況から判断できる。

「3」通り「ワ」「リ」間は3本溝の差鴨居に、引き違いの板戸4枚、障子戸2枚を建て、「ワ」「レ」間は2本



↑第三期復原平面図

溝の差鴨居に障子戸4枚を建て、外側「2」通りに雨戸を引き通したことが、差鴨居の溝と解体前の現状から判断される。

○柱間（内部）

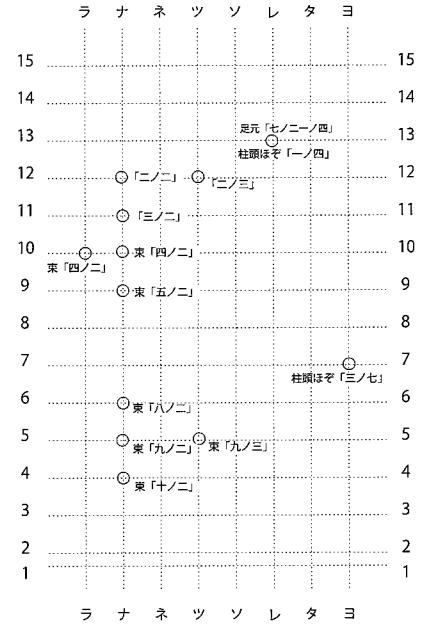
土間の「8」通りには、壁を設けて片引き戸を引き込んだこと、カンジョウバとイマを画する「7」通りに引き違いの格子戸4枚を建てたことが、解体前の状況から知られ、土間の「11」通り「ハ」「リ」間にも引き違い4枚戸を建て、「リ」「ヲ」間には引き違い3枚戸を建て、「リ」通り「5」「8」間、「8」「11」間にも引き違い3枚戸を建て、それぞれ土間とダイドコロ、ダイドコロとイマ、土間とイマ、土間とカンジョウバを画したことが、床框および敷居と差鴨居の溝から判明する。

「ワ」通り「4」「7」間は引き違いの3枚舞良戸を建て、「7」「9」間には戸棚を設けたことが、差鴨居と敷居の痕跡から知られ、「11」通り「ワ」「レ」間は壁で閉ざし、上部に下地窓を穿ったことが、「ワ11」柱西面と「レ11」柱東面の後補壁跡と解体前の状況から判断される。

4.5 藤瀬家住宅の建築履歴

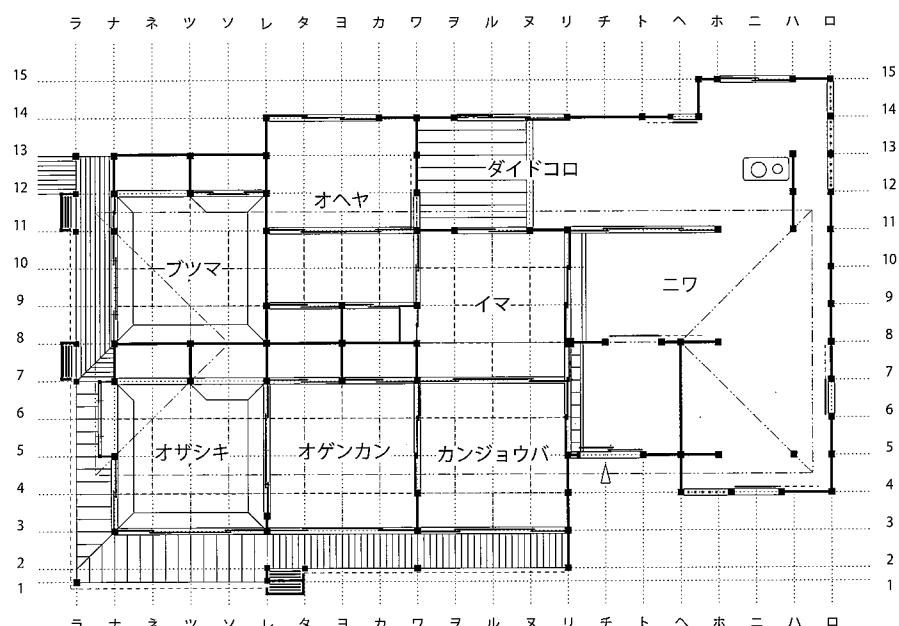
以上に述べた藤瀬家住宅の江戸中期から江戸後期、さらに明治初期に至る変遷過程をまとめると、以下の通りとなる。

元文2年（1737）建築当初の藤瀬家住宅主屋は南を正面として建つ寄棟造草葺の直屋で、梁間3間、桁行5



↑第四期発見番付図

間の上屋の正面西側3間に梁間1間の瓦葺下屋、背面にも梁間1間（一部梁間1間半）の瓦葺（一部杉皮葺または板葺）下屋を架け降ろし、立ちの高い堂々とした外観と規模を呈していた。内部は広間型三間取りに復原でき、化粧とした二重の木太い梁組みを戴く土間（ニワ）に沿って押板を備え、南側を台格子と板戸と障子戸を建て込んだシシ窓風の高窓を設けた広い広間（カンジョウバ・イマ）を配し、広間の西側に舞良戸と差鴨居から小屋まで



↑第四期復原平面図

立ち上がる境壁で区画された2部屋(オゲンカン・オヘヤ)を配する構成であるが、広間上手南側の部屋（オゲンカン）に床の間と縁を備えた書院座敷ではなく、段差と天井によって上屋と下屋に格差を設け、外から出入りできる上段構えの空間を配する点が大きな特徴をなしている。この上段構えの部屋の存在と瓦葺きの下屋を降ろした立ちの高い外観に大庄屋職を務めた家格が窺えるが、出入口ともなる上段構えの部屋を除く壁面は壁で閉ざした閉鎖的構成を示し、押板を備えた広間とともに古式を伝えていた。

建築後間もない18世紀後期に至って、主屋上屋を2間西側へ増築し、上屋の西側から南側へ下屋を設け、廻り縁をめぐらして床の間と平書院を備えた書院座敷（オザシキ）を新設するに至り、内部の建築構成も大庄屋格に相応しい空間と意匠を獲得するに至った。近世の上層民家が備えるべき書院座敷を、他よりもやや遅れて導入したことになるが、建築当初の外から出入りできる広間上手の上段構えの部屋は玄関として利用され、一体的構成をなし、増築ながらも建築構成として破綻はなく、広間上手の上段構えの空間と意匠、広間の空間と意匠に変化はなかった。

なお、この増築時に建てられた「ナ9」柱の礎石位置から1830～40年代の染付の蓋の破片が見つかっているが、堀方埋土からの出土であり、大正初期に「ナ9」柱を「レ13」柱へ転用した際の混入と考えられる。

19世紀半ばの明治初期に至って、略式玄関を東側の広間正面に設け、広間を表（カンジョウバ）と奥（イマ）に間仕切り、土間境に建具を建て、元の玄関を8畳間に改造することによって居住性を高めるとともに、押板を戸棚に改めた。土間も表と奥に間仕切り、東側と南側に半間幅の下屋を設け、上屋側柱を間引いて土間空間を拡大し、馬屋を廃して南側に新たな出入口を設けた。併せて台所の下屋を拡張してオヘヤ背面の北側下屋を取り除き、土間境の間中柱を取り除いて建具を建てて区画し、広間との坂にも建具を建てて台所の居住性を増した。格式の異なる3種の出入口を設けるとともに、住宅としての居住性を追求したのであろう。

大正初期に至って、座敷部分の上屋梁を架け替え、下屋を嵩上げして2間幅とし、付書院と床脇を備えた素木の新しい座敷（オザシキ）を南側に設け、旧来の座敷を

北側へ1間半移動させて仏間（ヅツマ）とし、オゲンカンを覆う下屋も架け替え、オヘヤとの境に押入れを設け、オヘヤ北側に下屋を設け、納戸との境壁を取り除いて建具を建て、旧来のオヘヤをヅツマへの通路とした。併せて土間の北側背面下屋を架け替え、北側と東側へ半間拡張し、流しと竈の近代化を図った。

以上に述べた藤瀬家住宅の江戸中期から江戸後期へ、さらに明治初期に至る変遷過程は、外部に対して閉鎖的構成から開放的構成へ、内部空間の開放的構成から閉鎖的構成へ、広間と押板の廃絶と書院座敷の導入、胴差の導入と間中柱の除去による大空間の導入という近世上層民家の歴史を反映しており、また明治初期における台所の拡張と玄関の簡略化という格式よりも居住性を重視した近代民家の歴史も反映したもので、藤瀬家住宅の履歴からは近世から近代に至る民家の歴史的変遷を窺うことができ、同時に18世紀前期の九州における上層民家の建築構成上の特徴をも知ることができる。

5 藤瀬家住宅の再建に向けて

5.1 建築構成の特徴

解体時の詳細調査の結果、元文2年（1737）祈祷札は、柱との一体感が強く、打ち替えられた釘跡も見られないこと、祈祷札を打ち付けた柱面に風喰が見られないことから、新築と同時に作られたことが明らかである。よって、藤瀬家住宅は元文2年（1737）の建築とみなせること、また解体後の調査の結果、建築後まもなく18世紀後後に縁を備えた書院座敷が増築されたこと、さらに解体後の実測調査と復原考察の結果、藤瀬家住宅の建築当初の姿と座敷増築後の姿も明らかとなった。これらの姿は3次元CGモデリングによって作成した図面に窺うことができる。

建築当初の姿を見ると、解体前に推定した建築構成とはやや異なるものとなった。広間型三間取りを基本とし、直屋をなす寄棟造草葺の上屋の前後に下屋を架け降ろす建築構成は、近世民家の典型的な姿を示しているが、その内部意匠はきわめて特異な構成を示し、元文2年（1737）の建築であること、大庄屋を務めた家格であることを勘案すると、いくつかの点で著しい特徴が浮かび上がってくる。

第一の特徴は床の間と縁を備えた書院座敷がない点である。床の間に代わるものとして、広間西面中央に押板が存在した。建築年代は元文2年（1737年）と見て間違いなく、それ以前に遡らないことが明確となったが、一般に庄屋職などを務める本州の上層民家では、この時期すでに床の間をもつ書院造風の座敷が広く普及していたと見られ、藤瀬家住宅がきわめて古式を留めていることを示している。

第二の特徴は書院座敷が置かれる広間上手南側の位置に、外から出入りできる空間的格差を伴う上段構えの広い空間を設ける点である。棹縁天井を張った上屋下の4畳と、化粧屋根裏天井の下屋下の4畳を、床に段差を付けて空間的・意匠的に格差を設ける。外部との境に板戸4枚と障子戸2枚を建てた広い上がり縁は、間中柱を設けない2間幅の玄関とも考えられるが、庭園と二丈岳を望む景観にも優れ、儀礼的な対面の場に利用された可能性も否定できない。他に例を見ない形式で、藤瀬家住宅の著しい特徴をなしている。

第三の特徴は古式を伝える押板とシシマドを備えた広間が意匠的に中心をなす空間となっている点である。土

間から押板を備えた広間まで上部は吹抜けとし、奥の部屋との境には、押板を挟んで両側に差鴨居を通した舞良戸を建て、その上部に漆喰壁を立ち上げて化粧とし、見応えある重厚な壁面意匠を構成する。南側正面には内部に光を取り入れ、外を眺めるシシマド風高窓を備え、外観上のアクセントともなっている。

第四の特徴は、これら古式を示す間取りや意匠に対して、形式技法の面において先進的な特徴を示す点である。上屋柱はすべて鉋仕上げで、下屋柱を除いて鋸仕上げの柱が見られず、梁も土間上部に太目の梁を二重に重ねて化粧とし、表側には間中柱を建てず、胴差で繋いで2間を開放とするなど、先進的形式技法も示している。

第五の特徴は、上屋は3間梁の直屋ながら、1間幅の下屋を前後に設けて大きな内部空間を確保し、外観でも正面に瓦屋根の下屋を見せた先進的形式を示す点である。オヘヤは下屋下に4畳の小部屋を付属させ、ダイドコロも下屋下に4畳の広さを確保し、広間も表側に広い空間を迫り出し、カンジョウバを設け、全体として大庄屋職に相応しい規模と外観を示している。

座敷増築後の姿を見ると、廻り縁をめぐらし、床の間と平書院を設けたオザシキは、先に造られた上段構えのオゲンカンと連続性を確保し、空間構成としても矛盾なく、両者を伴った建築構成は、大庄屋職を勤めた民家に相応しい内部構成を示し、18世紀後期の上層民家の特色を十分に發揮している。

5.2 同時代の民家建築

藤瀬家住宅と建築時期を同じくする民家建築は九州・沖縄と北海道を除く各地域に数多く残され、藤瀬家住宅より建築年代が遡る民家建築も本州と四国には数多く残されるが、九州に残されるものは少ない。重要文化財指定の民家では、福岡県新宮町の横大路家が17世紀中期に遡ると考えられているが、明確な資料は存在しない。佐賀県の川打家住宅、鹿児島県の祁答院家住宅、大分県の後藤家住宅も18世紀前期の建築と考えられているが、建築年代を証する資料は存在しない。逆に、建築年代が明確な重要文化財指定の民家は、柱に墨書きが残される大分県の神尾家住宅の明和8年（1771）、柱に刻銘のある宮崎県の藤田家住宅の天明7年（1787）が最古である。

以上のうち、建築年代が最も古いと見られる横大路家

は、平成 12 年度から解体修理工事を実施中である。修理工事を担当している文化財建造物保存技術協会によると、今回の修理に伴って宝暦期の屋敷絵図が発見されたが、現存する遺構は文政期に規模を縮小しつつ改造したもので、柱や小屋組に当初の部材を残すものの、宝暦期の姿にも復原し得ないという。鉄仕上げの柱や曲率の大きい曲梁を用いた軸組も、建築年代の古さを示しており、藤瀬家住宅と共に通する要素は見出せない。

後藤家・神尾家・川打家・藤田家はいずれも広間型で、上屋梁間 3 間から 2 間半、下屋は前面または背面のいずれかに架け降ろす。大庄屋相当職を務めたものは存在せず、両側に下屋を降ろした藤瀬家とは、家格や規模の点でも共通する要素は見出せない。

根本修理がなされ、当初の姿が明らかなのは、神尾家、川打家、藤田家、後藤家であるが、藤瀬家に見られる広間上手表側の部屋の空間、押板とシシマドを備えた広間の意匠を示すものは存在しない。藤瀬家に類した形式を示す民家建築は九州には見出せないと言える。

18 世紀前期以前に建築年代が遡る民家で、藤瀬家に類似したシシマド風高窓や押板を備えた閉鎖的構えの広間は、東国の民家に例が見出せる。これを代表するのは神奈川県の北村家住宅と静岡県の植松家住宅で、建築年代は前者が貞享 4 年（1687）、後者が 18 世紀前期に遡り、ともに床の間と縁を備えた座敷を設けるが、土間と一体をなし、押板を備えた広間の意匠において共通する要素が見出せる。

平山育男によると、シシマドは関東・中部の民家に見られ、閉鎖的な室内から外を覗くための窓として成立し、広間正面の柱間一間のやや高い位置に設けた窓で、室内への採光の要求が高まるに伴い、中敷居を徐々に下げて窓面積を拡大し、前面に縁が取り付くものが現れ、最終的に 18 世紀中頃には姿を消すという（「シシマド考—東京都稻城市森茂夫家住宅の調査より」『建築史学』25 号、1995 年）。藤瀬家住宅の内部空間は古式を伝える東国民家と共に通する形式を備えていると言える。

ただし、これら東国の民家の屋根は、梁間 3 間上屋から屋根を葺き降ろし、瓦葺の下屋は用いず、藤瀬家の外観とは大きな隔たりがあることになる。瓦葺きの下屋を降ろした屋根構成を備える最も古い民家建築は、建築年代が 17 世紀に遡る香川県小比賀家住宅で、その後同様

の屋根形式は上層民家の屋根形式として西国に広く普及した。藤瀬家住宅の屋根形式はこうした西国民家の先進的形式を示すと言える。

本州や四国には藤瀬家住宅と建築時期を同じくし、規模と家格の上で比較できる民家が多い。これらの民家も広間型三間取りであるが、床の間と縁を備えた書院座敷を備えており、藤瀬家のように広間上手表側に座敷のかわりに開放的な上段構えの部屋を備えた例は見当たらぬ。18 世紀前期の本州や四国においては、縁と床の間を備えた書院座敷は広く普及を見ており、この点において藤瀬家住宅は際立つ特色を備えていると言えよう。

建築当初は存在しなかった書院座敷を後に増築した例は近畿地方に見出せる。中でも注目されるのは大阪府の吉村家住宅と北田家住宅で、前者は江戸時代前期の建築当初から六間取りの平面で、表側上手の部屋は式台付き玄関であったが、17 世紀後半に上手側に角座敷を増築している。当初の玄関奥はゲンカンザシキとされるものの床の間はない。18 世紀前期建築の後者も、江戸末期に式台付き玄関の上手に床の間付き座敷を設けている。

建築当初から広間型三間取り表側上手に 4 豊敷きの玄関を設ける例は関東地方、特に千葉県の民家に見出せる。寛文 4 年建築の大沢家住宅や 18 世紀初期建築の安西家住宅は、広間上手表側に 4 豊敷きの玄関を設け、後者は奥に客座敷に続く続き間を設ける。

藤瀬家住宅の表側上手の部屋を玄関と見なせば、これらの例と共に通するが、いずれも玄関は外側に段差がある明確な式台玄関を構成し、室内に段差がある藤瀬家とは大きく異なっている。藤瀬家住宅の表側上手に位置する段差のある部屋の存在は、いかに理解すべきなのであろうか。

大河直躬は書院座敷の成立以前の広間型民家において、神や仏の祭りの際に外部空間と一緒に用いられる部屋が広間上手表側に存在したことを指摘したが（『住まいの人類学—日本庶民住居再考』1986 年、平凡社）、これを敷衍した玉井哲雄は、領主法の布達を行う公的な性格が付与された部屋が庄屋屋敷表側に存在し、これらが書院座敷に転じていったことを述べている（「近世における住居と社会」『日本の社会史 8 生活感覚と社会』1987 年、岩波書店）。この法の布告の場に相応しい空間こそ、藤瀬家住宅の外部に開かれた上段構えの空間に相当する

と考えられよう。藤瀬家住宅は書院座敷成立以前の上層民家における儀礼用空間を伝えていると理解できるのである。

以上のように、藤瀬家住宅は日本の民家建築の中で特異な位置を占める。18世紀前期における上層民家建築としての特色を規模と軸組、瓦葺下屋を前後に備えた外観に示しつつも、書院座敷を備えず、空間に格差を設けた上段構えの儀礼用の部屋を備え、書院座敷成立以前の上層民家の形式を示す点、シシマドや押板を備えた閉鎖的構えの広間を備える点には、古式と先進性を併せ持つ大庄屋敷の家格の表現が見られる。同時代の民家建築と比較しても、内部空間においては東国の民家と共に通する建築形式、外観においては西国の民家と共に通する建築形式を示している。

このように東国の民家と西国の民家と共に通する建築形式を併せ持つ藤瀬家住宅は、本州や四国に比べて18世紀前期以前に遡る民家建築遺構がきわめて少ない九州のみならず、書院座敷成立以前の古式を伝える上層民家建築の歴史を物語る歴史資料として、全国的にも貴重な民家建築遺構といえる。

5.3 藤瀬家住宅の評価

藤瀬家住宅は建築と同時に掲げられた祈祷札によって建築年代が元文2年（1737）に遡ることが明確で、九州では最古の部類に属する民家建築である。建築当初の基本的な平面形式は広間型三間取りに復原でき、床の間と縁を備えた書院座敷は有しないものの、上屋の前後に下屋を架け降ろし、一部の間中柱を抜いて大きな内部空間を確保し、西国民家の外観に見られる大庄屋職を務めた家格に相応しい先進性を示すとともに、広間にはシシマドと押板を備え、閉鎖的な空間と重厚な意匠を構成し、東国民家の内部に見られる広間型民家の原型を残した古式を残す点に特徴が見出せる。

とりわけ著しい特色をなすのは、広間型の前座敷に当たる表側上手の部屋を、外から出入りできる床高と天井に格差を設けた空間に造り、全国的にも例をみない形式を伝える点で、大庄屋職に求められる法令の布告などの公的な場として機能した儀礼的な空間として捉えることができ、後に書院座敷に内包される空間を伝える民家建築として唯一の存在といえる。

建築当初の上屋柱の一部は失われているが、当初柱の一部は上下の束として残され、梁や桁、扱首や指物は当初材が数多く残され、これらの当初材に残された痕跡から、建築当初の建築構成も根拠をもってほとんどが復原可能である。18世紀前期に遡る建築形式を復原できる民家建築は、九州地方において例がなく、元文2年（1737）の建築構成を復原できる民家建築遺構としても重要である。

このように藤瀬家住宅は建築年代が18世紀前半に遡る民家建築として、また九州には見られない日本民家の古式を伝える民家建築として、さらに書院座敷導入によって民家が均一化に向かう以前、大庄屋の格式を示す特徴的な空間を伝える民家建築として重要である。

建築後まもなく床の間を備えた開放的な書院座敷を増築し、建築の内部構成の上でも大庄屋職を務めた家格に相応しい空間と意匠を獲得しており、18世紀後期の藤瀬家住宅も、江戸時代中期における上層民家の建築構成とその歴史的変遷を知る上で建築史学上重要な建築遺構と言える。

この増築後の座敷は二丈岳を遠景、田園風景を中景の借景とした庭園に臨み、建築と一体をなす屋敷林で囲繞された屋敷構えとともに大庄屋に相応しい風格を示している。周囲の田園景観も旧状をよくとどめ、住宅を取り巻く環境的・景観的価値も一級品である。遺憾ながら解体によってこれらの周辺環境は失われたが、建築遺構のみでも上に掲げた価値を有する藤瀬家住宅は、復原修理と移築再建を図って保存活用を図るべき重要な建築遺構である。

5.4 移築復原と保存活用

先に述べた価値を有する藤瀬家住宅は、然るべき姿に復原修理し、然るべき場所に移築再建を図り、将来にわたって保存維持を進め、歴史教育や環境教育に活用を図るべきである。

移築再建する場合、建築的価値が最も発揮できる姿に復原修理すべきであるが、藤瀬家住宅の場合、古式と先進性を兼ね備えた元文2年（1737）建築当初の姿と、大庄屋敷としての建築構成を内外ともに備えた座敷増築後の姿の両者に建築遺構としての価値が認められるが、両者の価値を体現できること、庭園や周囲の景観を取り

込み得る座敷の存在を鑑みると、座敷増築後の姿に復原すべきと判断される。

再建に当たっては、残された当初材を極力利用すべきである。痛みの激しいものは新材料に取り替える必要があるが、可能な限り、根継ぎなどで対応すべきである。梁や挿首などはほとんどが利用可能である。大引や根太は当初材を残すものが少ないが、痕跡に対応するよう、当初の形式技法に復しつつ再建を進めるべきである。

中津藩の大庄屋職を務めた藤瀬家が居住した民家建築は、中津藩領となって間もない18世紀前期の神在の歴史を物語る貴重な歴史資料であり、伝統的な農民生活を知る貴重な民俗資料でもある。歴史民俗教育の貴重な教材として活用を図るべきであり、同時に住宅が建っていた神在の集落を訪ね、住宅の周辺環境にも思いを馳せることによって、優れた環境教育の教材としても活用を図るべきであろう。

こうした遺構の歴史的性格と活用面を勘案すると、移築再建の適地は、住宅の故地である神在集落の近く、可能であれば徒歩で行ける範囲内が望ましく、離れたとしても旧中津藩領域内に留めるべきであろう。

5.5 建築費の概算

藤瀬家住宅の移築再建を図った場合、建築費の概算を試みたので以下に記したい。試算は藤瀬家住宅に備わる特色が最も発揮できる第二期、座敷増築後の姿に復原する場合を想定して行ったが、参考までに第一期、建築当初の姿に復原する場合についても概算を試みた。試算に際しては、藤瀬家住宅の文化財としての価値を損なわないこと、すなわち、将来の県指定や国指定を見据えた内容の保存修理工事を行いつつ移築再建すること、さらに来訪者が訪れるなど活用を図るための最低限の設備を備えることを保存活用することを前提条件とした。

なお、文化財としての価値を損なわないよう移築再建を果たすには、建築基準法の適用除外を受ける必要があり、そのためには、解体材のまま市の文化財に指定することも条件となろう。

第二期に復原する場合、旧藤瀬家住宅移築修理工事費の概算は次の通りである。

請負工事概算額	¥ 69,510,000 —
一、仮設工事	¥ 10,697,000 —

二、基礎工事	¥ 7,141,000 —
三、木工事	¥ 16,234,000 —
四、屋根工事	¥ 9,660,000 —
五、左官工事	¥ 4,795,000 —
六、建具工事	¥ 2,267,000 —
七、雑工事	¥ 1,247,000 —
八、電気設備工事	¥ 3,000,000 —
九、給排水設備工事	¥ 200,000 —

諸経費	¥ 10,959,000 —
消費税及び地方税	¥ 3,310,000 —

第一期に復原する場合、旧藤瀬家住宅移築修理工事費の概算は次の通りである。

請負工事概算額	¥ 56,175,000 —
一、仮設工事	¥ 9,109,000 —
二、基礎工事	¥ 5,904,000 —
三、木工事	¥ 12,959,000 —
四、屋根工事	¥ 7,667,000 —
五、左官工事	¥ 3,989,000 —
六、建具工事	¥ 1,512,000 —
七、雑工事	¥ 799,000 —
八、電気設備工事	¥ 2,500,000 —
九、給排水設備工事	¥ 200,000 —

諸経費	¥ 8,861,000 —
消費税及び地方税	¥ 2,675,000 —

6 CG モデリングによる藤瀬家住宅

6.1 モデリングの方法

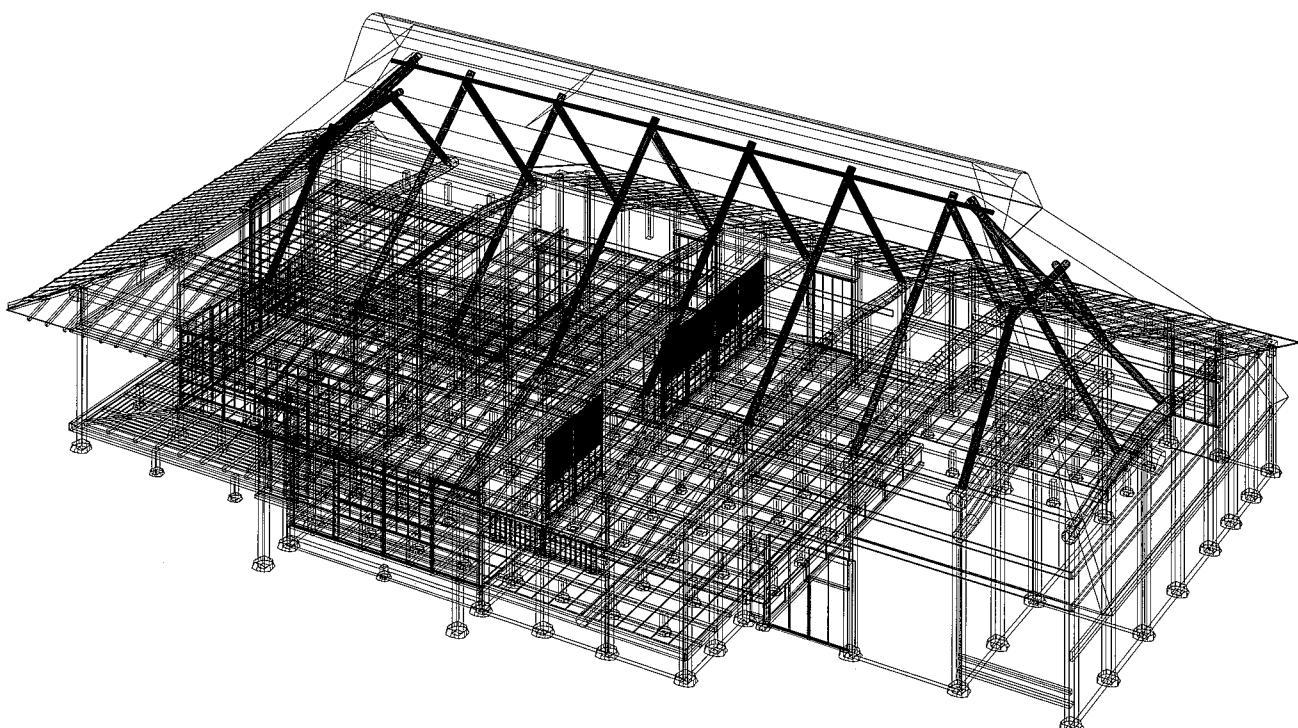
第4章において検討した藤瀬家住宅の復原は4期に及んだ。このうち、建築的価値を最も發揮すると見られる第二期、これに次いで価値の見出せる建築当初の第一期については、コンピュータ上に精細な3次元モデルを構築し、このモデルから2次元と3次元の投影図面を作成することとした。

2次元投影図面は、平面図・天井伏図・小屋伏図・断面図3面・立面図4面、3次元投影図面は架構軸組図・内部鳥瞰透視図・外観透視図2面・断面透視図3面で、同一内容となる図面を除き、各時期について作成し以下にこれらを収載したが、カラー図版は巻頭に掲げた。

3次元モデルの構築に際しては、解体時の実測によって礎石・軸組・床組・小屋組・屋根・建具・壁などのデータはほぼ漏らさず採取することができ、また解体後の痕跡採取と復原検討によって形式技法も3次元的にほぼ漏らさず復原が可能となつたため、精度の高いモデルの作成が可能となった。ただし、失われた建具については、類例による推定復原となつた部分が多い。

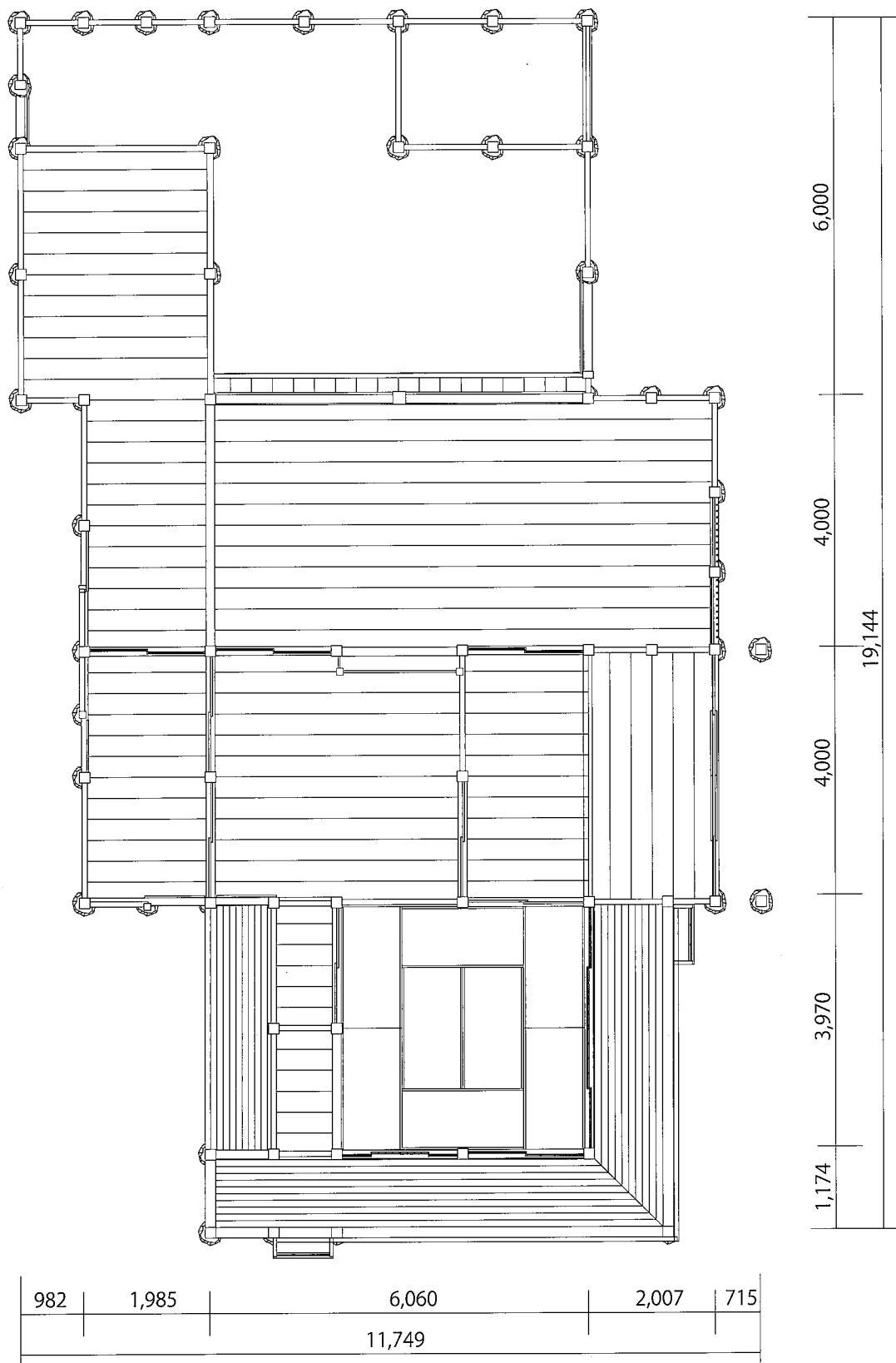
この3次元モデル作成によって、復原修理の上、移築再建した場合のイメージ把握が容易となり、移築再建に向けての合意形成を図ることも容易となろう。

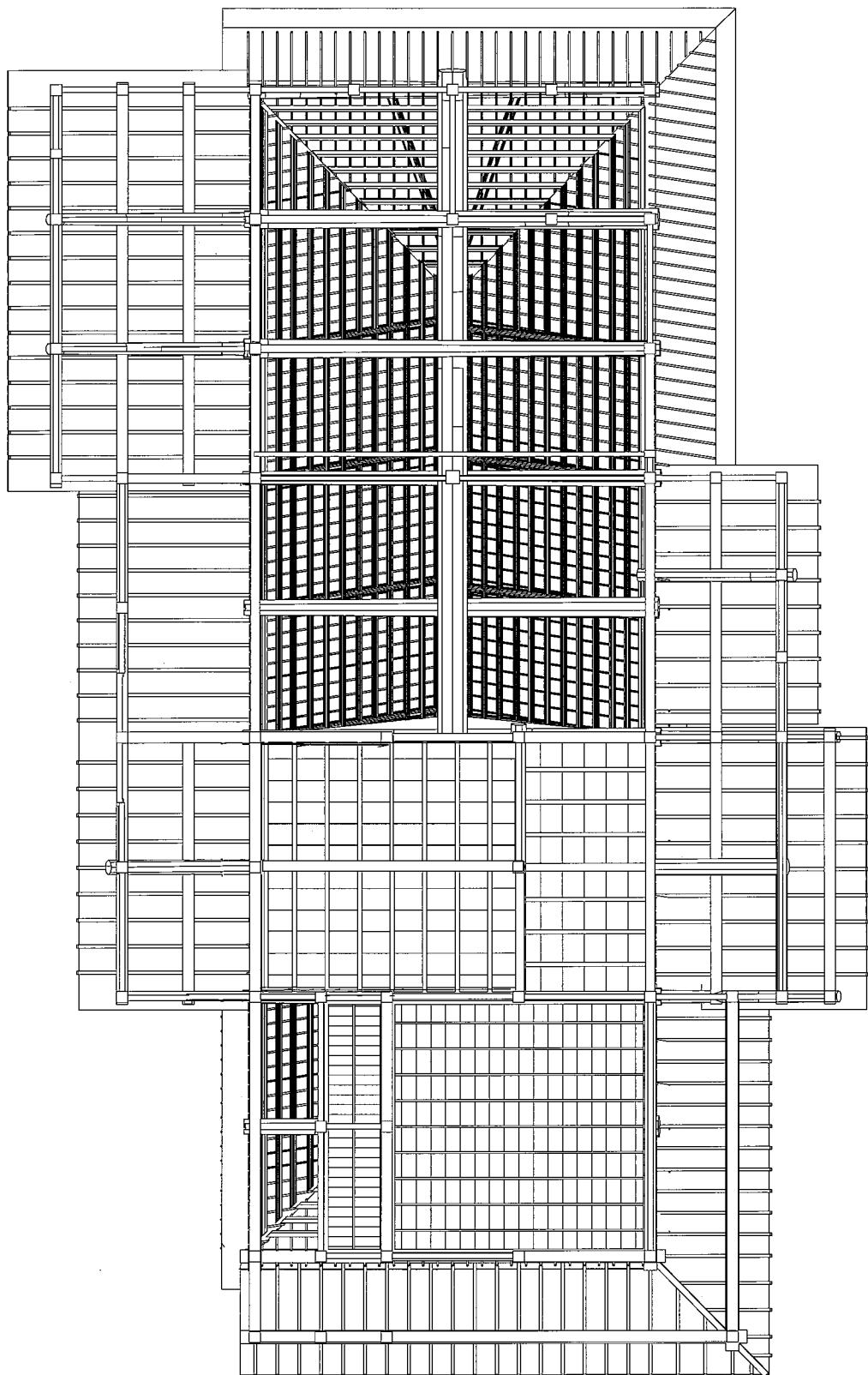
なお、3次元モデルの構築とレンダリングには「formZ 3・8日本語版」を用いた。作成したデータは前原市教育委員会で保管することとした。



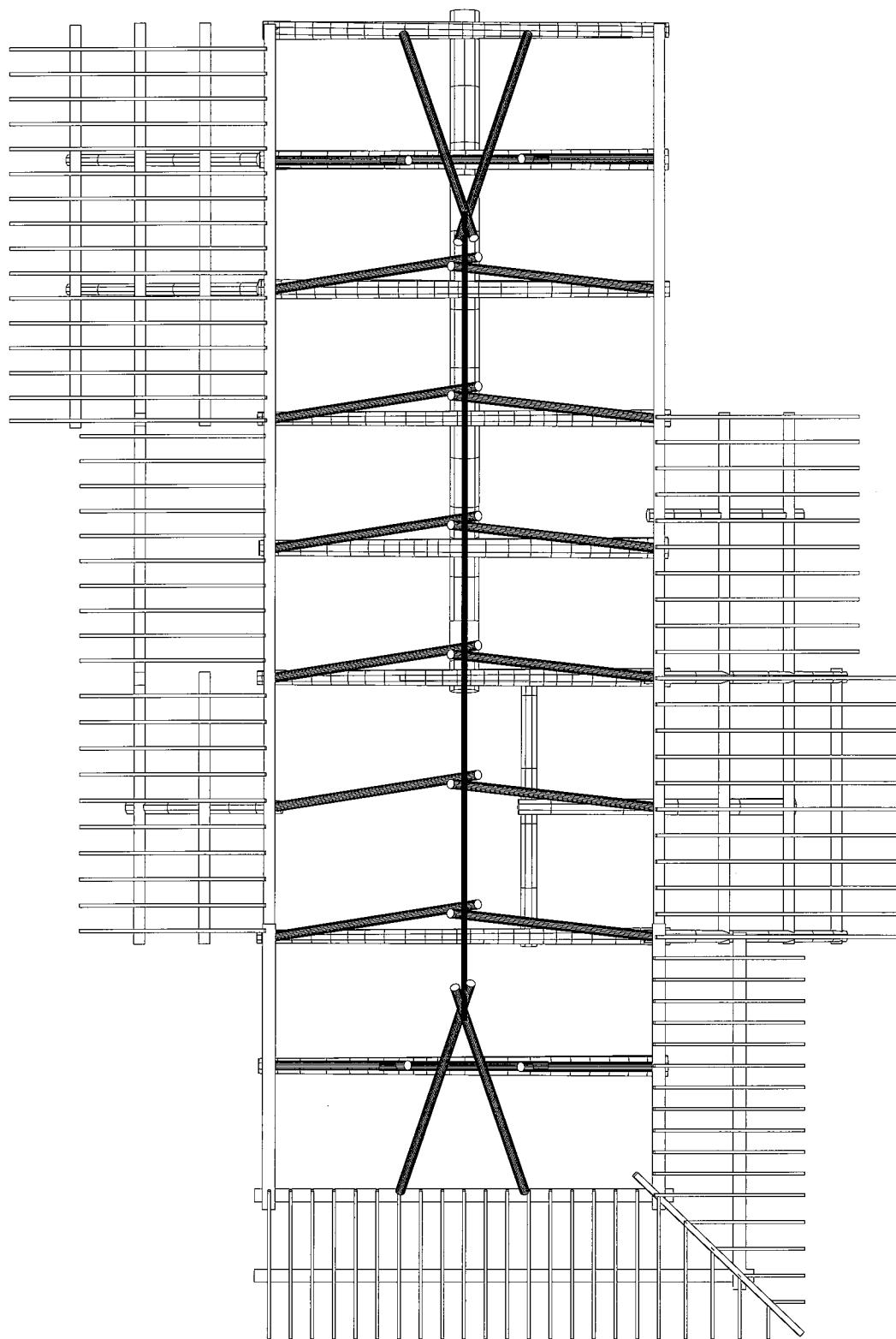
↑ CG 線画

6.2 江戸後期の藤瀬家住宅

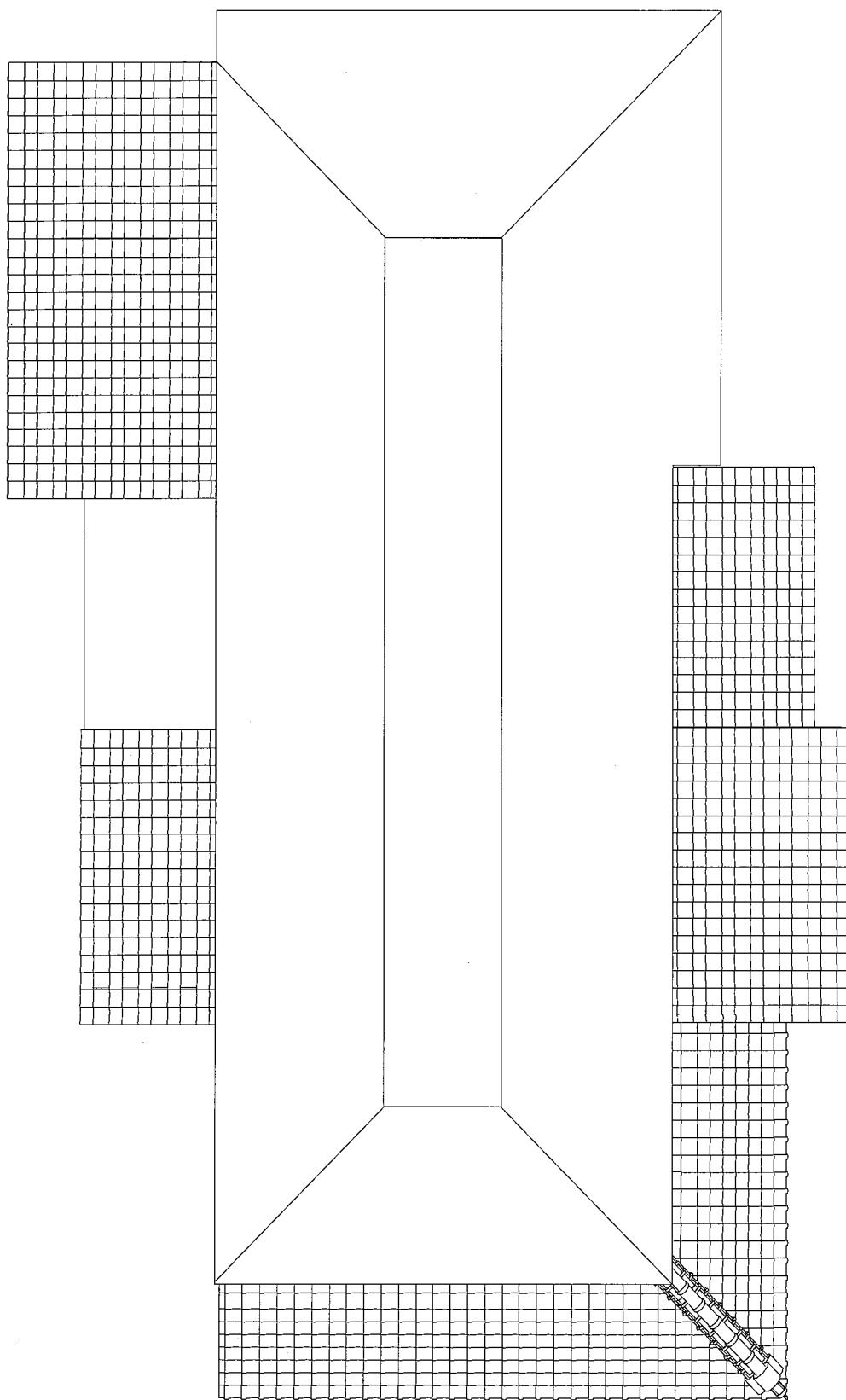




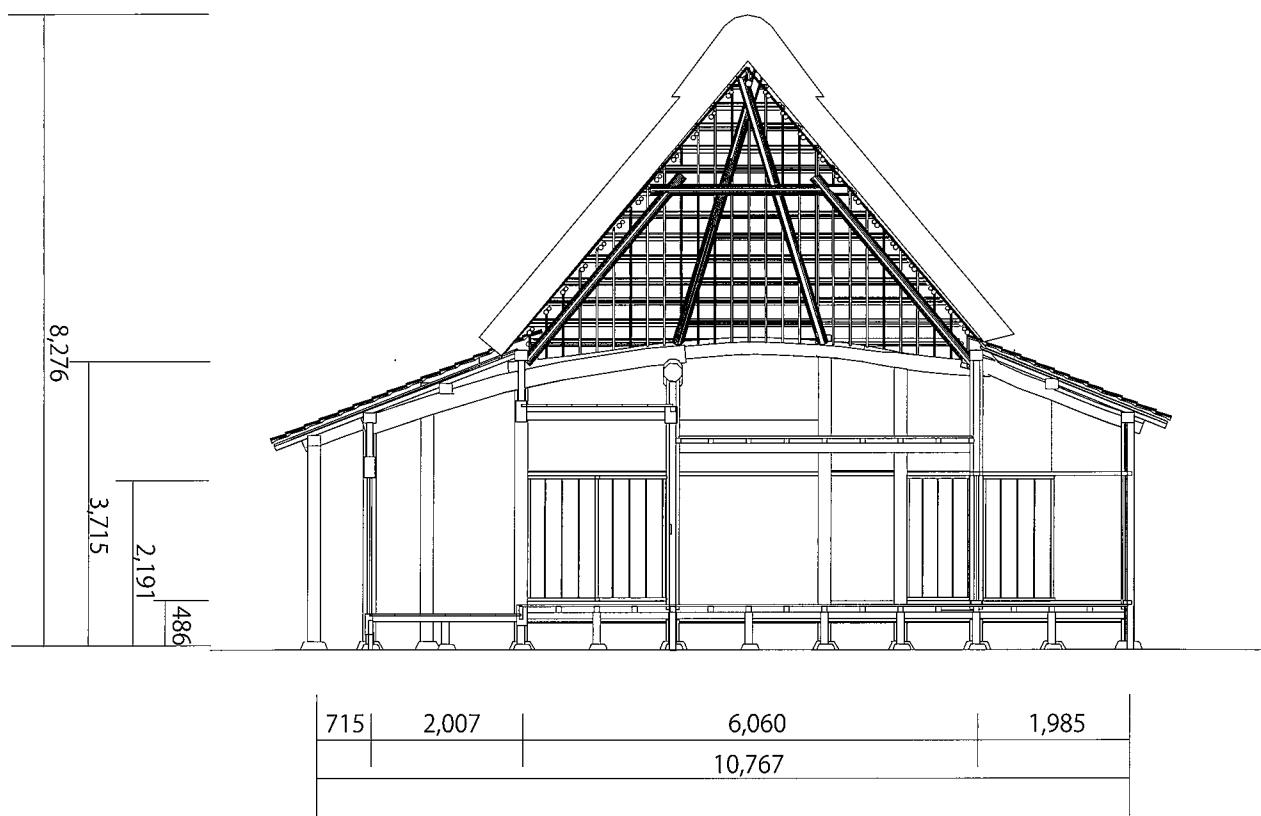
天井伏図 (1:100)



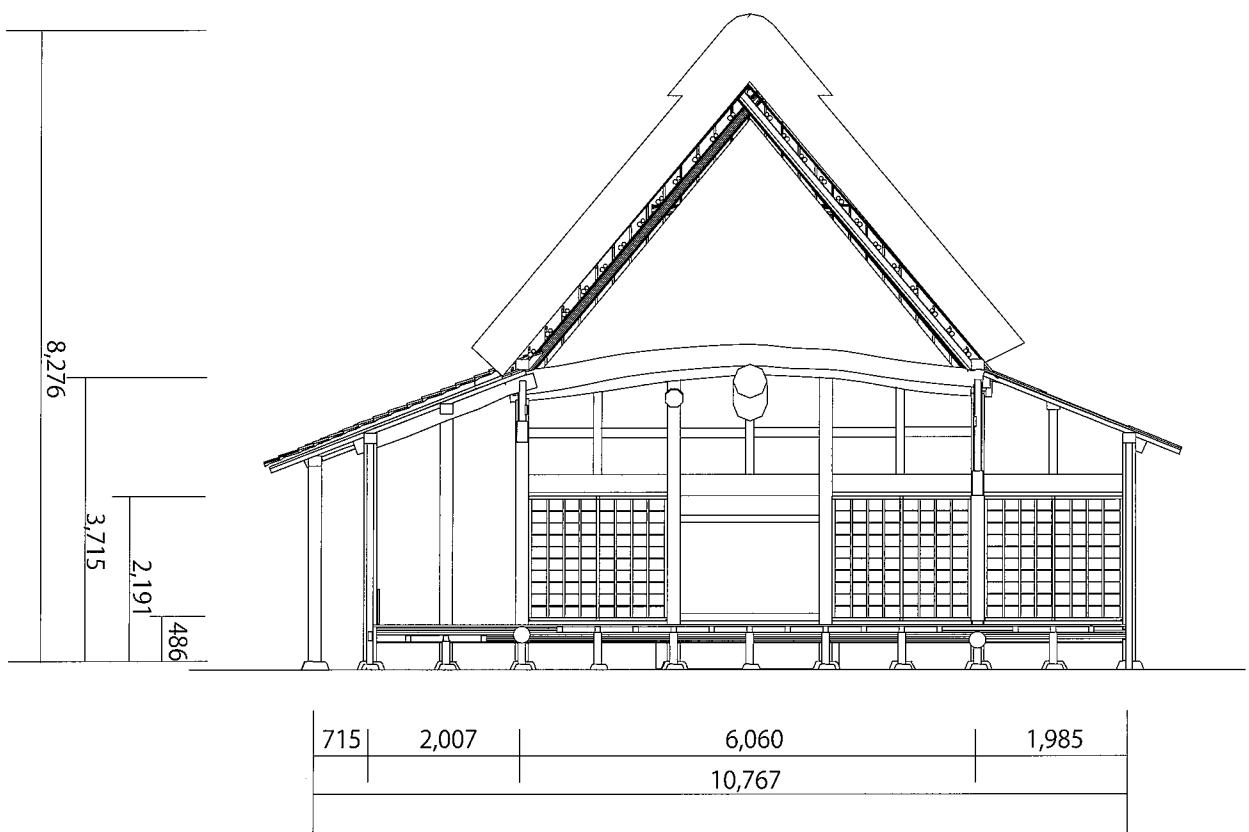
小屋伏図 (1:100)



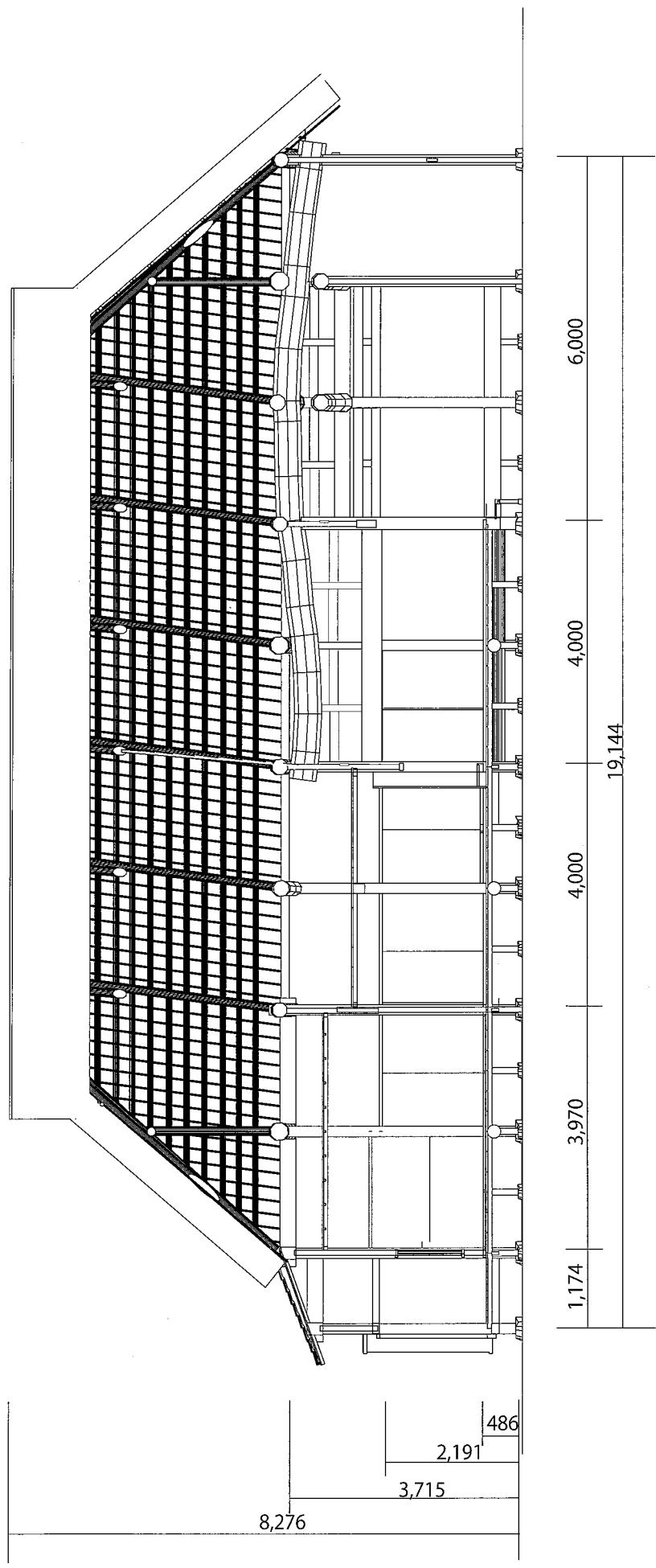
屋根断面図 (1:100)



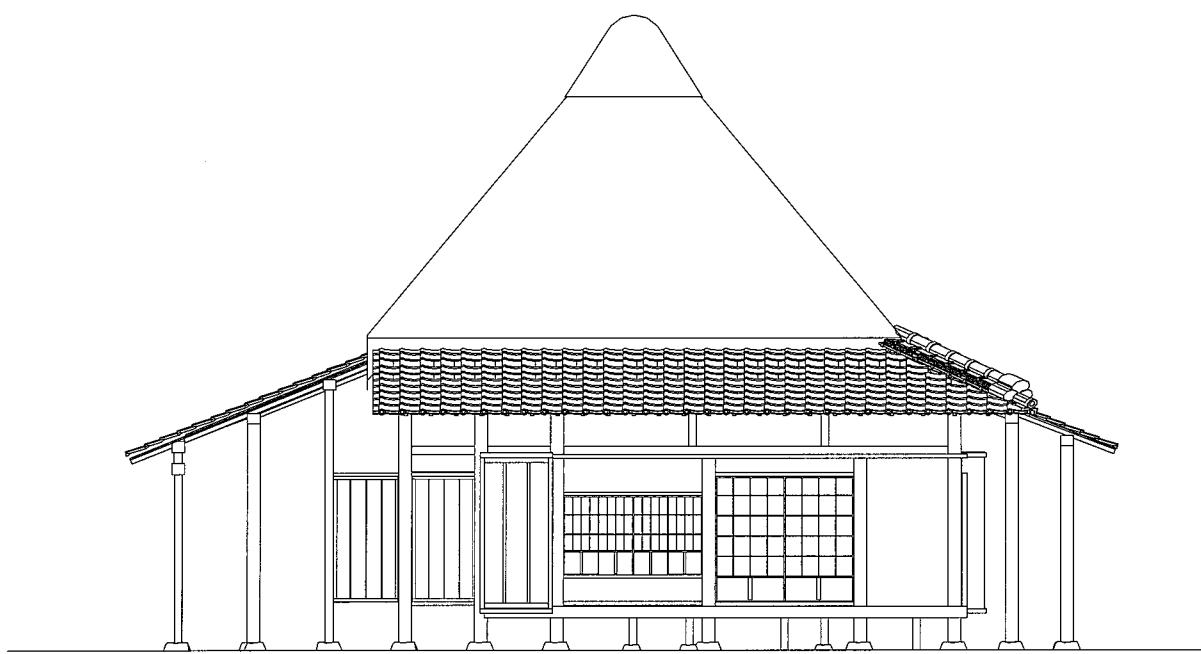
土間横断面図 (1:100)



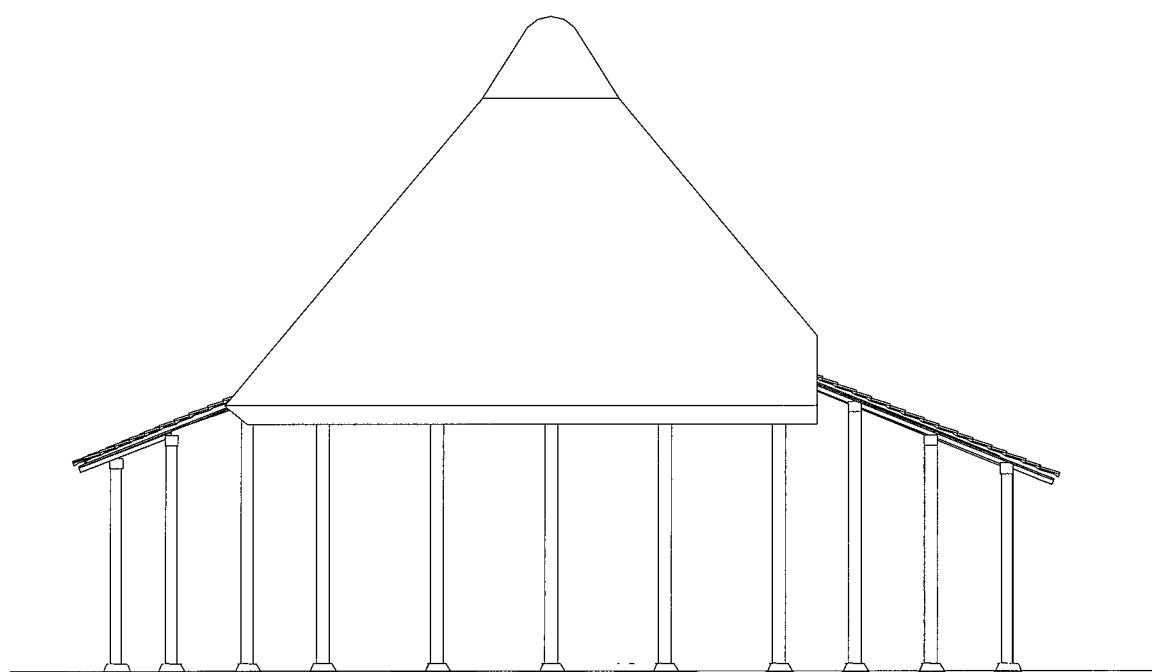
玄関横断面図 (1:100)



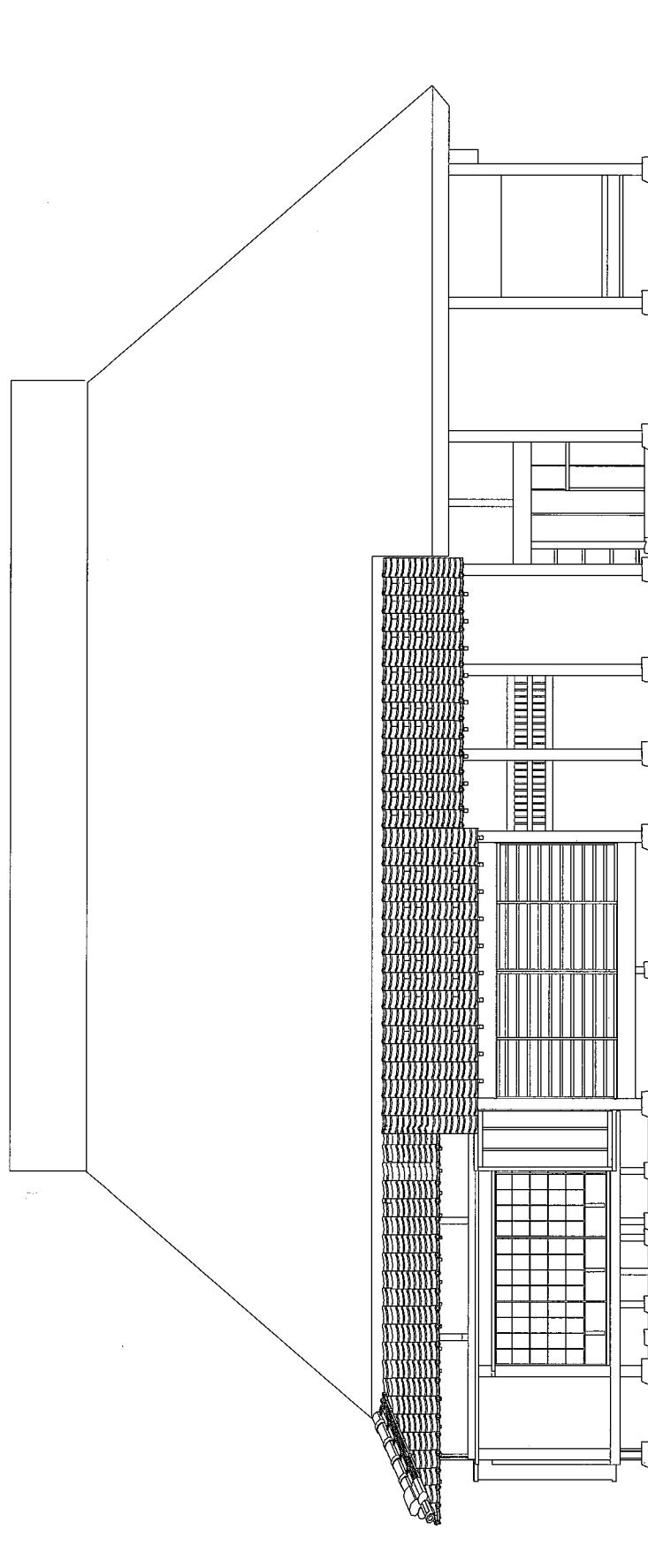
縦断面図 (1:100)



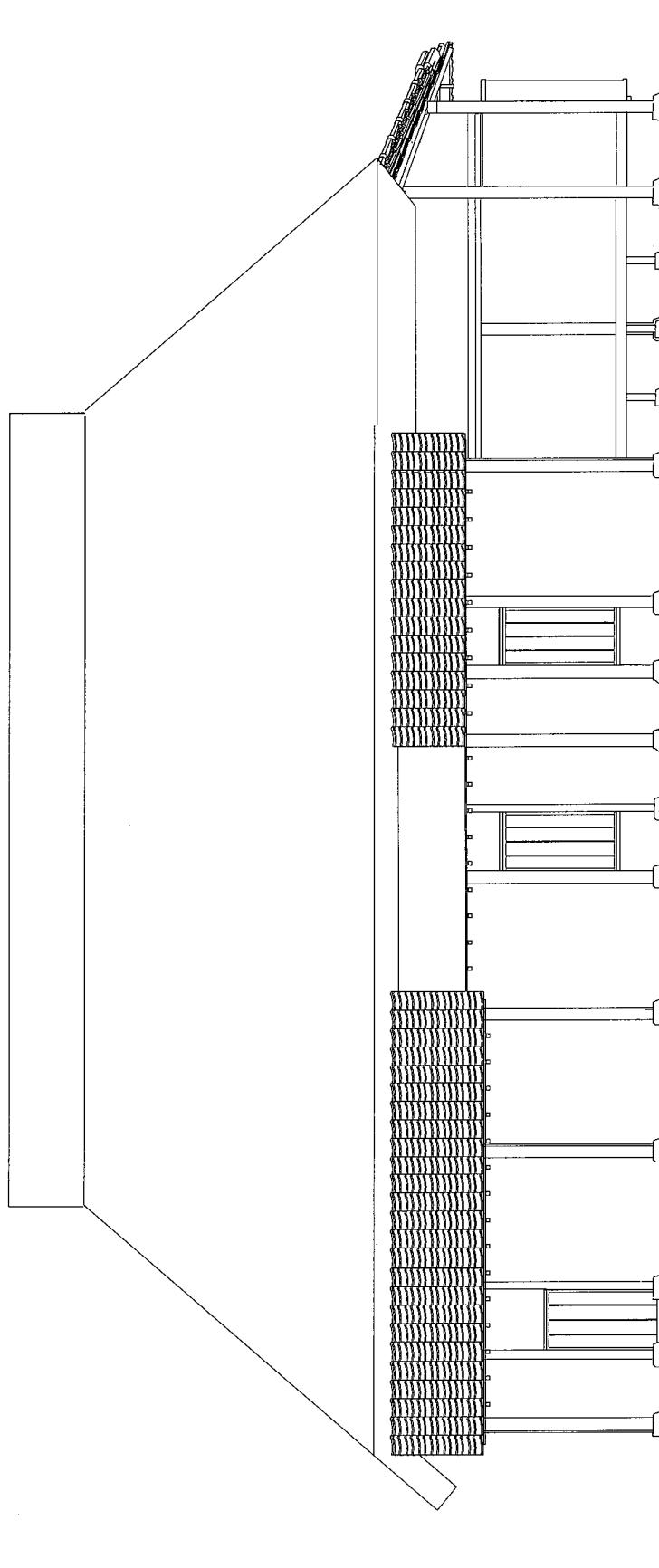
東側立面図（1:100）



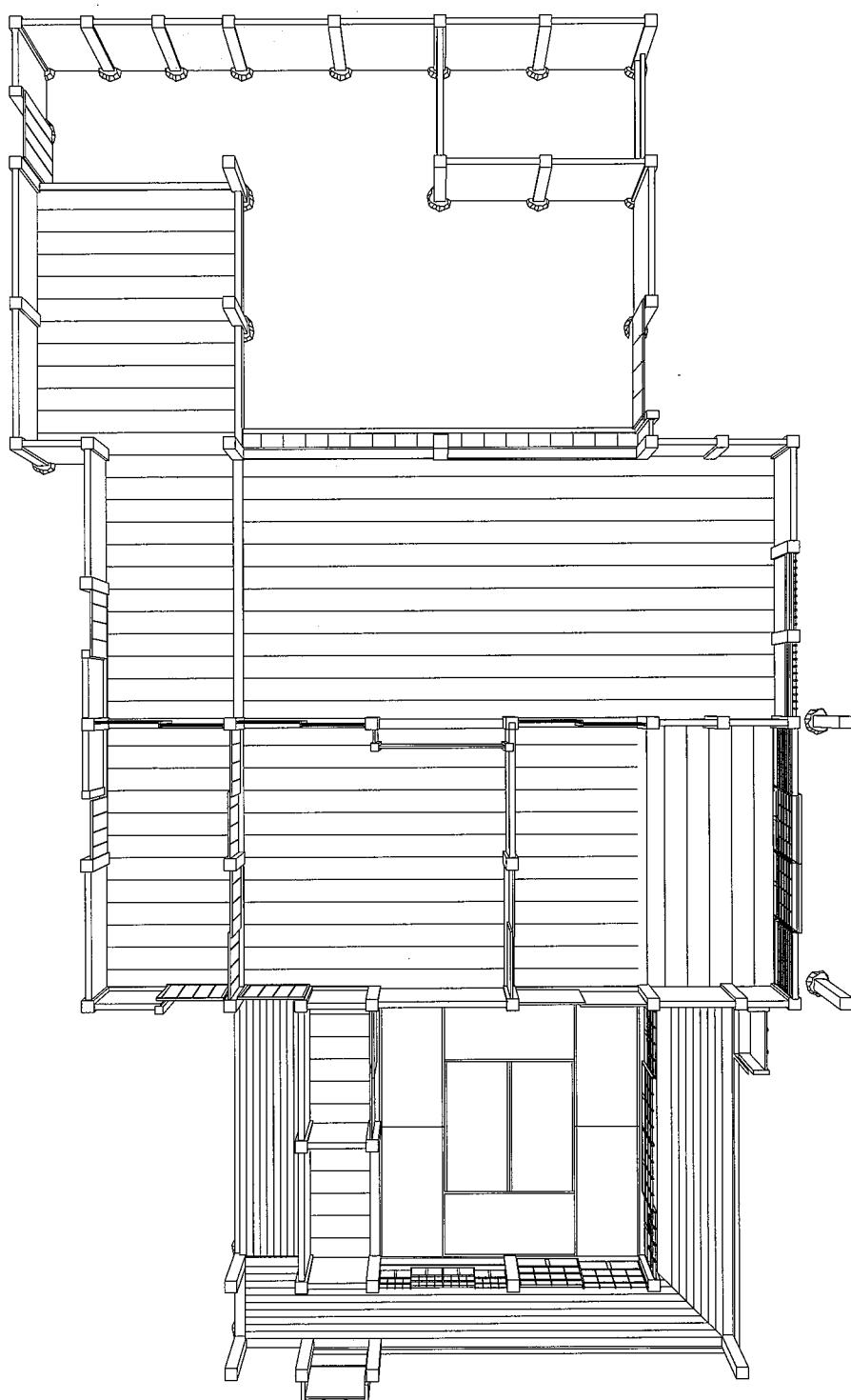
西側立面図（1:100）



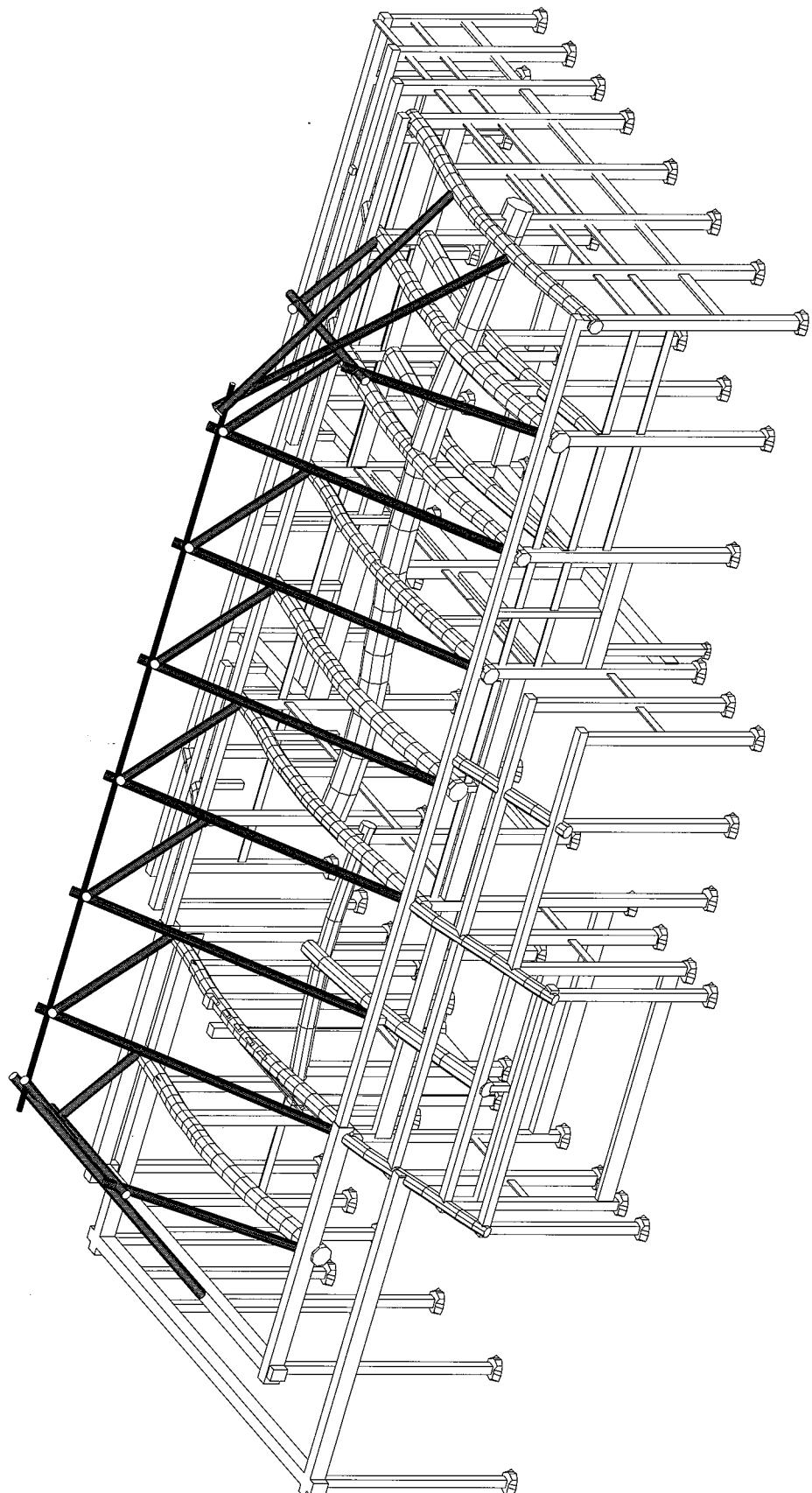
南側立面図 (1:100)



北側立面図（1:100）

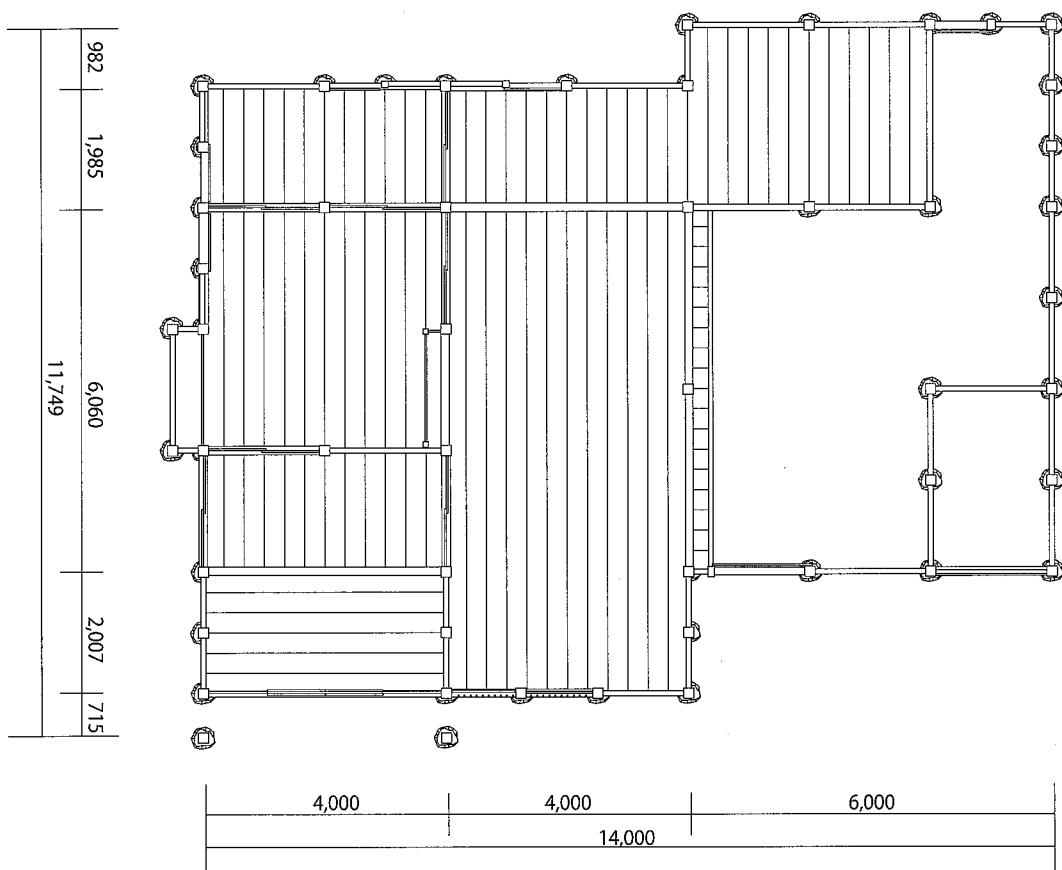


内部鳥瞰透視図

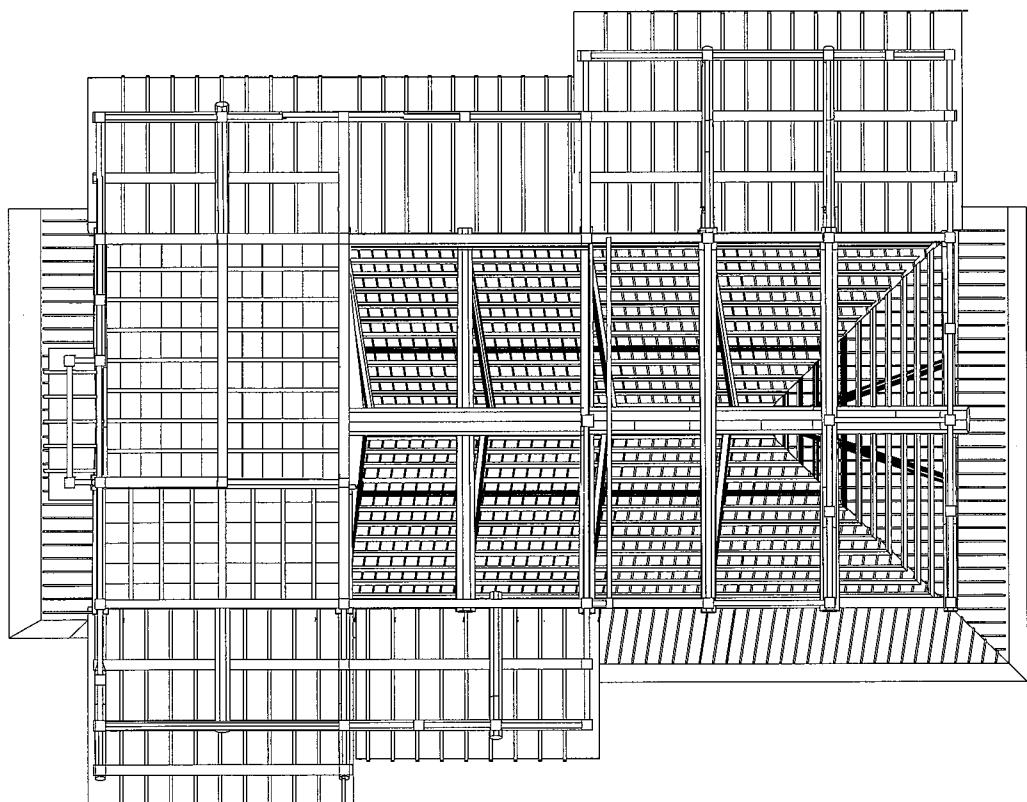


軸組透視図 (1:100)

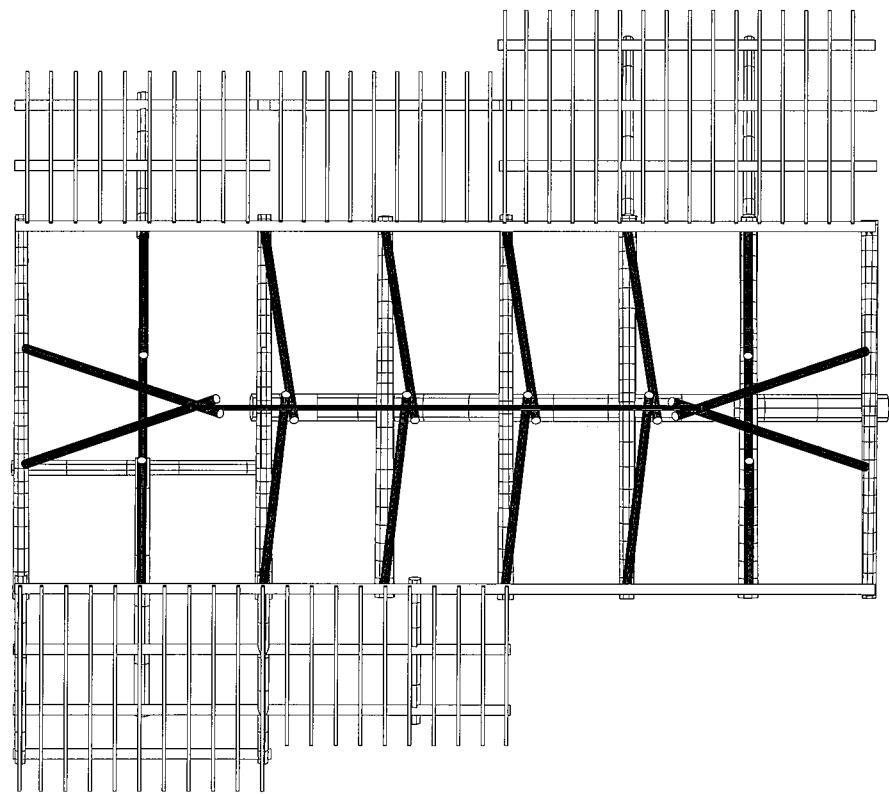
6.3 元文2年の藤瀬家住宅



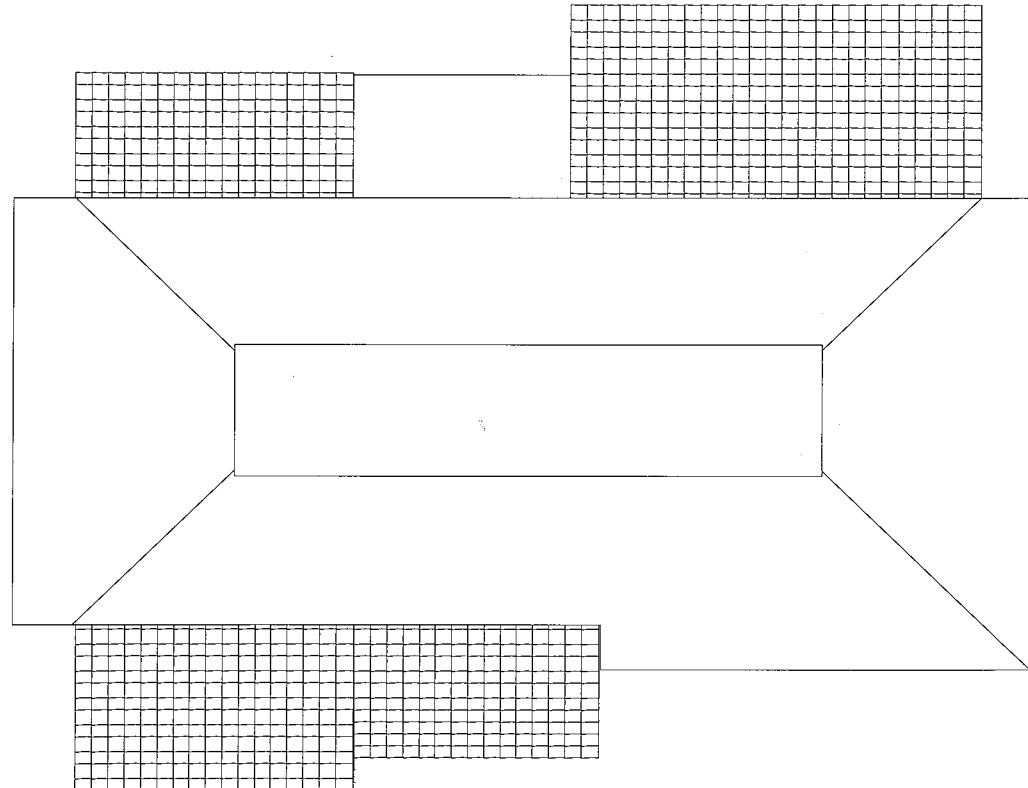
平面図（1:125）



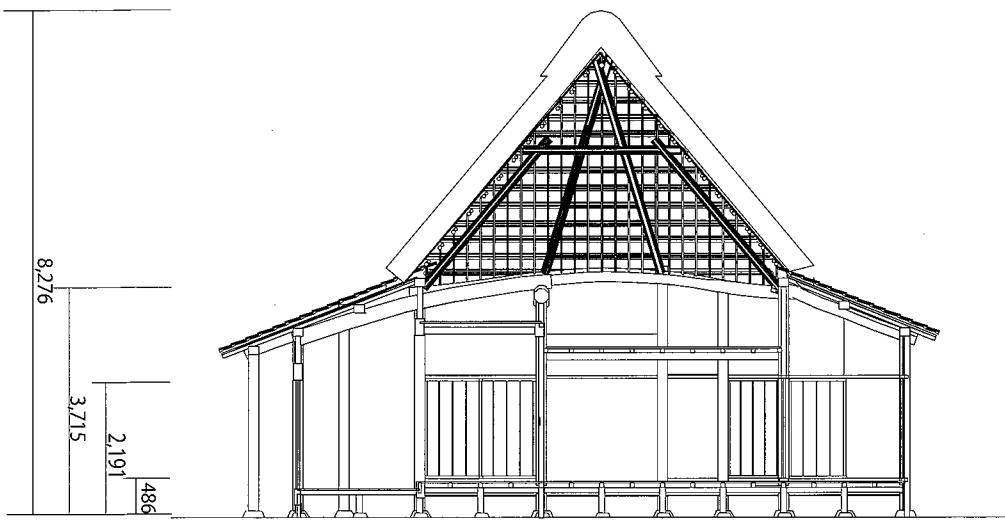
天井見上図（1:125）



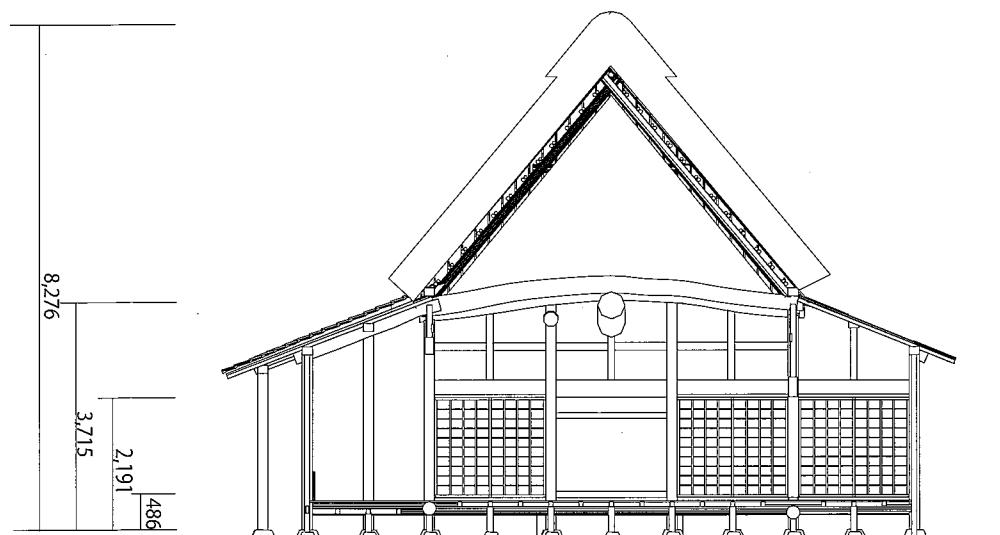
小屋伏図（1:125）



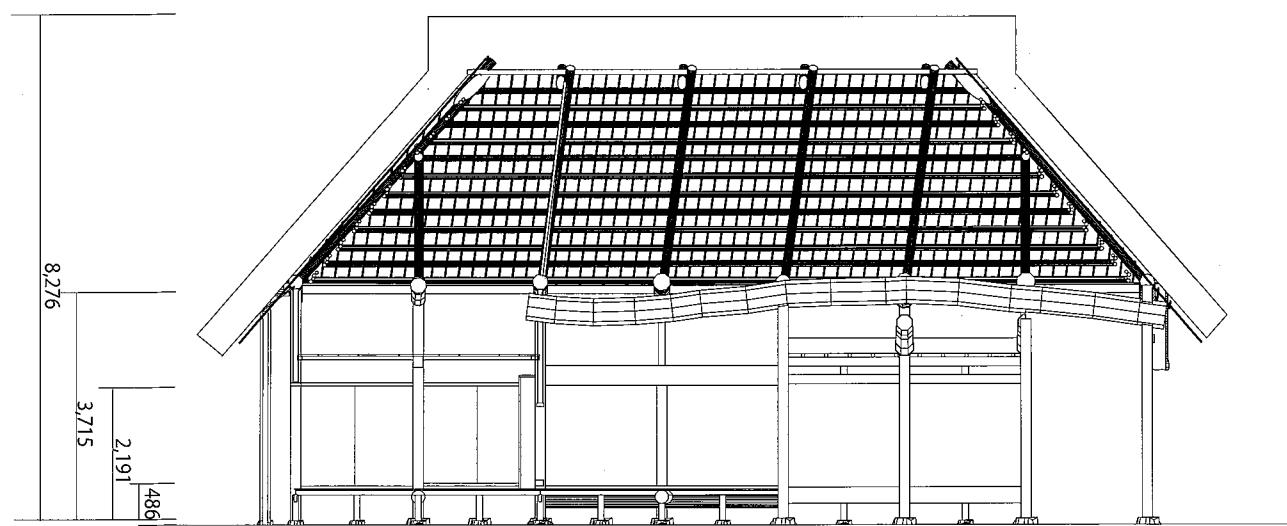
屋根伏図（1:125）



土間横断面図 (1:125)



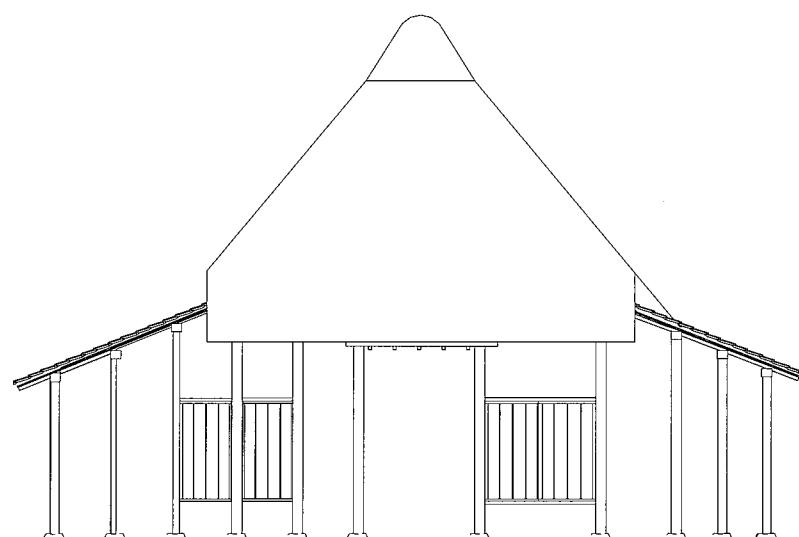
玄関横断面図 (1:125)



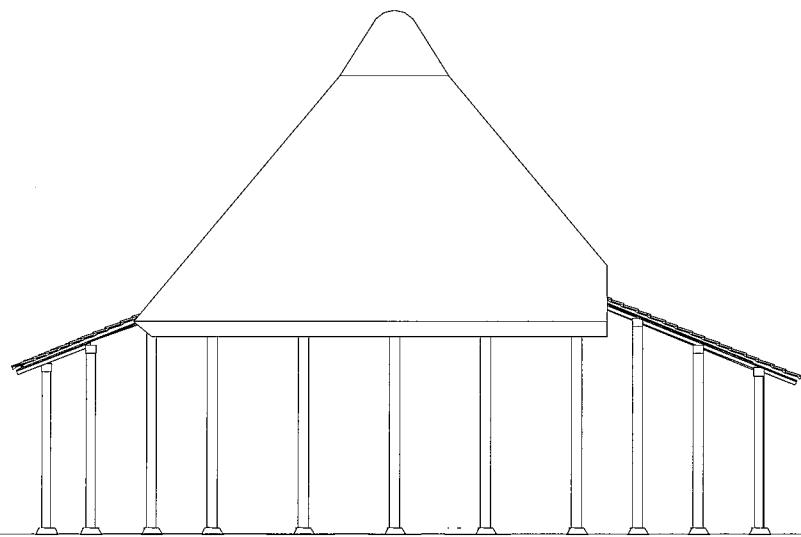
縦断面図 (1:125)



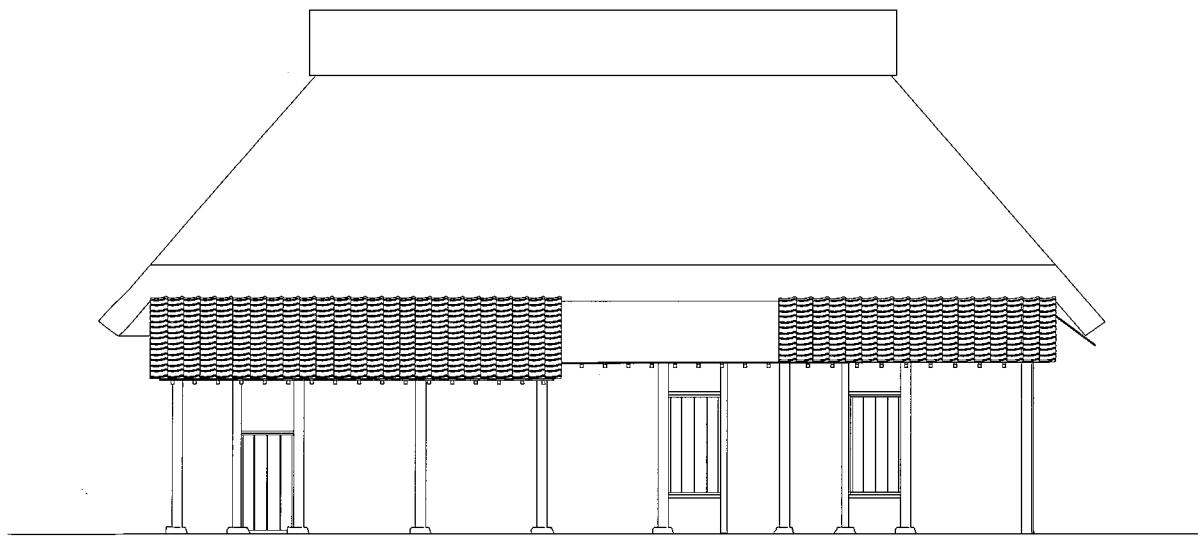
南側立面図 (1:150)



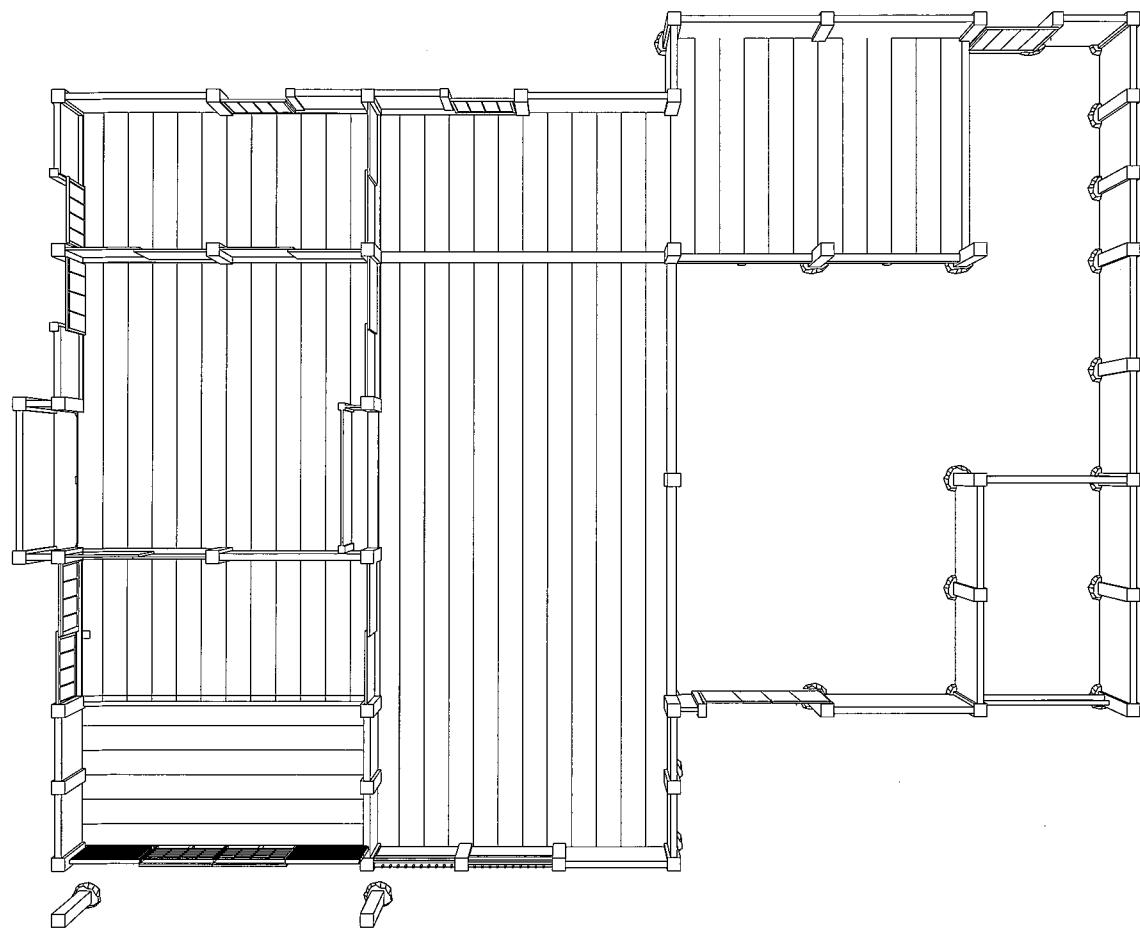
西側立面図 (1:150)



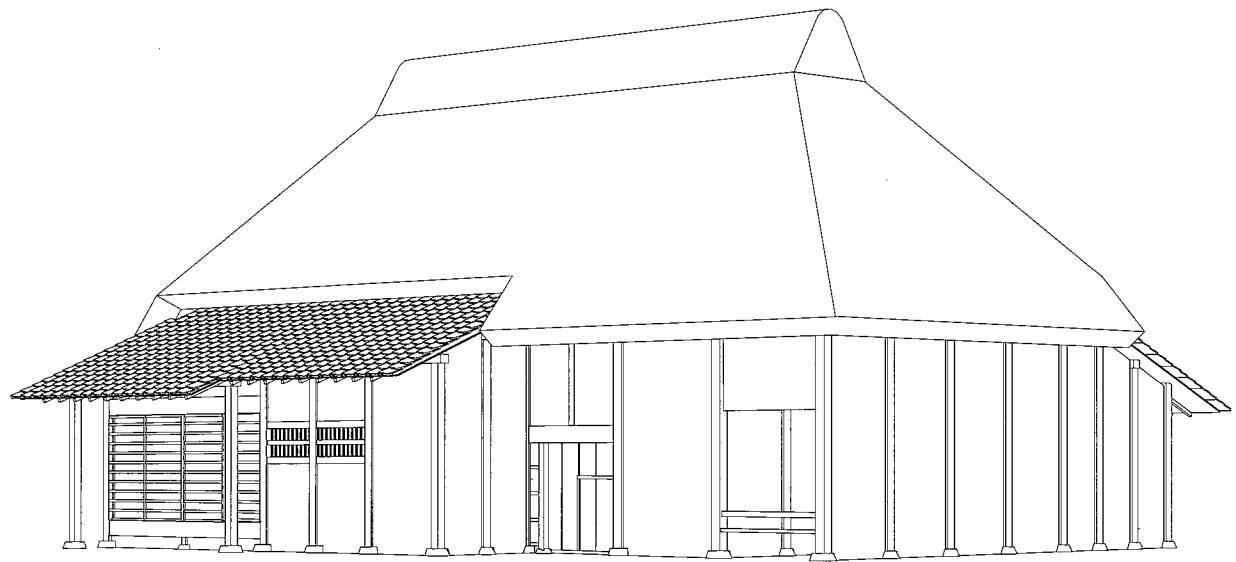
東側立面図 (1:150)



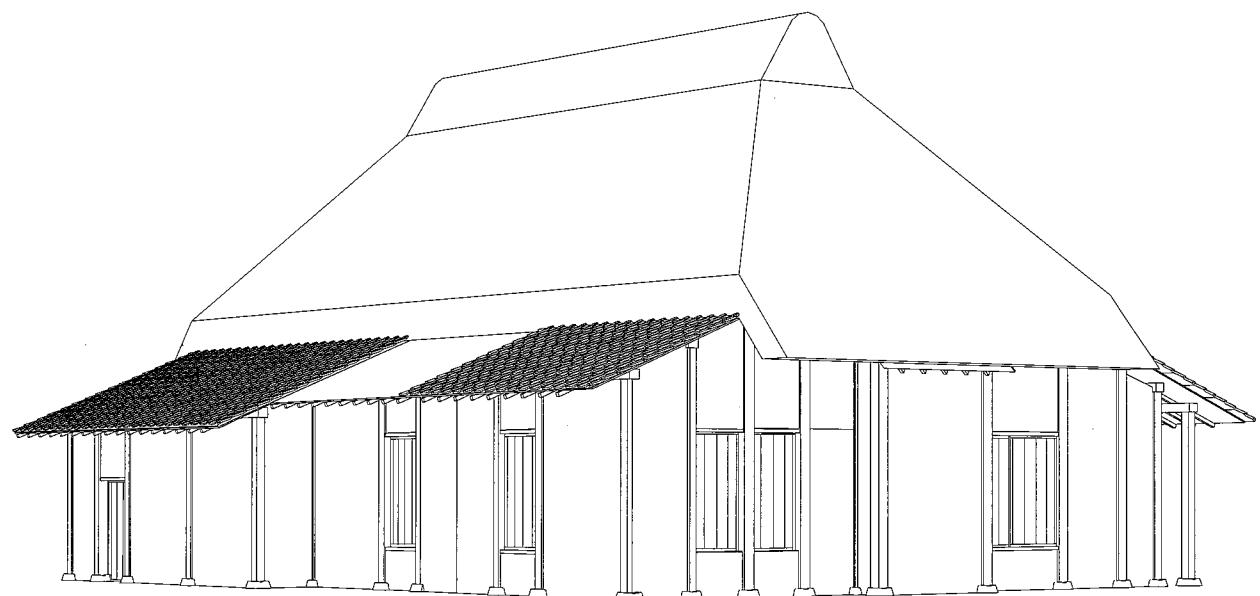
北側立面図 (1:150)



内部鳥瞰透視図



正面外観透視図



背面外観透視図

藤瀬家襍下貼古文書類 表題

○は未読、×は欠損による不明、AB等は裏面使用

2002.2.6

西暦	年号	月日	表題	その他記述	両面	形態
1674	延寶式年	寅十二月十四日	借用申〇良證文之 夏 岩本村勝五郎	宗因殿		一紙
1692	元禄五年	申正月廿九日	借用申米之事 仁助	犬石村宗因殿		一紙
1695	元禄八年	亥ノ三月七日	預り米之申	神有村宗因殿		一紙
1705	宝永式酉年	正月	×	神有村庄右衛門殿		一紙
1709	寶永六年	丑二月	下作請合證文之事 長野村弥七	神有村孫三郎殿		一紙
1711	宝永八年	卯ノ三月廿六日	卯ノ壱ヶ年新田預り作仕証拠之事 北原村田地預り主孫右衛門 納富正右衛門殿			一紙
1718	享保三年	戌二月	西御年貢銀之内□			長帳
1723	享保八年	卯七月	(中)津領武村善人悪人改書上帳			長帳
1730	享保十五年	十二月	戊暮式拾年賦御用銀御返済代米請取帳	神在組		長帳
1732	享保十七年	子九月	飢人書上帳	神有組 川付村	裏?	長帳
1733	享保十八年	丑四月	預り申銀子證文之事 東村利平	神有村政右工門殿		一紙
1738	元文三年	午ノ九月廿六日	當午御免定下地兩組寄			書冊
1740	元文五年	九月	申ノ田方本毛内改帳	神在村		長帳
1742	寛保式年	戌正月日	預り申錢之事 飯原村次郎左衛門	神有村牧右衛門殿		一紙
1742	寛保二年	戌十二月十日	質物ニ田地相渡シ申證文之事 飯原村次郎左衛門	飯原村吉平次殿		一紙
1745	延享二年	丑六月十一日	借用申銀子證文之事 飯原村宅平	神有村牧右工門殿		一紙
1746	延享三年	寅十二月	預り申米之事 飯原村次郎左衛門	神有村牧右工門殿		一紙
1747	延享三年	×	田地質物ニ召置米請取申付畠高引渡申證文事	×		一紙
1750	寛延三	午十二月	田地質物ニ召置米請取申付畠高引渡申證文事	神有村××		一紙
1750	寛延三庚	十月吉祥日	午ノ歳加布里藏米取立帳			長帳
1751	寛延四年	未十二月	預り錢之事 神在村 牧太左衛門 控	東村源左衛門殿		一紙
1754	宝曆四年	十月	戊御囃粉割方	神在組		長帳
1755	宝曆五稔	乙亥正月	祈願文 納富性(姓)			一紙
1756	宝曆六年	子正月	××證文事 控			一紙
1756	宝曆六年	正月吉祥日	丙子歳田畠下作定帳			長帳
1756	宝曆六丙子年	四月	當子春作仕付方御米割渡	神在組		長帳
1757	宝曆七年	九月	丑御用米銀勘定	神在伴七		長帳
1764	明和元年	申十二月	借用證文 一、銀五百目 神在治左衛門 控			一紙
1766	明和三	丙戌九月	戊御用米銀×(勘定)	×		長帳
1767	明和四年	亥十二月	○○證文之事 一、米拾俵 富村孫三〇 控	東村喜介殿		一紙
1769	明和六年	丑正月	×	八島村惣作百姓代清〇	原田藤太夫・冷木三太夫様	一紙
1769	明和六年		丑年不定出来米割方帳	神在組 藏持 八島村	裏	長帳
1771	明和八	卯二月改	諸方講過物米錢請拂定	茂兵衛		長帳
1773	安永式年	巳二月	××(質物証文) 藏持村半五郎	香力村孫吉衛門		一紙
1773	安永式年	巳二月	××(質物証文) 藏持村半五郎	香力村孫吉衛門		一紙
1774	安永三年	午二月	借用申銀子證文事 波呂村源〇〇	かぶり村数左衛門殿		一紙
1776	安永五年	申二月	未御年貢銀残并御口米代上納取立帳			長帳
1778	安永七年	八月	當戊亥早田畠數書上ヶ帳	神在組	裏A'	長帳
1779	安永八年	亥二月	中津請用控貯勘定有り			長帳
1780	安永九年	八月	子八月商壳御運上銀書上帳	神在組	裏A	長帳
1783	天明三年	(卯八月)	卯八月御運上銀取立覚帳	神在組?		長帳
1784	天明四年	十月	辰御年貢米御藏中賄取立有	神在組		長帳
1786	天明六丙	十一月吉祥日	午歳藏入米並出日記			長帳
1788	天明八年	申正月	往還御普請所相改帳	神在村		長帳
1788	天明八年	二月	申二月商壳口書上帳	神在組		長帳
1791	寛政三年	十月	亥御年貢米品々勘定并収納割	神在組		長帳
1793	寛政五年	五月	當田方早田畠數内改書上帳	淀川組 河原村	裏B	長帳
1793	寛政五年	九月	丑年御免相定之事	神在組 富・有田・平原村		長帳
1793	寛政五年	十二月	丑年組中出米錢割方帳	神在組	裏B	長帳
1793	寛政五年	十二月	丑年郡中入用割方帳	神在組 淀川組		長帳
1794	寛政六年	十二月	寅年組中定分不定分米錢割方帳	神在組		長帳
1795	寛政七年	二月	卯二月商壳御運上銀取立帳	神在組	裏?	長帳
1795	寛政七×	十二月	卯年郡中入用割××			長帳
1796	寛政八年	辰八月	質地證文之事 神有村磯右衛門 控	かぶり村佐吉殿		一紙
1796	寛政八年	辰八月	質地證文之事 神有村次郎 控	加布里村次左衛門殿		一紙
1796	寛政八年	辰八月	質地證文之事 神有村新兵衛 控	加布里治左衛門殿		一紙
1796	寛政八年	辰八月	質地證文之事 神有村善三郎 控	加布里村佐吉殿		一紙
1796	寛政八年	辰八月	質地證文之事 神有村田地主内藏治 控	岩本村豊吉殿		一紙
1796	寛政八年	辰八月	質地證文之事 庄兵衛 控	かぶり村吉右衛門殿		一紙
1796	寛政八年	辰八月	質地證文之事 権蔵 控	前原村惣六殿		一紙
1796	寛政八年	辰八月	質地證文之事 権蔵 控	加布里村吉右衛門殿		一紙
1796	寛政八年	辰十二月	借用申錢之事 神有村御百姓総代安右衛門 控	かぶり政助殿		一紙
1796	寛政八年	辰十二月	借用申錢之事 神有村百姓総代安右衛門 控	かぶり茂右衛門殿		一紙

西暦	年号	月日	表題	その他記述	両面	形態
1796	寛政八年	辰十二月	借用申錢之事 神有村惣代安右衛門 拠	香力村又助殿		一紙
1796	寛政八年	辰十二月	借用申錢之事 神有村百姓総代安右衛門 拠	かぶり茂右衛門殿		一紙
1797	寛政九年	巳二月	借用申錢之事 安右衛門 拠	かぶり茂右衛門殿		一紙
1797	寛政九年	巳二月	借用申錢之事 安右衛門 拠	かぶり茂右衛門殿		一紙
1797	寛政九年	巳二月	借用申錢之事 安右衛門 拠	荻浦村伊藏殿		一紙
1797	寛政九年	巳二月	質地證文之事 神有村百姓総代安右衛門 拠	かぶり佐吉殿		一紙
1797	寛政九年	巳九月	當村無主畝高帳	石崎村 庄屋喜右衛門	長帳	
1798	寛政十年	午十一月	神在村清七分(十二月限渡海往来証) 神在文左衛門			一紙
1811	文化八年	未十二月	譲渡證文之事 神有村納富庄右衛門	香力村八百右衛門殿宛		一紙
1820	文政三年	正月十一日	大福萬覚帳	有田村 (納)富武□	長帳	
1820	文政三年	辰十月	辰年免相定事 猪飼勝蔵ほか4名			継紙
1824	文政七年	甲申正月吉日	大福帳			小横帳
1825	文政八年	酉七月	畝高内改帳	深江村		長帳
1825	文政八年		田畠屋敷畝高書上帳	淀川組 波呂村		長帳
1827	文政十年	六月吉日	大福覺帳			長帳
1827	文政十年	丁亥六月吉日	寶富鹽相場	若山口		長帳
1827	文政十年	亥七月吉日	大福若山口	八百八拾壹		長帳
1827	文政十年	五月	大福帳	○ 清助		書冊?
1828	文政十一歳	子正月吉日	戊大福萬帳			小横帳
1828	文政十一年	戊子正月××	鹽相(場)大當金取□	八百八拾壹 若山口		長帳
1828	文政十一年	子十二月吉日	大福萬帳			小横帳
1828	文政十一年	×	×	×		長帳
1829	文政十二歳	己丑正月吉日	大福帳	吉富叢翁		小横帳
1829	文政十二歳	丑霜月吉祥日	大福金銀請取帳	若山口		長帳
1829	文政十式歳	己丑霜月吉祥日	大福金××			長帳
1829	文政十二歳	己丑十月吉祥日	大福金銀請取帳	有田村 若山口		長帳
1829	文政十二歳	己丑十月吉祥日	大福覺帳	香力村		小横帳
1830	文政十三年	寅二月吉祥日	大福帳			小横帳
1830	文政十三年	閏三月吉祥日	大寶惠			小横帳
1830	文政十三年	庚寅四月吉祥日	塩相場日々メ渡帳	饅頭屋菊之助		長帳
1830	文政十三年	寅五月吉祥日	大福金銀請取帳	若山口		長帳
1830	文政十三年	寅六月十五ヨリ		有田村 若山口		書冊
1830	文政十三年	寅八月吉祥日	大福帳	若 山		長帳
1830	文政十×	寅十一月	大福××	×		長帳?
1830	文政十三年	寅十二月吉祥日	大福金銀請取若山帳	百八拾壹 若山口		長帳
1830	文政××	寅ノ十××	大福××			長帳
1831	文政十四年	う正月二日	大福覺帳	藏持村		長帳
1831	天保二×	卯霜月吉××	大福金銀××			長帳
1831	天保二年	辛卯二月吉日	大福日記覺帳	藏持村 一丸口		長帳
1831	天保二歳	辛卯三月吉日	大福金銀請取帳	若山口		長帳
1831	天保二年	卯ノ四月吉祥日	大福金銀請取帳	若山口 有田村		長帳
1831	天保二年	卯ノ四月吉祥日	大福金銀請取覺帳	若山口 百八拾壹		長帳
1831	天保二年	辛卯四月吉日	大福若山口	八百十壹 百八壹		長帳
1831	天保二歳	辛卯六月吉祥日	大福金銀請取帳	有田村 若山口		長帳
1831	天保二歳	辛卯八月吉日	大福金銀請取帳	若山口		長帳
1831	天保二歳	辛卯八月〇日	大福金銀請取覺帳	若山口 有田村		長帳
1831	天保弐年	卯ノ九月廿二日	大福覺帳	有田村		長帳
1831	天保二卯年	十月十一日	龍巻口□			長帳
1831	天保二歳	辛卯拾月吉祥日	大福金銀萬請×			長帳
1831	天保二×	○○	大福金銀××			長帳
1832	天保三歳	壬辰二月吉日	大福金銀請取帳	若山口		長帳
1832	天保三年	辰四月上旬××	金銀請XXX			長帳
1832	天保參歳	壬辰八月吉祥日	大福金銀請取帳	若山口		長帳
1835	天保六年	正月十一日	未年下作藏納内取帳	藤瀬氏		長帳
1842	天保十三年	寅九月二十九日	原田様御抱御田地浦田附米帳	武村分	裏?	長帳
1842	天保十三年	寅十月	原田様浦田之分			長帳
1843	天保十四年	卯十二月	借用證文之事 深江町借主藤重次郎	藤瀬宗大夫殿		一紙
1845	弘化二年	十一月	巳御年貢米小前写	藤瀬宗大夫		小横帳
1846	弘化三年	十一月	當午御年貢小前写	藤瀬氏		小横帳
1848	嘉永元年	十一月	當申御年貢米小前寫	藤瀬氏		小横帳
1849	嘉永二年	十一月	酉年小前寫	神在藤瀬		小横帳
1850	嘉永三年	十月	戌年小前写	藤瀬姓		小横帳
1851	嘉永四年	十月	亥御年貢米小前写	藤瀬性		小横帳
1852	嘉永五年	子正月吉日	大福萬一切帳			小横帳

西暦	年号	月日	表題	その他記述	両面	形態
1852	嘉永五年	十一月	子秋御年貢小前写	藤瀬氏		小横帳
1854	嘉永七年	十月ヨリ	寅秋御年貢小前写	藤瀬宗太夫		小横帳
1854	嘉永安政調子元		磯平・蒲生・乘年・只助・代助・利吉 勘定元ぬき出し	藤瀬		長帳
1855	安政二年	卯十月	田畠坪付帳	原田 大庄屋へ引渡分		長帳
1855	安政□(二年)?	十月	卯秋御年貢小前写	藤瀬氏		小横帳
1856	安政三年	十月	當辰秋年貢米小前写	藤瀬氏		小横帳
1857	安政四年	十月	當巳秋御年貢米小前写	藤瀬氏		小横帳
1857	安政四丁巳年	孟冬日(購入か?)	論語			書冊
1857	安政四丁巳年	孟冬日(購入か?)	孟子			書冊
1861	文久元年	九月	酉内作稻勘定	藤瀬		長帳
1869	明治式年	十一月	已出錢取××			長帳
1870	明治三年	十一月	午生錢取調子帳	神在村		長帳
1871	明治四年	十二月	未年津出勘定×	神××		長帳
1874	明治七年	七月十六日	字犬石長栄寺境内税地(絵図)			一紙
1878	明治十一年	一月改	寅月番勘定帳	神在村		長帳
1893	明治二十六年	十二月	土木箇所付帳	大字神在		書冊
	XXX年		×田畠数内改書上帳	神在組 富有田村 平原	裏	長帳
		申三月	博奕之儀付先達之御書付之触 摂造酒助			継紙
(天)保二歳		十二月吉日	(大)福金銀請取帳	百八拾壹 若山口		長帳
XX		子十月吉祥日	大福萬帳	若山口		小横帳
XX		十一月	未年御年貢小前写	藤瀬氏		小横帳
		十二月式四日	丑代納銀取立	日○屋 平次受持		小横帳
(嘉永五年か?)		十一月十五日(引)十九日迄	子冬郡方借入内実元立帳			長帳
XX三年		XX式月	XX覚帳	蔵持村 一丸口		長帳
XXX年			XX覚帳	今北 一丸口		長帳
○○○歳		巳丑○月○	大福金XX			長帳
			波多江甫志村 前原村綿屋	綿×		長帳
			清算目録	神有文左衛門		長帳
			XXXX取立帳	神在組		長帳
			村方他借指問目録	神在村		長帳
			辨財天	昆蘿屋 吉富武七		長帳
			七福辨財天			長帳
			七福神			小横帳
			七福神			小横帳
			婦豆屋 武七			小横帳
			東本帳			小横帳
			大福萬覚帳			長帳
			×福金銀請取帳			長帳
			○ 有田村			長帳
			運勢大×			長帳
			運勢大○			長帳
			○七神福德			長帳
			○七福神			長帳
			絵図下書き			一紙
			字赤坂民林之内(絵図)下書き			一紙
			藤瀬社地絵図面書と 下書き			一紙
(已年)			田地質物=召置米錢借用申證文之事			一紙
			借用申錢之事 神有村総代安右衛門 控			一紙
X		寅十二月	× 飯原村庄屋十兵衛	神有村牧右工門殿		一紙
X		寅十二月	× 飯原村庄屋十兵衛	神有村牧右工門殿		一紙

神在藤瀬家住宅

前原市神在藤瀬家住宅解体に伴う学術調査報告

前原市文化財調査報告第 80 集

〔発行年月〕

2002 年 3 月 29 日

〔編集〕

九州芸術工科大学歴史環境研究室

〔発行所〕

前原市教育委員会

〔印刷〕

重富印刷

